

令和2年度大気及び水質等測定結果について
(参考資料)

令和3年8月12日

岡山県環境文化部環境管理課

目 次

環境大気

環境大気測定局配置図	1
大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源	2
大気汚染物質ごとの測定結果	3

有害大気汚染物質等

測定結果	10
------	----

公共用水域の水質

測定地点位置図	11
健康項目の環境基準超過状況	12
生活環境項目（BOD, COD）の測定結果	13
生活環境項目（全窒素, 全りん）の測定結果	15
生活環境項目（全亜鉛, ノニルフェノール及びLAS）の測定結果	16
その他の生活環境項目の測定結果（環境基準適合率）	17
要監視項目の指針値超過状況	18
環境基準の評価方法等	19

地下水の水質

地下水環境基準達成状況図	20
地下水測定項目	21
概況調査の測定結果	22
継続監視調査の測定結果	24

ダイオキシン類

環境測定地点図	25
環境測定結果の概要	29
測定地点ごとの測定結果	30
事業者による測定結果の概要	35
事業者による測定結果一覧表	36
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）	41

酸性雨

調査結果	42
------------	----

化学物質環境モニタリング

測定地点図	43
測定結果	44
地点ごとの測定結果	45

アスベスト

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	46
------------------------------	----

(参考) 岡山市関係資料

48

有害大気汚染物質環境調査結果について	49
--------------------------	----

ダイオキシン類環境調査結果について	51
-------------------------	----

事業者によるダイオキシン類自主測定結果について	59
-------------------------------	----

酸性雨調査結果	63
---------------	----

外因性内分泌かく乱化学物質等調査結果について	64
------------------------------	----

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	70
------------------------------	----

(参考) 倉敷市関係資料

72

大気及び水質等測定結果について	73
-----------------------	----

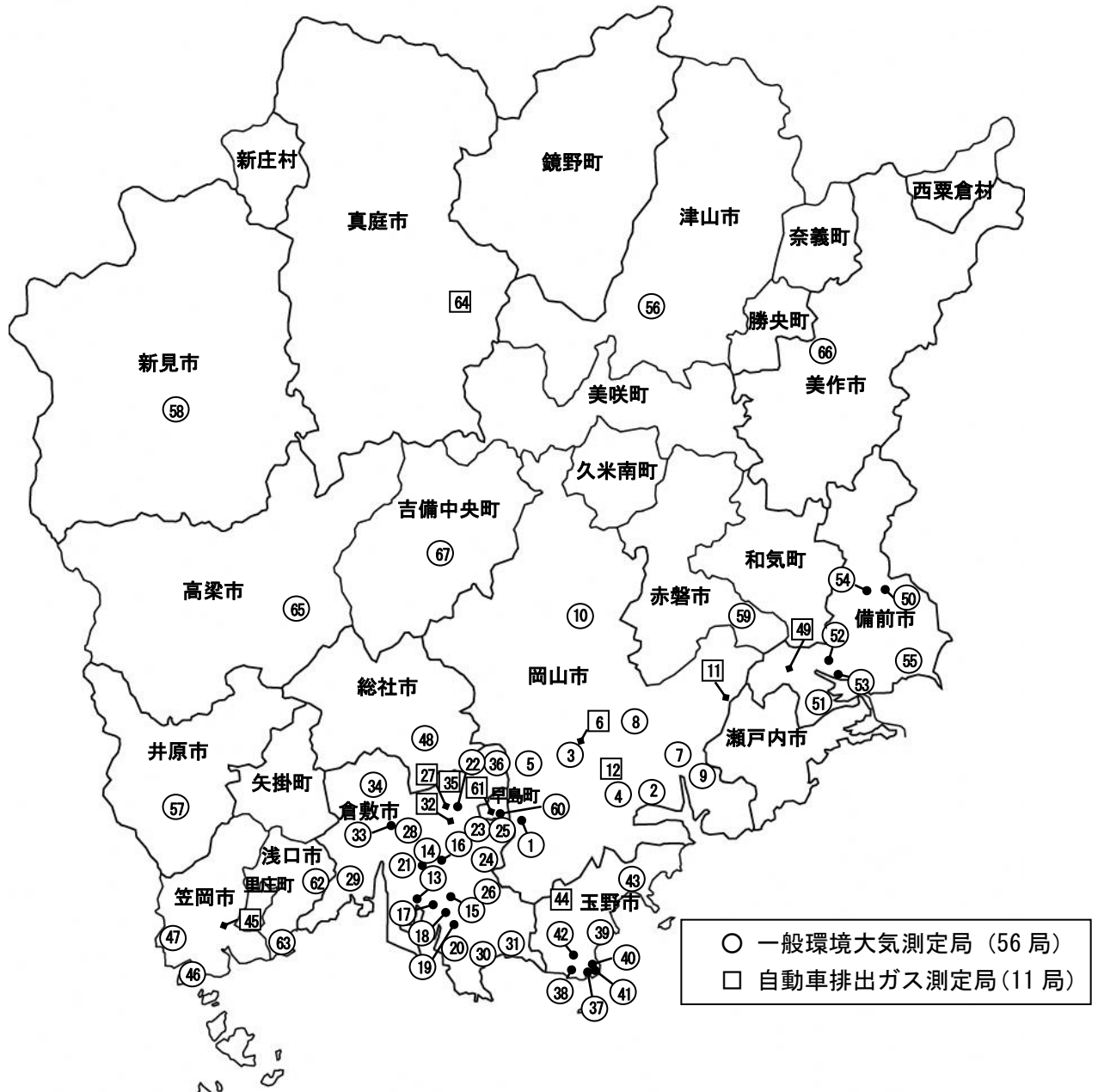
参考資料	86
------------	----

酸性雨調査結果	121
---------------	-----

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	122
------------------------------	-----

環境大気測定局配置図

令和2年度末現在



○ 一般環境大気測定局 (56局)
 □ 自動車排出ガス測定局 (11局)

岡山市	1	興除
	2	江並
	3	出石
	4	南輝
	5	吉備
	6	南方(自)
	7	西大寺
	8	東岡山
	9	五明
	10	御津
	11	西祖(自)
	12	青江(自)
倉敷市	13	監視センター
	14	春日
	15	広江
	16	福田
	17	松江
	18	呼松
	19	宇野津
	20	塩生

倉敷市	21	連島
	22	倉敷美和
	23	豊洲
	24	天城
	25	茶屋町
	26	郷内
	27	駅前(自)
	28	西阿知
	29	玉島
	30	児島
	31	田の口
	32	大高(自)
	33	船穂
	34	真備
	35	西坂(自)
	玉野市	36
37		日比
38		洪川
39		宇野
40		向日比1

玉野市	41	向日比2
	42	日比2丁目
	43	後閑
笠岡市	44	用吉(自)
	45	大磯(自)
備前市	46	寺間
	47	茂平
	48	総社
	49	伊部(自)
	50	三石
	51	鶴海
	52	東片上
	53	穂浪
	54	野谷
	55	日生
その他市町	56	津山
	57	井原
	58	新見
	59	熊山
	60	早島

その他市町	61	長津(自)
	62	金光
	63	寄島
	64	久世(自)
	65	高梁
	66	美作
	67	吉備高原

合計 67局
 (自) 自動車排出ガス測定局

(参考)

大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源

対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源
二酸化硫黄 (SO ₂)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
一酸化炭素 (CO)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
光化学オキシダント (O _x)	○短期的評価 昼間(6時から20時まで)の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO ₂)	○長期的評価 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	○長期的評価 1年平均値(長期基準)が15µg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値(短期基準)が35µg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。

大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄

- (1) 測定した41局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)(38局)及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)(1局)における年平均値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばいであった。

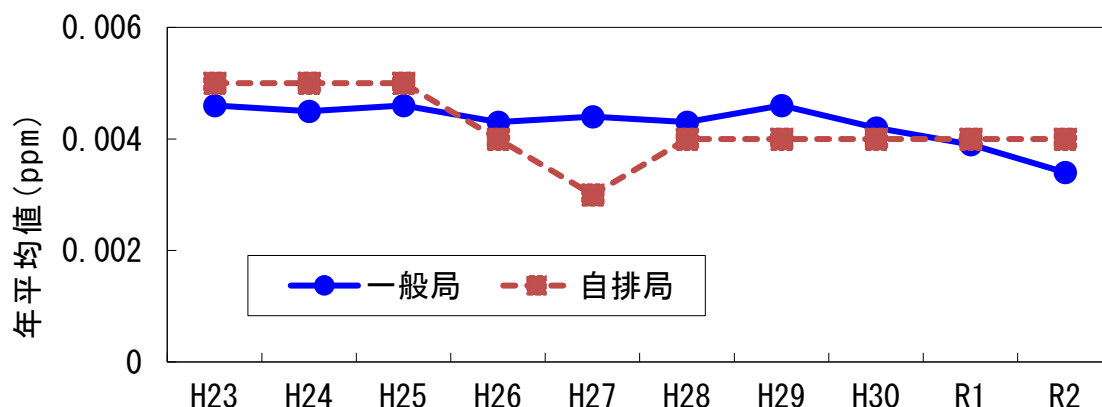


図1 過去10年間における二酸化硫黄の年平均値の推移

2 一酸化炭素

測定した7局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。

3 浮遊粒子状物質

- (1) 測定した55局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は6局であった。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局(40局)及び自排局(10局)における年平均値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している状況であった。

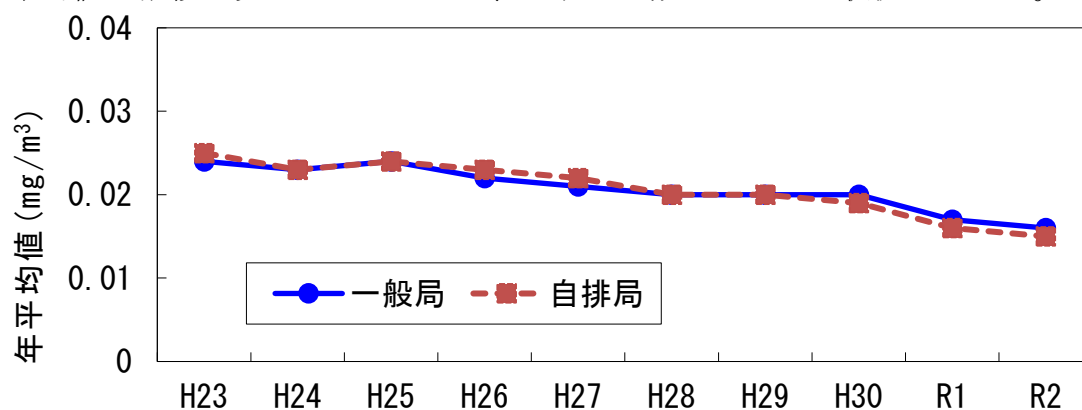


図2 過去10年間における浮遊粒子状物質の年平均値の推移

4 光化学オキシダント

- (1) 測定した45局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。
- (2) 光化学オキシダント情報（1時間値が0.10ppm以上で継続が予想される場合等）のみの発令は22回（5日）、光化学オキシダント注意報（1時間値が0.12ppm以上で継続が予想される場合）の発令は9回（4日）の計31回（9日）であった。
- (3) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（38局）及び自排局（3局）における『光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値（光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための新指標）』の県内最高値の推移は次のとおりであり、わずかに増加している状況であった。

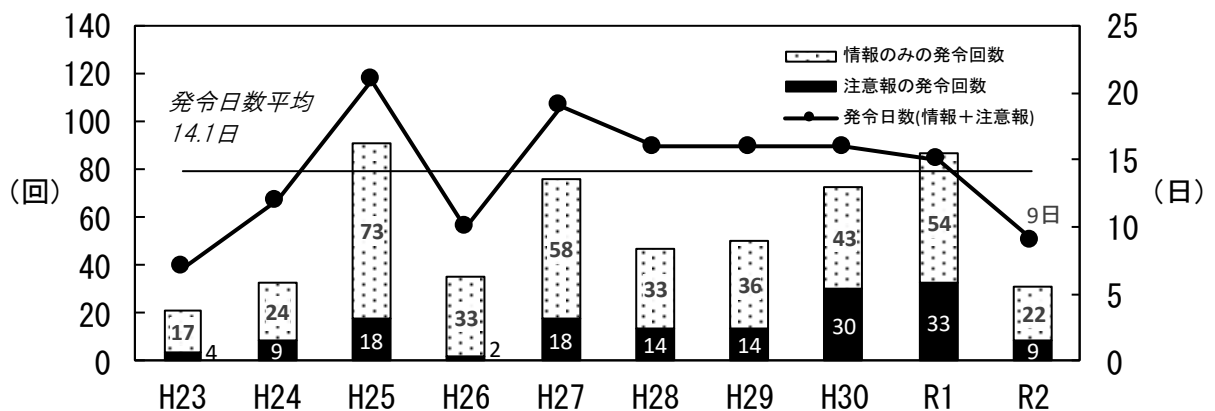
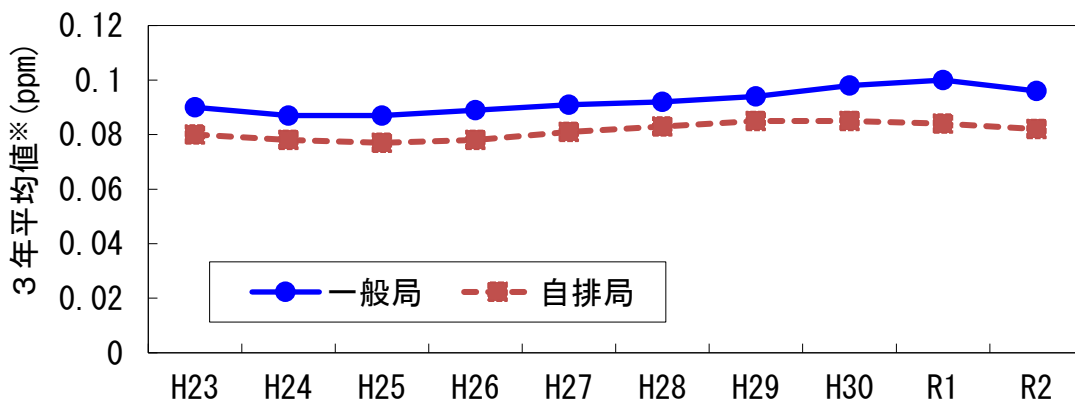


図3 過去10年間における光化学オキシダント注意報等の発令回数と発令日数の推移



※ 該当年度を含む過去3年間の値から算出

図4 過去10年間における光化学オキシダントの新指標の推移

5 二酸化窒素

- (1) 測定した57局について、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（41局）及び自排局（11局）における年平均値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している状況であった。

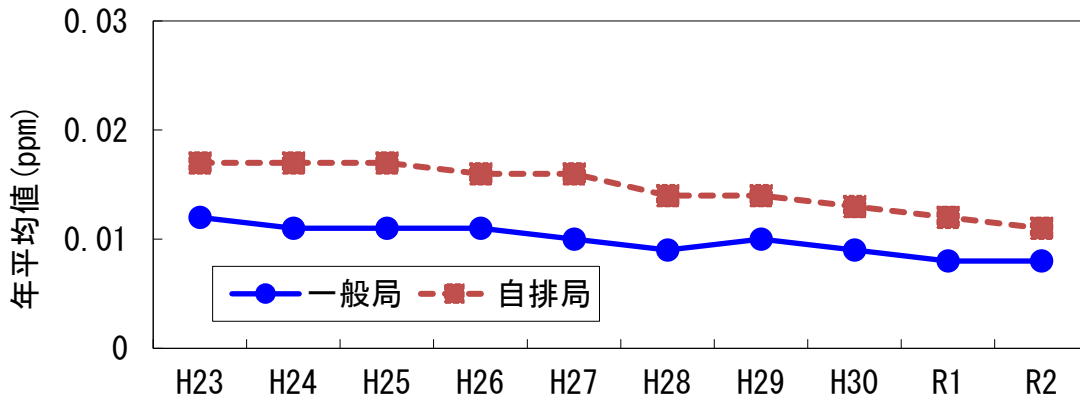


図5 過去10年間における二酸化窒素の年平均値の推移

6 微小粒子状物質 (PM2.5)

- (1) 県下では、平成22年度から測定を開始しており、令和2年度に測定した27局について、19局で環境基準を達成した。
- (2) 過去9年間継続して測定を実施している一般局（7局）及び自排局（2局）における年平均値の推移は次のとおりであり、減少している状況であった。

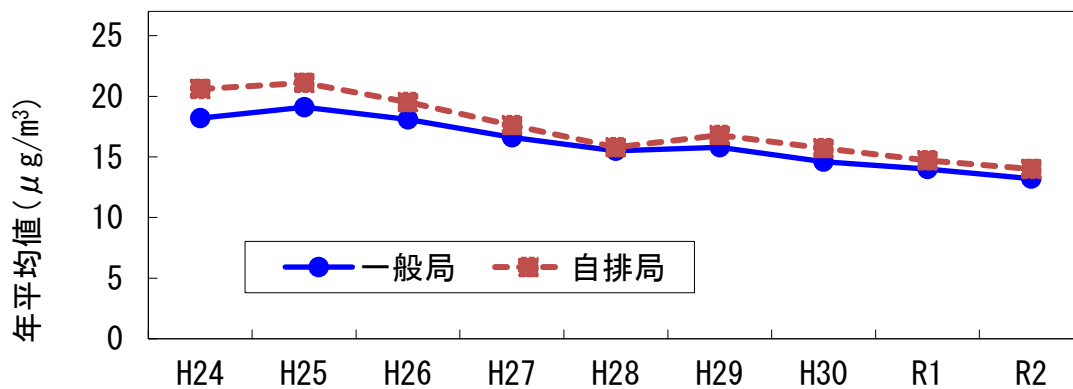


図6 過去9年間における微小粒子状物質の年平均値の推移

環境大気の測定結果

1 二酸化硫黄

【令和2年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
			(時間)	(%)	(日)	(%)			
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		興除	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
	倉敷市	春日	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		広江	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		宇野津	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		豊洲	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		郷内	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		田の口	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
	監視センター	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0	
	福田	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0	
	船穂	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0	
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
	玉野市	日比	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		向日比1丁目	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		渋川	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
	後閑	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0	
笠岡市	寺間	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0	
備前市	穂浪	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0	
	鶴海	0	0.0	0	0.0	0.001	○	0	
	東片上	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0	
	三石	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0	
野谷	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0		
浅口市	寄島	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0	
自排局	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0

2 一酸化炭素

【令和2年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)
			(回数)	(%)	(日)	(%)			
一般局	倉敷市	倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.8	○	0
自排局	岡山市	青江	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
		駅前	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
		西坂(移)	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0	

※1 (移)は移動局を表す。(以下同じ)

3 浮遊粒子状物質

【令和2年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0
		南輝	1	0.0	0	0.0	0.039	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0
		東岡山	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
		興除	2	0.0	0	0.0	0.056	○	0
		吉備	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
	倉敷市	御津	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
		春日	0	0.0	0	0.0	0.055	○	0
		広江	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.053	○	0
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.048	○	0
		茶屋町	2	0.0	0	0.0	0.050	○	0
		郷内	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.051	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.041	○	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
		津山市	福田	0	0.0	0	0.0	0.042	○
	庄		0	0.0	0	0.0	0.039	○	0
	船穂		0	0.0	0	0.0	0.051	○	0
	津山		0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
	玉野市	日比	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		渋川	0	0.0	0	0.0	0.049	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.054	○	0
		後閑	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0
	笠岡市	寺間	0	0.0	0	0.0	0.053	○	0
		茂平	0	0.0	0	0.0	0.044	○	0
	総社市	総社	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
	新見市	新見	0	0.0	0	0.0	0.057	○	0
	備前市	穂浪	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
		鶴海	2	0.0	0	0.0	0.041	○	0
		東片上	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0
三石		0	0.0	0	0.0	0.065	○	0	
野谷		5	0.1	0	0.0	0.046	○	0	
日生		0	0.0	0	0.0	0.044	○	0	
浅口市	金光	0	0.0	0	0.0	0.052	○	0	
早島町	早島	0	0.0	0	0.0	0.053	○	0	
自排局	岡山市	南方	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
		青江	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
		西祖	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0
		西坂(移)	1	0.0	0	0.0	0.046	○	0
	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
	備前市	伊部	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
	真庭市	久世	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
	早島町	長津	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0

4 光化学オキシダント

【令和2年度】

測定局の種類	市町村	測定局	昼間の1時間値が 0.06ppmを 超えた日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上 の日数と時間数		8時間値の最高 値の年間99 パーセンタイル 値の3年平均値 (ppm)
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	
一般局	岡山市	江並	52	250	0	0	0.079
		南輝	53	254	0	0	0.081
		西大寺	60	275	0	0	0.079
		東岡山	47	220	0	0	0.075
		出石	54	278	0	0	0.084
		興除	38	184	0	0	0.078
		吉備	32	125	0	0	0.080
		五明	71	329	0	0	0.081
		御津	64	329	2	4	※1
	倉敷市	春日	55	260	1	1	0.080
		松江	19	81	0	0	0.074
		塩生	54	253	0	0	0.072
		連島	69	345	0	0	0.079
		倉敷美和	47	226	1	1	0.090
		天城	43	204	1	1	0.078
		茶屋町	42	168	0	0	0.077
		郷内	53	250	0	0	0.083
		西阿知	50	237	1	3	0.081
		玉島	52	250	0	0	0.080
		児島	55	280	0	0	0.077
		監視センター	18	73	0	0	0.067
		福田	43	191	1	2	0.080
		庄	50	248	0	0	0.086
		船穂	60	294	1	2	0.082
	真備	73	350	1	2	※2	
	津山市	津山	45	219	0	0	0.080
	玉野市	日比	57	242	0	0	0.076
		宇野	57	265	0	0	0.077
	笠岡市	茂平	76	365	0	0	0.085
	井原市	井原	75	387	1	1	0.089
	総社市	総社	84	440	1	1	0.096
	高梁市	高梁	53	243	0	0	0.083
	新見市	新見	39	185	0	0	0.076
	備前市	東片上	74	339	0	0	0.084
		三石	62	289	0	0	0.082
		日生	67	284	0	0	0.081
赤磐市	熊山	74	365	0	0	0.085	
美作市	美作	49	221	0	0	0.079	
浅口市	金光	80	391	1	1	0.086	
	寄島	94	488	1	1	0.090	
早島町	早島	53	280	0	0	0.088	
吉備中央町	吉備高原	66	339	1	2	0.086	
自排局	玉野市	用吉	49	253	0	0	0.078
	笠岡市	大磯	63	310	0	0	0.082
	真庭市	久世	33	129	0	0	0.074

※1 御津局は令和2年3月から測定を開始したため、値が算出できない。

※2 真備局は平成30年7月豪雨災害の影響により長期間測定を停止したため、値が算出できない。

5 二酸化窒素

【令和2年度】

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数
			(ppm)	(日)
一般局	岡山市	江並	0.022	0
		南輝	0.024	0
		西大寺	0.019	0
		東岡山	0.015	0
		出石	0.021	0
		興除	0.021	0
		吉備	0.018	0
		五明	0.015	0
	御津	0.010	0	
	倉敷市	春日	0.024	0
		松江	0.025	0
		塩生	0.027	0
		連島	0.023	0
		倉敷美和	0.023	0
		豊洲	0.023	0
		天城	0.022	0
		茶屋町	0.024	0
		郷内	0.021	0
		西阿知	0.020	0
		玉島	0.026	0
		児島	0.020	0
		監視センター	0.028	0
		福田	0.022	0
		庄	0.016	0
		船穂	0.019	0
		真備	0.017	0
		津山市	津山	0.011
	玉野市	日比	0.020	0
		向日比1丁目	0.021	0
		渋川	0.019	0
		宇野	0.021	0

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数	
			(ppm)	(日)	
一般局	笠岡市	寺間	0.015	0	
		茂平	0.020	0	
	総社市	総社	0.015	0	
	高梁市	高梁	0.008	0	
	新見市	新見	0.009	0	
		穂浪	0.016	0	
		鶴海	0.011	0	
		東片上	0.015	0	
		三石	0.020	0	
		野谷	0.016	0	
	備前市	日生	0.012	0	
		赤磐市	熊山	0.010	0
		美作市	美作	0.007	0
		浅口市	金光	0.020	0
自排局	早島町	早島	0.021	0	
		南方	0.019	0	
	岡山市	青江	0.032	0	
		西祖	0.020	0	
	倉敷市	駅前	0.025	0	
		大高	0.024	0	
		西坂(移)	0.022	0	
	玉野市	用吉	0.017	0	
	笠岡市	大磯	0.023	0	
	備前市	伊部	0.028	0	
真庭市	久世	0.011	0		
早島町	長津	0.032	0		

6 微小粒子状物質

【令和2年度】

測定局の種類	市町村	測定局	長期基準		短期基準		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			年平均値		日平均値の年間98%値		日	割合
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成		
一般局	岡山市	興除	12.8	○	37.2	×	9	2.5
		江並	13.7	○	36.9	×	8	2.2
		南輝	12.0	○	35.4	×	8	2.2
		西大寺	10.1	○	30.1	○	2	0.6
		東岡山	11.3	○	29.9	○	4	1.1
		吉備	10.6	○	31.0	○	3	0.8
	倉敷市	松江	14.0	○	35.8	×	8	2.2
		塩生	12.9	○	34.9	○	7	1.9
		倉敷美和	12.3	○	32.7	○	5	1.4
		茶屋町	14.1	○	38.6	×	11	3.4
		玉島	10.3	○	30.8	○	3	0.8
		児島	13.1	○	36.1	×	9	2.5
		監視センター	12.6	○	33.0	○	5	1.4
		庄	11.2	○	31.5	○	4	1.1
	真備	11.1	○	26.9	○	2	0.6	
	津山市	津山	10.1	○	27.5	○	2	0.6
	玉野市	宇野	12.2	○	30.9	○	4	1.1
	笠岡市	茂平	15.0	○	34.1	○	7	1.9
	総社市	総社	12.1	○	32.3	○	6	1.7
	高梁市	高梁	10.7	○	26.6	○	2	0.6
新見市	新見	7.1	○	21.8	○	0	0.0	
備前市	三石	10.7	○	27.4	○	1	0.3	
早島町	早島	14.1	○	36.0	×	9	2.5	
吉備中央町	吉備高原	10.8	○	28.1	○	3	0.8	
自排局	岡山市	南方	13.7	○	34.5	○	7	1.9
	倉敷市	大高	12.3	○	32.2	○	4	1.1
	早島町	長津	15.5	×	38.2	×	10	2.8

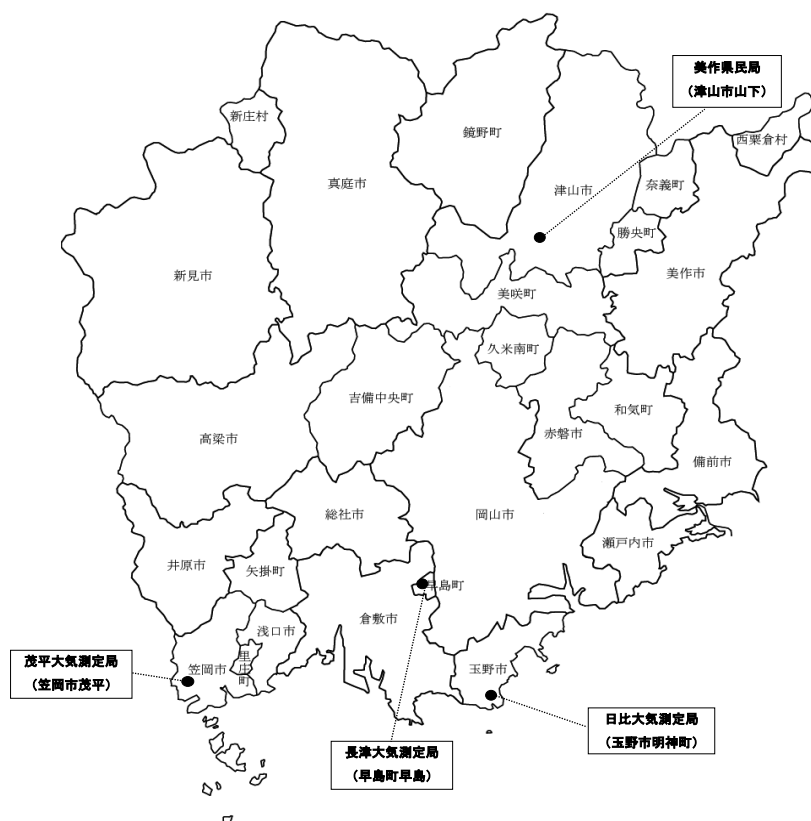
(備考) 「○」は、各基準を達成した測定局を示す。「×」は、各基準を達成しなかった測定局を示す。長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

有害大気汚染物質等測定結果

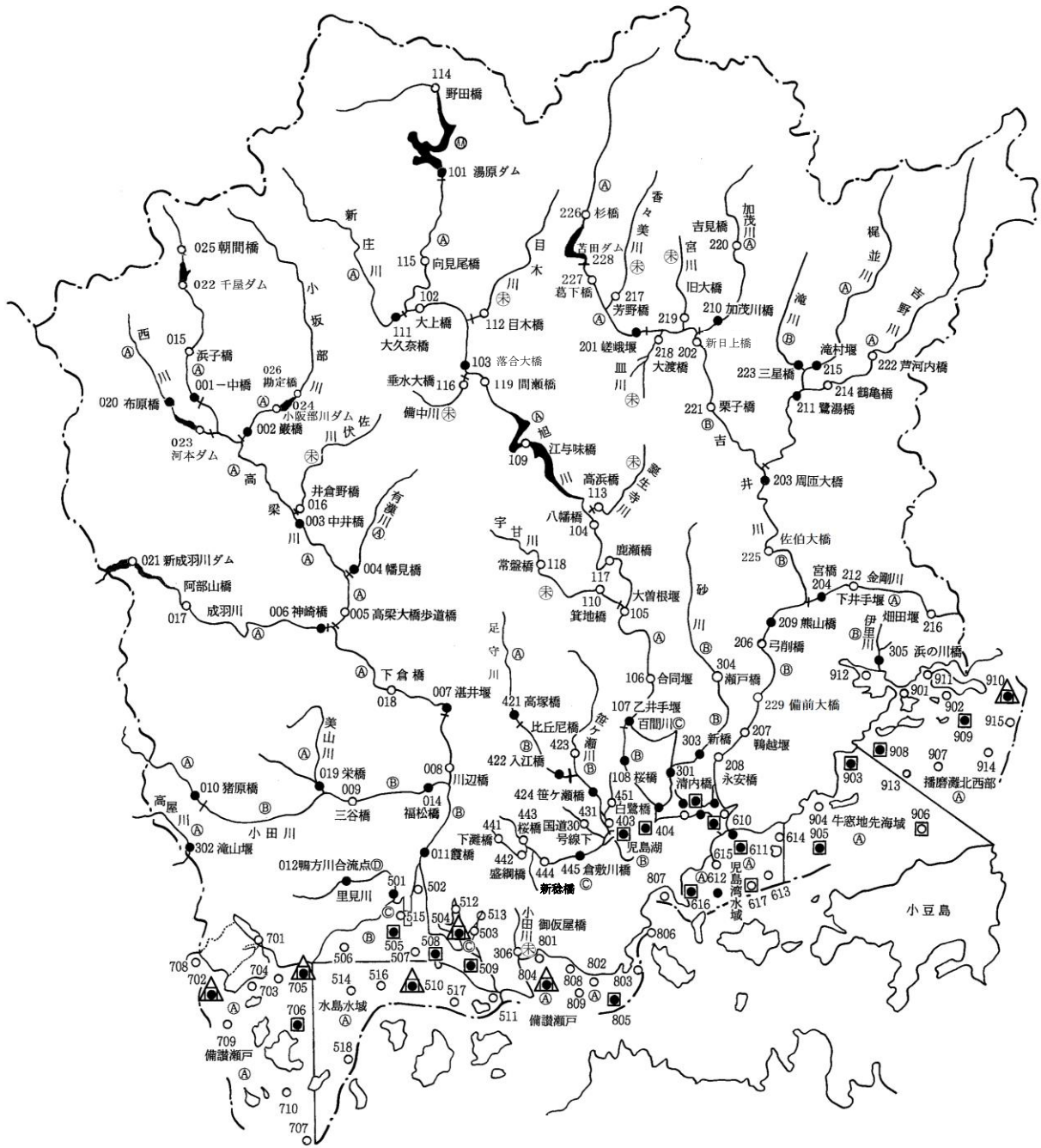
測定地点		長津大気測定局	茂平大気測定局	美作県民局	日比大気測定局	環境基準 (指針値)
物質名	単位					
アクリロニトリル	μg/m ³	0.023	0.020	0.019	0.021	(2以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.013	0.017	0.011	0.041	(10以下)
クロロホルム	μg/m ³	0.12	0.13	0.13	0.17	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.13	0.14	0.13	0.15	(1.6以下)
ジクロロメタン	μg/m ³	0.52	0.51	2.5	0.67	150以下
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.051	0.042	0.055	0.051	200以下
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.047	0.055	0.039	0.037	130以下
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.041	0.022	0.028	0.024	(2.5以下)
ベンゼン	μg/m ³	2.0	1.1	0.51	0.82	3以下
塩化メチル	μg/m ³	0.93	1.0	0.99	1.1	(94以下)
トルエン	μg/m ³	8.9	3.2	1.9	2.7	
酸化エチレン	μg/m ³	0.055	0.042	0.046	0.044	
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.7	1.1	1.2	1.1	(120以下)
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.1	1.7	2.0	2.0	
ニッケル化合物	ng/m ³	4.1	2.0	0.84	4.4	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	2.9	2.6	2.1	10	(6以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.041	0.029	0.013	0.032	
マンガン及びその化合物	ng/m ³	74	49	14	31	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物 ^(※)	ng/m ³	7.1	5.4	1.8	5.2	
六価クロム化合物 ^(※)						
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.8	1.7	1.5	1.8	(40以下)
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.48	0.66	0.097	0.41	

(※) 個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物(全クロム)として分析している。

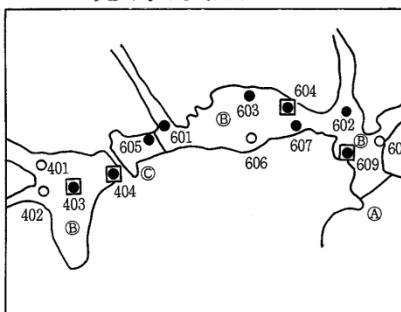
測定地点図



測定地点位置図



児島湾拡大図



- は、BOD又はCOD等に係る環境基準点
- は、全窒素及び全りんに係る環境基準点
- △は、全亜鉛等に係る環境基準点
- は、補助測定点
- 番号は地点番号
- Ⓐ～Ⓓはそれぞれ環境基準のA～D類型
- 未は環境基準の類型未設定

健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	〃	0	0.01mg/L以下
六価クロム	〃	0	0.05mg/L以下
ヒ素	〃	0	0.01mg/L以下
総水銀	〃	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	37 (河川12, 湖沼2, 海域23)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	101 (河川54, 湖沼4, 海域43)	0	10mg/L以下
ふっ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.05mg/L以下

生活環境項目	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)、底層DO (以上13項目)	

BOD及びCODの測定結果

(1)河川(31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水質 (BOD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
			H28	H29	H30	R 1	R 2			
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	0.8	1.2	0.9	1.2	1.4	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	0.8	1.0	2.0	1.2	1.2	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	0.6	0.9	0.8	0.8	0.7	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	0.8	1.9	1.2	1.7	1.2	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	0.8	1.0	1.2	1.2	1.2	○	2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	0.8	1.2	2.0	1.2	1.0	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	0.8	1.0	1.4	1.6	1.3	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	0.8	1.2	1.2	1.4	1.2	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	1.2	1.4	1.3	1.5	2.0	○	3以下
美山川	栄橋	矢掛町	1.2	1.6	1.2	1.5	1.2	○	2以下	
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.0	1.0	1.2	0.9	1.0	○	1以下
	旭川中流	落合大橋	真庭市	0.8	1.0	1.4	1.2	1.0	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	0.7	0.9	0.8	0.7	0.7		
	旭川下流	桜橋	岡山市	1.3	3.2	0.9	1.6	1.1	○	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	0.7	1.0	1.2	1.4	1.2	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	1.9	2.6	3.7	3.2	2.5	○	5以下
砂川	新橋	岡山市	1.4	1.8	2.0	2.0	2.0	○	3以下	
吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	1.0	1.2	1.4	1.6	1.2	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.2	1.4	1.2	1.8	1.6	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7		
	加茂川	加茂川橋	津山市	0.8	0.8	1.3	1.4	1.4	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	1.2	1.4	1.4	1.8	1.6	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.2	1.4	1.7	2.0	1.6	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.0	1.4	1.4	1.4	1.6	○	2以下
金剛川	宮橋	和気町	0.6	0.9	0.7	1.0	0.7	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	2.4	2.8	3.0	2.6	2.0	○	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	1.2	1.1	1.2	1.6	1.4	○	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.0	1.4	1.8	1.6	1.4	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	2.4	3.4	3.2	2.8	2.8	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	1.2	1.4	1.0	1.4	1.4	○	2以下
里見川水域	里見川	鴨方川合流点	浅口市	2.4	3.4	3.6	3.5	3.0	○	8以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.0	1.2	1.6	1.4	1.6	○	3以下

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目 (整数でない場合は端数を切り上げた整数番目) にくるデータを表す。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		H28	H29	H30	R 1	R 2			
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	8.0	7.8	8.8	7.7	8.1	×	5以下
		樋 門	7.2	7.7	8.4	7.7	7.8		

(3) 海 域(10水域、27環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		H28	H29	H30	R 1	R 2			
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	4.4	3.9	3.8	3.2	4.0	○	8以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	3.2	2.6	2.6	3.0	2.9	○	8以下
	水島地先海域(甲)	玉 島 港 沖 合	3.1	2.7	2.5	2.7	2.5	○	3以下
		上 水 島 北	3.0	2.7	2.6	2.5	2.5		
	水島地先海域(乙)	網 代 諸 島 沖	2.8	2.2	2.4	2.1	2.2	×	2以下
児 島 湾	児 島 湾 (甲)	海 岸 通 沖	5.8	5.3	5.2	5.6	5.1	○	8以下
	児 島 湾 (乙)	旭 川 河 口 部	4.3	3.8	4.0	5.5	4.7	×	3以下
		吉 井 川 河 口 部	3.9	3.8	4.1	4.5	3.4		
		横 樋 沖	4.2	3.9	4.4	5.2	4.0		
		九 蟠 沖	3.7	4.3	4.0	5.1	4.3		
		阿 津 沖	4.5	5.1	3.8	4.8	4.4		
	向 小 串 沖	4.1	4.1	4.5	4.7	3.7			
水 域	児 島 湾 (丙)	別 荘 沖	2.8	4.1	3.9	3.2	2.6	×	2以下
		児 島 湾 口 沖	2.6	2.9	3.4	3.2	2.6		
		波 張 崎 南	2.4	2.4	2.5	2.2	2.4		
		出 崎 東 沖	2.3	2.5	2.8	2.3	2.2		
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	2.4	2.5	2.8	2.6	2.8	×	2以下
		青 佐 鼻 沖	2.4	2.6	2.8	2.7	2.9		
		北 木 島 布 越 崎 北	2.3	2.3	2.5	2.1	2.7		
		久 須 美 鼻 東	2.4	2.2	2.3	2.1	2.0		
		大 樋 島 北	2.0	2.0	2.3	2.3	1.9		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.4	2.2	2.8	2.8	2.4	×	2以下
		前 島 南 西	2.1	2.0	2.4	2.3	2.1		
播 磨 灘 北 西 部	播 磨 灘 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.3	2.3	2.5	2.5	2.3	×	2以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.5	2.3	2.5	2.4	2.3		
		鹿 久 居 島 東 沖	2.6	2.4	2.6	2.5	2.7		

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表す。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全窒素及び全りん の測定結果

(1) 全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H28		H29		H30		R1		R2			
児島湖	湖心	1.2		1.5		1.2		1.0		1.2		×	1以下
	樋門	1.2		1.4		1.1		0.98		1.1			
水島港区	水島港口部	0.31	0.31	0.19	0.19	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.29	0.28	0.16	0.17	0.20	0.20	0.23	0.22	0.22	0.20	○	0.3以下
	上水島北	0.31		0.18		0.22		0.22		0.20			
	濃地諸島東	0.24		0.17		0.19		0.20		0.19			
児島湾	九幡沖	0.53	0.53	0.55	0.54	0.51	0.47	0.52	0.50	0.45	0.42	○	1以下
	向小串沖	0.52		0.52		0.42		0.47		0.39			
児島湾沖	児島湾口沖	0.29	0.25	0.38	0.26	0.32	0.26	0.25	0.20	0.24	0.22	○	0.3以下
	出崎東沖	0.24		0.19		0.24		0.19		0.20			
	銚島沖合	0.22		0.21		0.21		0.17		0.22			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.23	0.20	0.13	0.15	0.18	0.19	0.17	0.17	0.16	0.17	○	0.3以下
	大槌島北	0.17		0.16		0.20		0.17		0.18			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.23	0.21	0.14	0.18	0.18	0.21	0.19	0.20	0.17	0.22	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.22		0.20		0.24		0.21		0.25			
	青佐鼻沖	0.21		0.21		0.24		0.21		0.26			
	北木島布越崎北	0.17		0.17		0.18		0.17		0.21			
牛窓地先海域	錦海湾	0.20	0.19	0.17	0.17	0.19	0.17	0.17	0.16	0.18	0.16	○	0.3以下
	前島南西	0.19		0.17		0.17		0.16		0.16			
	前島東南	0.18		0.16		0.16		0.15		0.15			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.21	0.21	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.21		0.17		0.17		0.15		0.16			
	鹿久居島東沖	0.20		0.18		0.18		0.16		0.17			

(2) 全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H28		H29		H30		R1		R2			
児島湖	湖心	0.18		0.19		0.17		0.18		0.21		×	0.1以下
	樋門	0.17		0.17		0.15		0.17		0.19			
水島港区	水島港口部	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.032	0.032	0.033	0.033	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.031	0.029	0.028	0.028	0.026	0.027	0.031	0.030	0.036	0.034	×	0.03以下
	上水島北	0.031		0.029		0.028		0.030		0.033			
	濃地諸島東	0.026		0.026		0.027		0.028		0.032			
児島湾	九幡沖	0.063	0.058	0.067	0.061	0.063	0.056	0.066	0.059	0.061	0.056	○	0.09以下
	向小串沖	0.052		0.055		0.048		0.052		0.050			
児島湾沖	児島湾口沖	0.037	0.033	0.043	0.034	0.036	0.034	0.034	0.031	0.031	0.033	×	0.03以下
	出崎東沖	0.032		0.030		0.035		0.031		0.034			
	銚島沖合	0.030		0.029		0.031		0.028		0.034			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.028	0.028	0.026	0.026	0.027	0.028	0.028	0.028	0.030	0.031	×	0.03以下
	大槌島北	0.028		0.026		0.029		0.027		0.031			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.026	0.030	0.026	0.028	0.025	0.029	0.028	0.029	0.033	0.035	×	0.03以下
	神島御崎沖	0.033		0.029		0.031		0.031		0.038			
	青佐鼻沖	0.034		0.030		0.034		0.032		0.039			
	北木島布越崎北	0.026		0.026		0.026		0.026		0.031			
牛窓地先海域	錦海湾	0.031	0.028	0.029	0.028	0.030	0.027	0.032	0.029	0.033	0.030	○	0.03以下
	前島南西	0.029		0.028		0.026		0.029		0.031			
	前島東南	0.025		0.027		0.024		0.025		0.027			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.029	0.028	0.029	0.027	0.027	0.026	0.029	0.026	0.030	0.029	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.028		0.026		0.025		0.024		0.028			
	鹿久居島東沖	0.027		0.027		0.025		0.025		0.029			

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの測定結果

(1)全亜鉛(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(全亜鉛:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H28	H29	H30	R1	R2		
備讃瀬戸	水島港口部	0.006	0.004	0.004	0.004	0.003	○	0.02以下
	神島御崎沖	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	0.01以下
	青佐鼻沖	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002		
	久須美鼻東	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	0.002	0.001	0.001	0.001	<0.001	○	0.01以下

(2)ノニルフェノール(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(ノニルフェノール:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H28	H29	H30	R1	R2		
備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
	神島御崎沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
	青佐鼻沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
	久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下

(3)LAS(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(LAS:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H28	H29	H30	R1	R2		
備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	○	0.01以下
	神島御崎沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
	青佐鼻沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
	久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0007		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

その他の生活環境項目の測定結果(環境基準適合率)

(単位：%)

	年度	河 川								小 計
		高梁川	旭 川	吉井川	笹ヶ瀬川	倉敷川	高屋川	里見川	伊里川	
p H	H28	88.7	93.3	97.0	100.0	90.0	100.0	88.9	83.3	92.9
	H29	90.3	96.7	98.5	100.0	90.0	100.0	77.8	88.9	94.4
	H30	82.4	92.9	95.6	100.0	86.7	100.0	66.7	83.3	89.8
	R1	83.6	94.2	97.8	97.2	86.7	94.4	61.1	88.9	90.8
	R2	82.7	95.4	98.1	100.0	91.1	88.9	44.4	88.9	91.1
D O	H28	98.1	98.8	99.3	97.2	95.6	77.8	100.0	100.0	98.0
	H29	95.9	97.9	98.5	95.8	98.9	72.2	100.0	100.0	97.0
	H30	97.5	98.8	98.9	98.6	96.7	61.1	100.0	100.0	97.6
	R1	97.8	95.4	97.0	88.9	96.7	61.1	100.0	100.0	95.8
	R2	97.5	97.9	97.8	100.0	97.8	66.7	100.0	100.0	97.4
S S	H28	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H29	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R2	100.0	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0	100.0	99.9
大腸菌 群数	H28	48.7	37.4	59.3	40.3	-	0.0	-	61.1	47.7
	H29	48.1	50.9	58.5	47.2	-	0.0	-	72.2	51.3
	H30	55.3	39.6	59.6	50.0	-	11.1	-	83.3	52.1
	R1	66.0	55.9	66.7	51.4	-	11.1	-	77.8	61.8
	R2	62.6	47.3	58.5	52.8	-	22.2	-	77.8	56.4

(単位：%)

	年度	湖沼	海 域					小 計	河川、湖沼、海域 の合 計
		児島湖	水 島	児島湾	備讃瀬戸	牛窓地先	播磨灘 北西部		
p H	H28	77.8	96.6	89.9	99.5	100.0	100.0	95.7	93.5
	H29	69.4	95.6	85.3	99.5	100.0	98.2	93.7	93.2
	H30	44.4	96.7	88.1	99.5	100.0	97.3	95.0	90.5
	R1	48.6	95.9	82.7	100.0	100.0	99.1	93.4	90.4
	R2	58.3	95.5	87.1	96.5	100.0	97.3	93.6	91.0
D O	H28	100.0	91.2	87.1	67.4	66.7	80.9	81.5	91.0
	H29	98.6	90.7	87.4	57.1	63.3	72.7	77.9	88.9
	H30	100.0	91.8	86.7	68.5	76.7	80.0	82.5	91.0
	R1	100.0	93.0	88.1	65.5	68.3	72.7	81.2	89.4
	R2	98.6	88.9	88.5	61.5	75.0	76.4	80.2	89.8
S S	H28	31.9	-	-	-	-	-	-	95.6
	H29	41.7	-	-	-	-	-	-	96.2
	H30	37.5	-	-	-	-	-	-	96.0
	R1	47.2	-	-	-	-	-	-	96.6
	R2	40.3	-	-	-	-	-	-	96.1
大腸菌 群数	H28	-	100.0	98.9	98.2	100.0	100.0	99.1	64.5
	H29	-	100.0	94.6	100.0	100.0	99.0	98.6	66.7
	H30	-	100.0	95.7	99.4	100.0	100.0	99.0	68.3
	R1	-	100.0	97.8	100.0	100.0	100.0	99.6	74.8
	R2	-	91.2	97.8	95.5	100.0	100.0	97.2	69.4
油分	H28	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H29	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H30	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R1	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R2	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合する検体数／総検体数」を表す。(検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。)

要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	35 (河川15, 海域20)	0	0.06 mg/L
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L
1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L
p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L
イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L
フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L
イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L
オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L
クロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L
o-エチル=o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(EPN)	47 (河川19, 湖沼2, 海域26)	0	0.006 mg/L
ジクロロボス(DDVP)	35 (河川15, 海域20)	0	0.008 mg/L
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L
イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L
クロルニトロフェン(CNP)	〃	(不検出)	指針値なし
トルエン	〃	0	0.6 mg/L
キシレン	〃	0	0.4 mg/L
フタル酸ジエチルヘキシル	26 (河川13, 海域13)	0	0.06 mg/L
ニッケル	〃	0 ^{※1}	指針値なし
モリブデン	〃	0	0.07 mg/L
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L
全マンガン	〃	1 ^{※2}	0.2 mg/L
ウラン	〃	9 ^{※3}	0.002 mg/L
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	35 (河川15, 海域20)	0	0.006～3 mg/L
フェノール	26 (河川13, 海域13)	0	0.01～2 mg/L
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03～1 mg/L
4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004～0.004 mg/L
アニリン	〃	0	0.02～0.1 mg/L
2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003～0.03 mg/L

※1 河川1地点で検出(検出濃度0.009mg/L)

※2 検出濃度の最大値は0.28mg/L(検出地点は河川)

※3 検出濃度の最大値は0.0027mg/L(検出地点は全て海域)

環境基準の評価方法等

1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。（全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37%未満であること、アルキル水銀及びPCBについては全ての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。）

2 環境基準の達成水域

(1) BOD、COD

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質（BOD又はCOD）の75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（注）75%値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖沼の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 海域の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

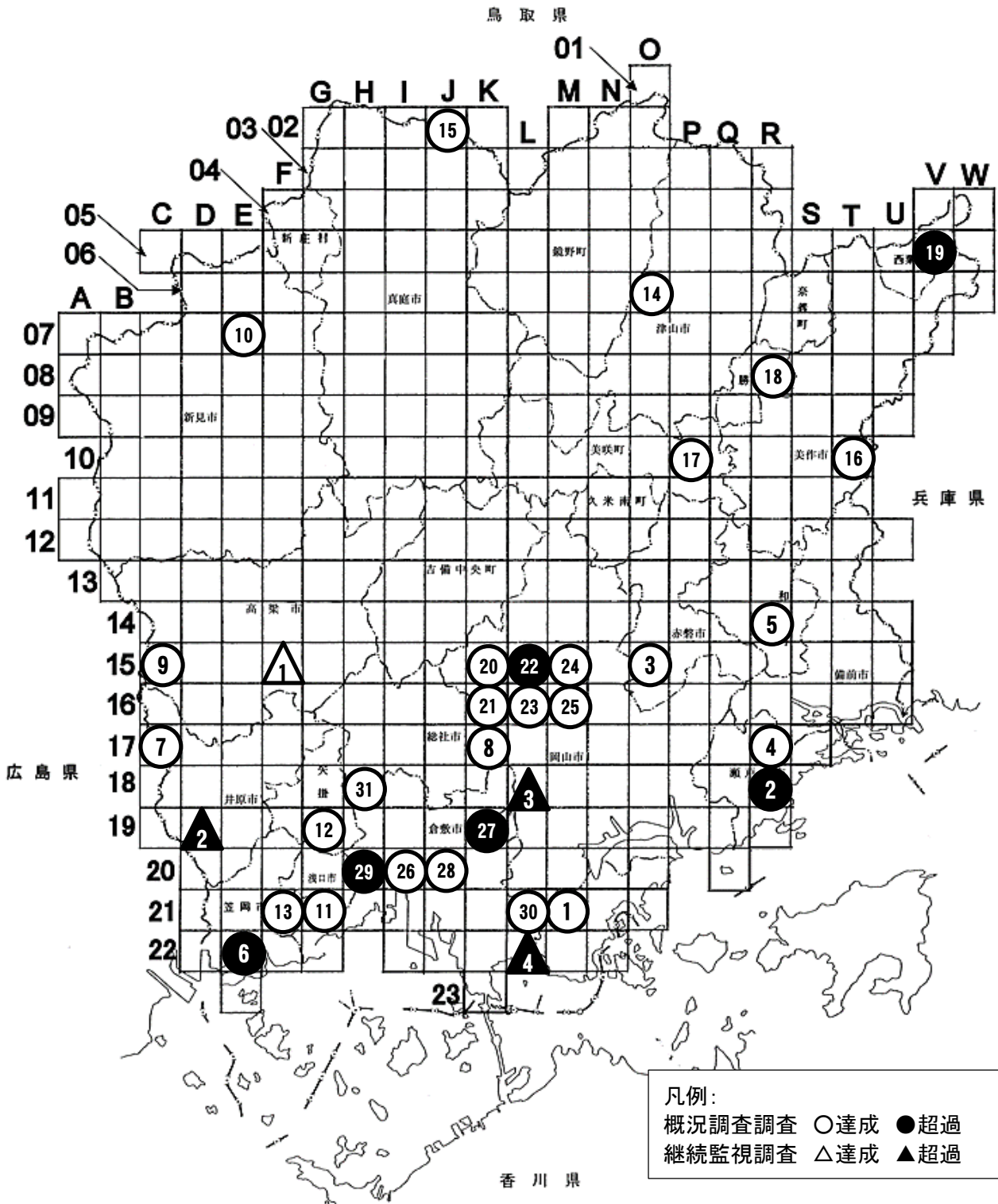
イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(4) 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

地下水環境基準達成状況図



地下水測定項目

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（以上28項目）</p>	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
<p>クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル-o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン（以上24項目）</p>	

概況調査の測定結果

(単位:mg/L)

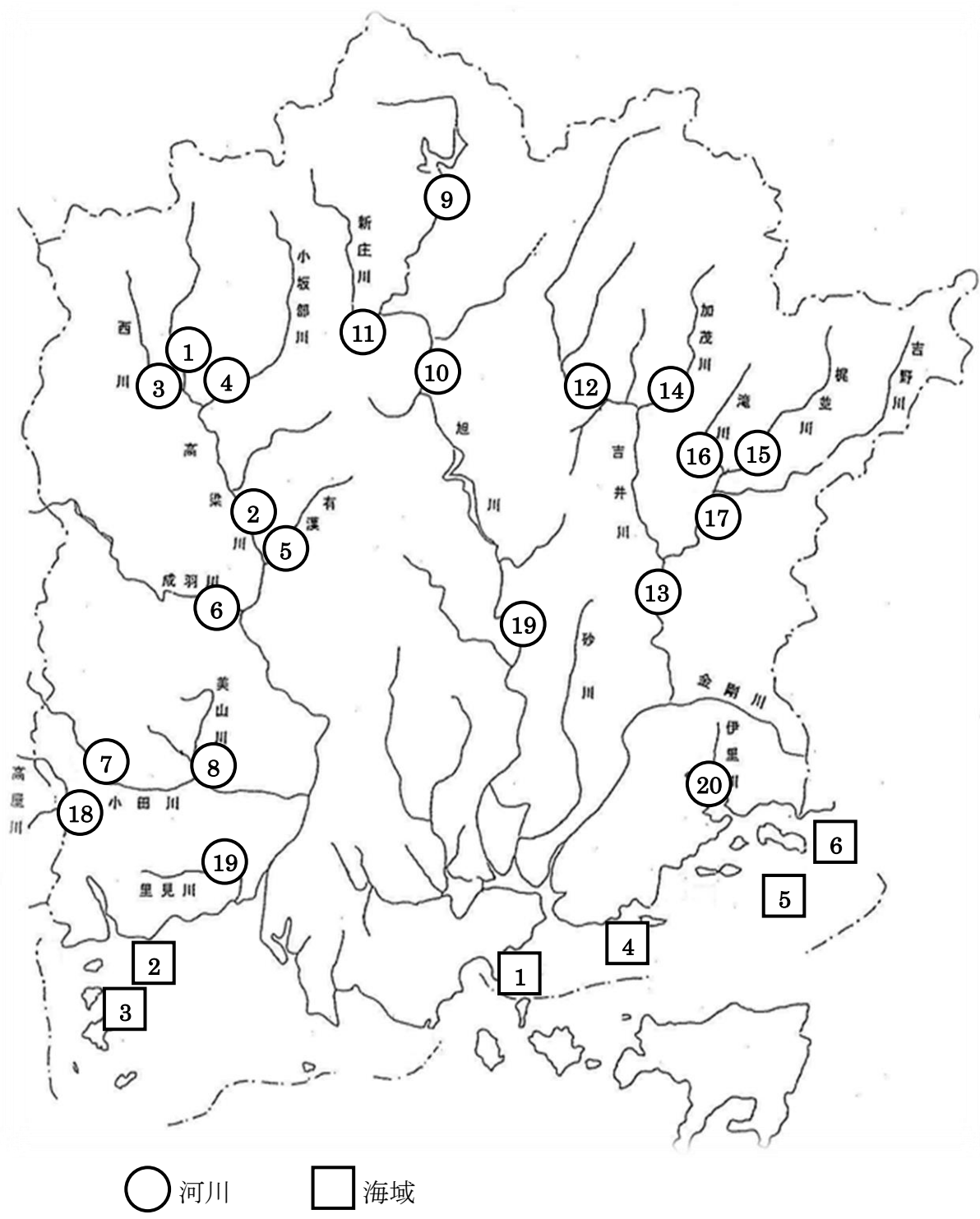
番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準																項目			要監視項目	測定機関									
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	(塩化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロロベン	チウラム			シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.05	0.01	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05			
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004	0.004	0.005	0.006	0.001	0.005	0.002	0.006	0.003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005			
20	K-15	岡山市北区東山内	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.59	0.22	N.D.	N.D.			
21	K-16	岡山市北区日近	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.8	0.15	N.D.	N.D.			
22	L-15	岡山市北区三和	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	16	0.11	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		
23	L-16	岡山市北区富吉	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.31	0.09	N.D.	N.D.		
24	M-15	岡山市北区御津河内	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		
25	M-16	岡山市北区菅野	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.69	0.15	N.D.	N.D.	N.D.		
26	I-20	倉敷市船穂町船穂	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.22	0.09	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		
27	K-19	倉敷市二日市	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.014	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.03	0.90	0.75	N.D.	N.D.	N.D.		
28	J-20	倉敷市西阿知町新田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.009	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.41	0.10	N.D.	N.D.	N.D.	
29	H-20	倉敷市玉島道口	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	16	0.08	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
30	L-21	倉敷市児島由加	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
31	H-18	倉敷市真備町妹	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.6	0.20	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超過している検体値は太字(太枠)で示す。

ダイオキシン類環境測定(大気)地点図

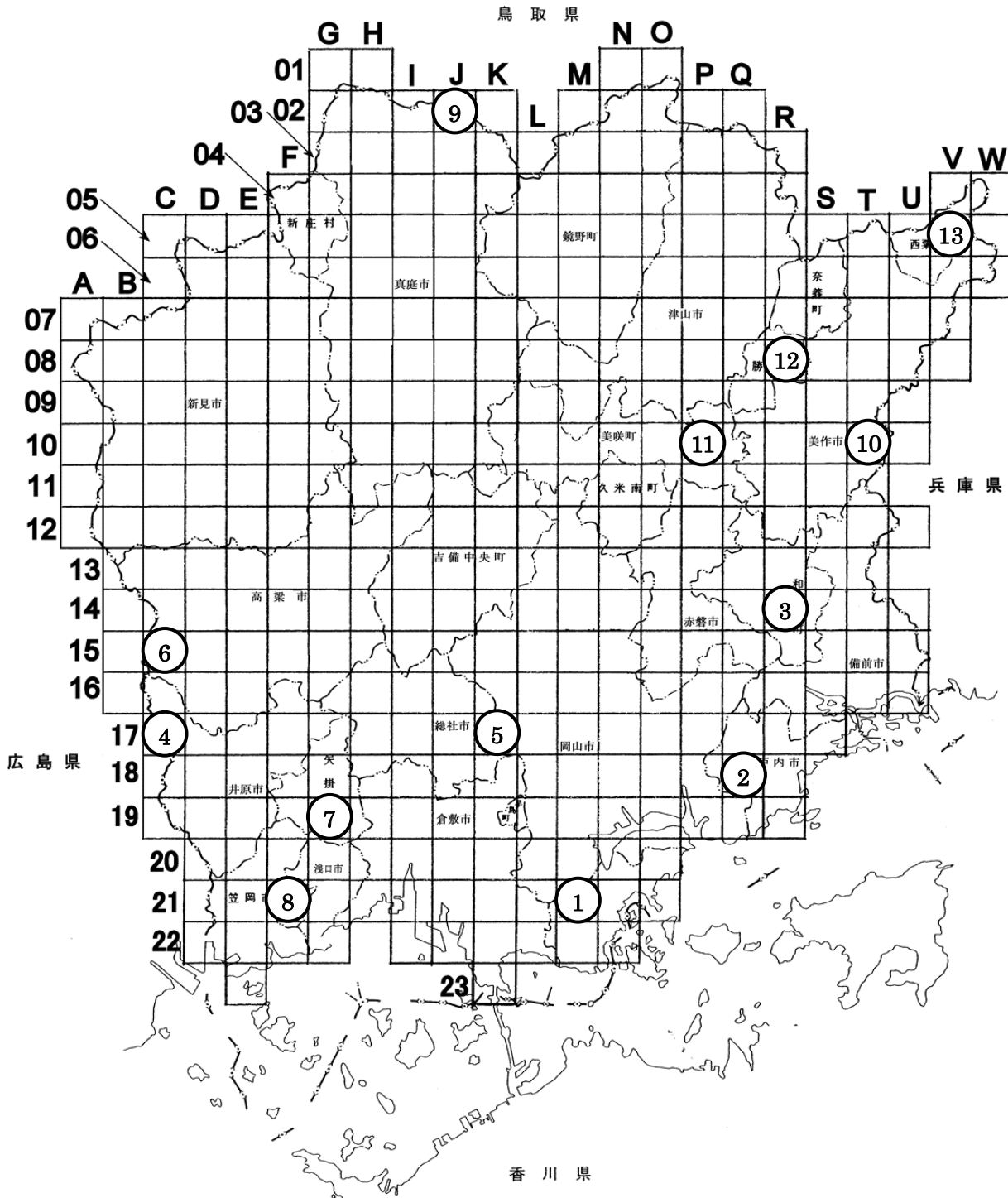


ダイオキシン類環境測定(公共用水域)地点図

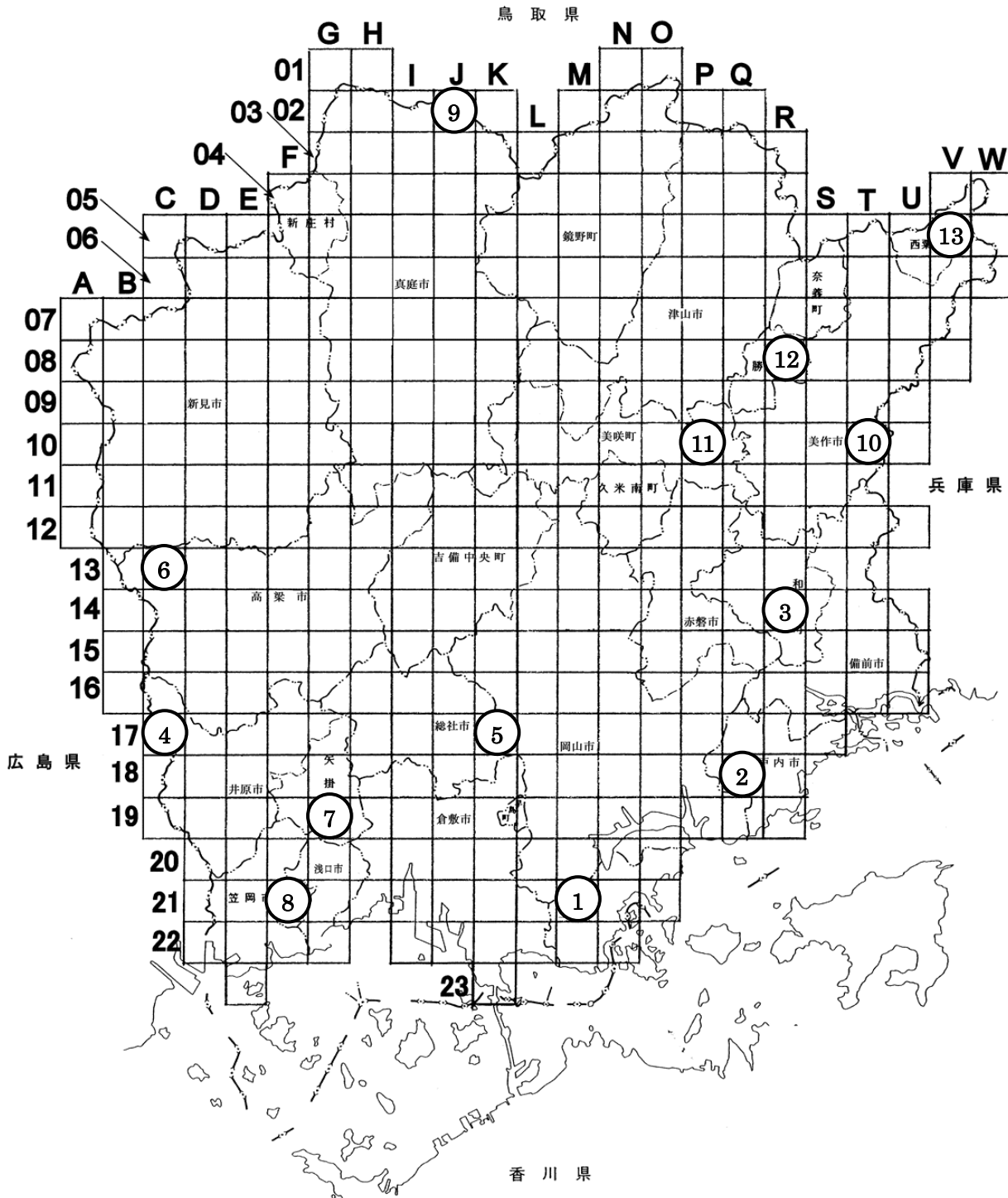


水質 : 全ての地点で実施
 底質 : 河川は②⑥⑨⑩⑬⑯⑰⑱の地点で実施
 海域は全ての地点で実施

ダイオキシン類環境測定(地下水)地点図



ダイオキシン類環境測定(土壌)地点図



ダイオキシン類環境測定結果の概要

環境媒体	測定地点数	平均値	濃度範囲	環境基準	単位
大気	8	0.010	0.0040 ~ 0.019	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	26	0.036	0.015 ~ 0.068	1以下	pg-TEQ/L
公共用水域底質	15	3.1	0.081 ~ 8.2	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	13	0.049	0.042 ~ 0.067	1以下	pg-TEQ/L
土壌	13	0.057	0.0032 ~ 0.22	1,000以下	pg-TEQ/g

(備考) 1 濃度範囲の数値は、大気は各地点の年4回の測定結果の平均値、その他の媒体は各地点の年1回の測定結果である。

2 「pg (ピコグラム)」は1兆分の1g、「TEQ (ティーイーキュー)」は毒性当量を示す。

ダイオキシン類環境測定結果の評価

1 大気

測定地点8地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

2 公共用水域水質及び底質

測定地点水質26地点、底質15地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

3 地下水質

測定地点13地点全てで環境基準を達成していた。

また、地下水質の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はなかった。

4 土壌

測定地点13地点全てで環境基準を達成していた。

また、土壌の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はなかった。

測定地点ごとのダイオキシン類測定結果

1 大気（ダイオキシン類）

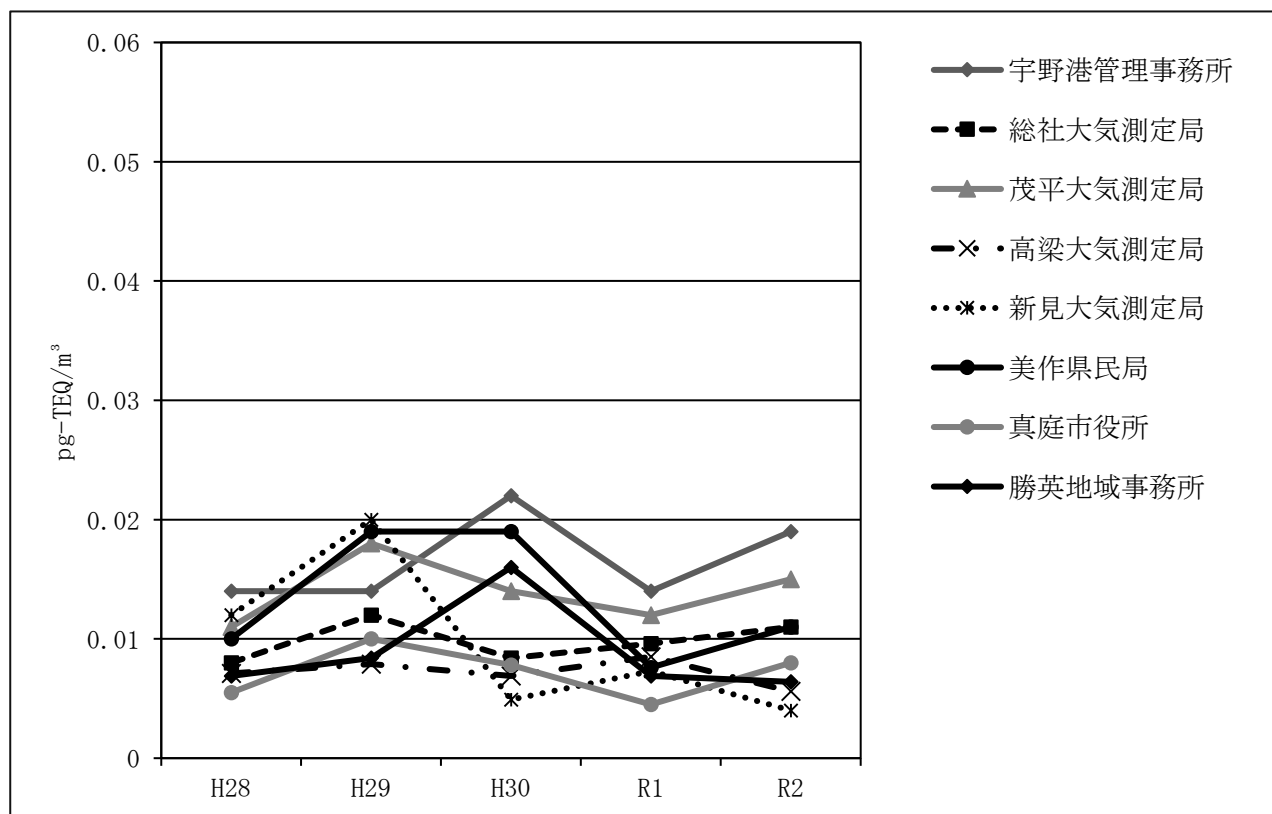
(単位：pg-TEQ/m³)

No	測定地点		春季	夏季	秋季	冬季	平均値
	名称	所在地					
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	0.0070	0.011	0.048	0.011	0.019
2	総社大気測定局	総社市中央	0.0053	0.0091	0.016	0.012	0.011
3	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.013	0.0071	0.016	0.025	0.015
4	高梁大気測定局	高梁市落合町	0.0043	0.0055	0.0054	0.0070	0.0056
5	新見大気測定局	新見市金谷	0.0031	0.0053	0.0038	0.0037	0.0040
6	美作県民局	津山市山下	0.0050	0.012	0.016	0.012	0.011
7	真庭市役所	真庭市久世	0.0075	0.015	0.0041	0.0054	0.0080
8	勝英地域事務所	美作市入田	0.0041	0.0038	0.0047	0.013	0.0064

- (備考) 1 環境基準は0.6pg-TEQ/m³以下(年平均値)
 2 試料はいずれも1週間連続採取によるものである。

2 大気測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

(環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下)



3 公共用水域水質及び底質（ダイオキシン類）

番号	測定地点		水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g)		
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果	
①	高梁川水域	高梁川上流	一中橋	R2. 11. 11	0. 019	—	
②		高梁川中流	中井橋	R2. 11. 11	0. 017	R2. 11. 11	0. 24
③		西川	布原橋	R2. 11. 11	0. 016	—	
④		小坂部川	巖橋	R2. 11. 11	0. 018	—	
⑤		有漢川	幡見橋	R2. 11. 11	0. 024	—	
⑥		成羽川	神崎橋	R2. 11. 11	0. 022	R2. 11. 11	0. 20
⑦		小田川上流	猪原橋	R2. 11. 11	0. 021	—	
⑧		美山川	栄橋	R2. 11. 11	0. 050	—	
⑨	旭川水域	旭川上流	湯原ダム	R2. 10. 14	0. 015	R2. 10. 14	3. 7
⑩		旭川中流	落合大橋	R2. 10. 14	0. 017	R2. 10. 14	0. 12
⑪		新庄川	大久奈橋	R2. 10. 14	0. 016	—	
⑫	吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	R2. 11. 12	0. 024	—	
⑬		吉井川中・下流	周匝大橋	R2. 11. 12	0. 032	R2. 11. 12	0. 089
⑭		加茂川	加茂川橋	R2. 11. 12	0. 018	—	
⑮		梶並川	滝村堰	R2. 11. 12	0. 045	—	
⑯		滝川	三星橋	R2. 11. 12	0. 062	R2. 11. 12	7. 8
⑰	吉野川	鷺湯橋	R2. 11. 12	0. 028	—		
⑱	高屋川	滝山堰	R2. 11. 11	0. 035	R2. 11. 11	0. 10	
⑲	里見川	鴨方川合流点	R2. 11. 11	0. 067	R2. 11. 11	0. 081	
⑳	伊里川	浜の川橋	R2. 11. 12	0. 026	R2. 11. 12	0. 71	
1	海域	児島湾（丙）	出崎東沖	R2. 10. 1	0. 068	R2. 10. 1	2. 4
2		備讃瀬戸	青佐鼻沖	R2. 11. 4	0. 068	R2. 11. 4	5. 7
3			北木島布越崎北	R2. 11. 4	0. 051	R2. 11. 4	2. 1
4		牛窓地先海域	前島南西	R2. 10. 1	0. 055	R2. 10. 1	6. 8
5		播磨灘北西部	大多府島東南沖	R2. 10. 1	0. 062	R2. 10. 1	7. 9
6			鹿久居島東沖	R2. 10. 1	0. 052	R2. 10. 1	8. 2

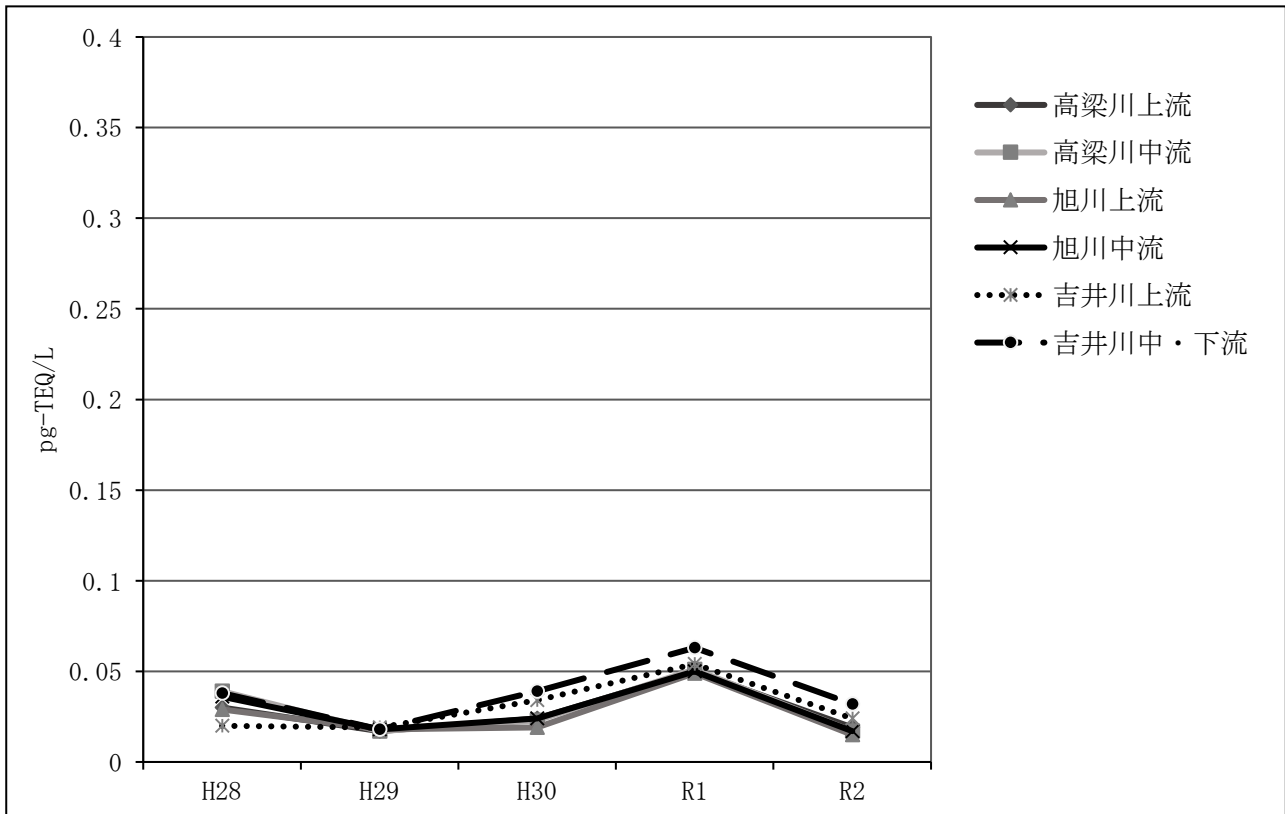
(備考) 1 水質の環境基準は 1pg-TEQ/L 以下（年平均値）

2 底質の環境基準は 150pg-TEQ/g 以下

4 公共用水域測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

(1) 水質（河川）

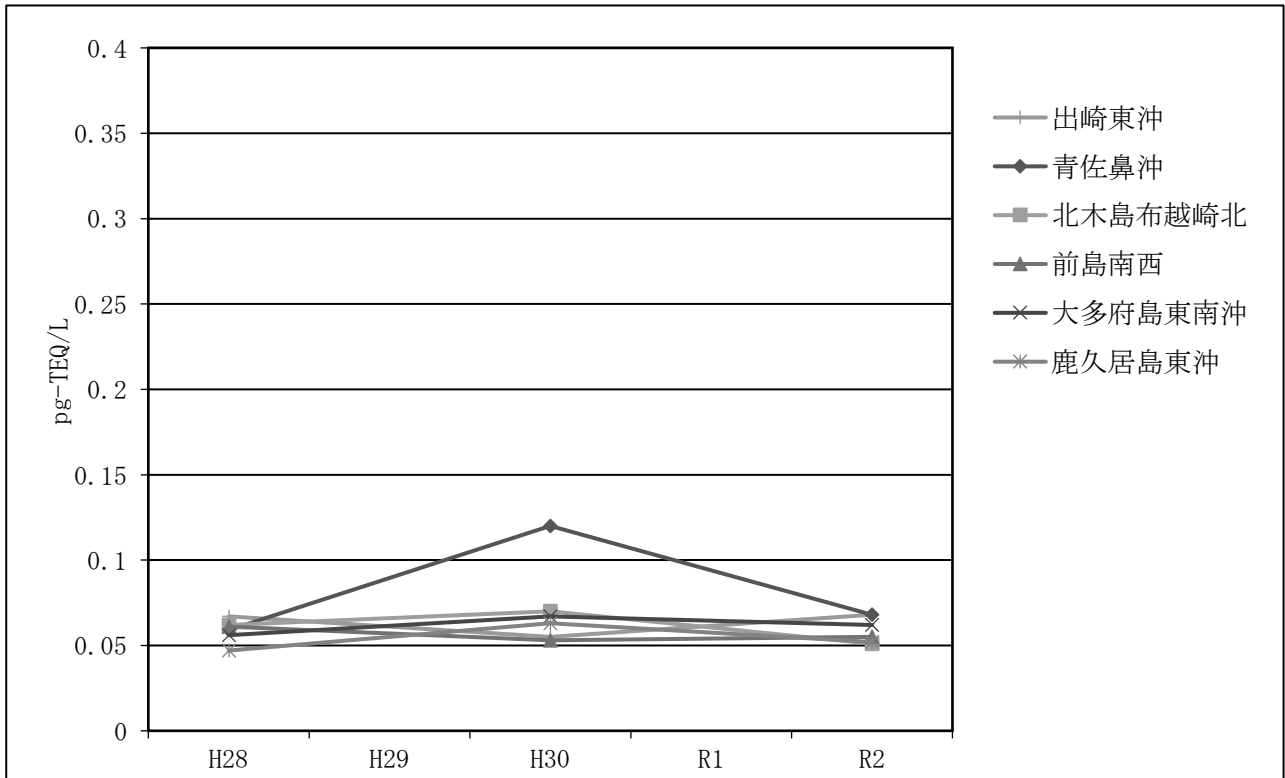
（環境基準 1pg-TEQ/L 以下）



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(2) 水質（海域）

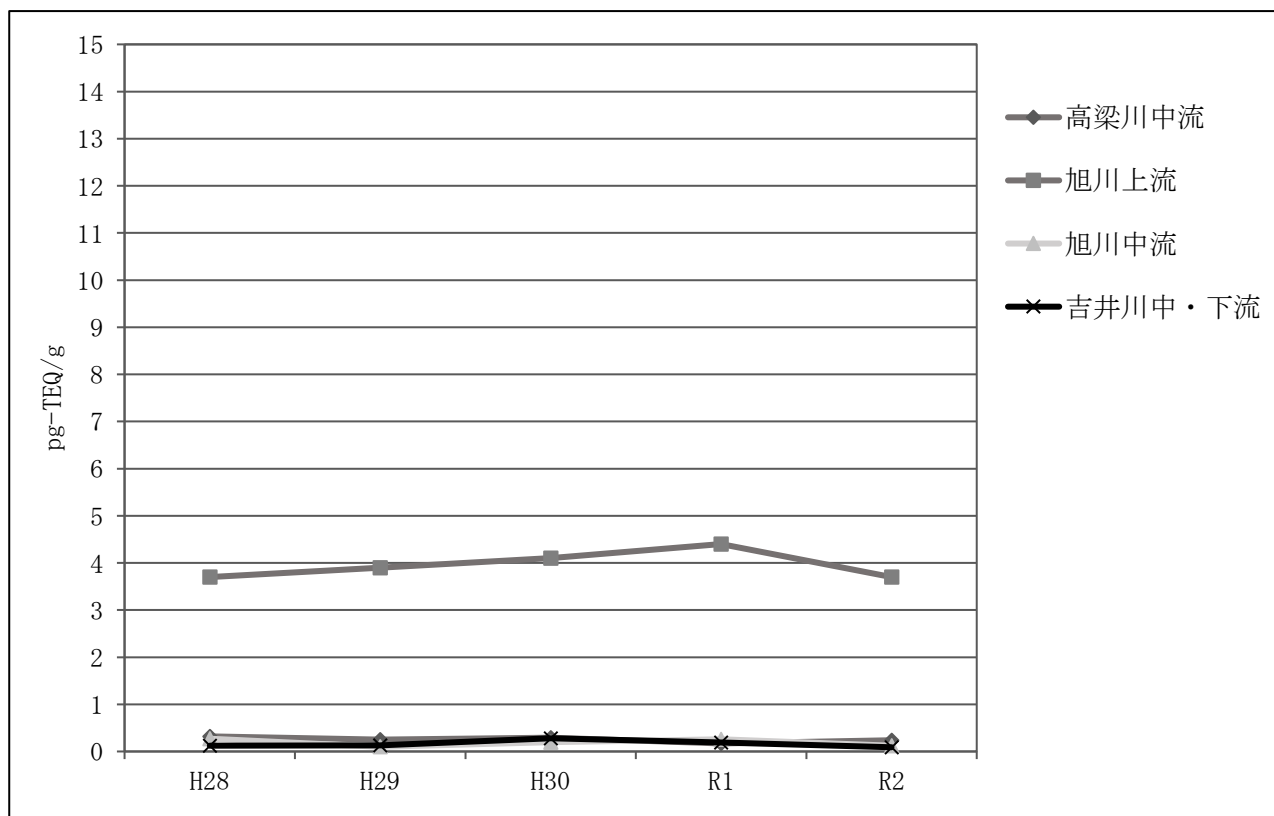
（環境基準 1pg-TEQ/L 以下）



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

(3) 底質 (河川)

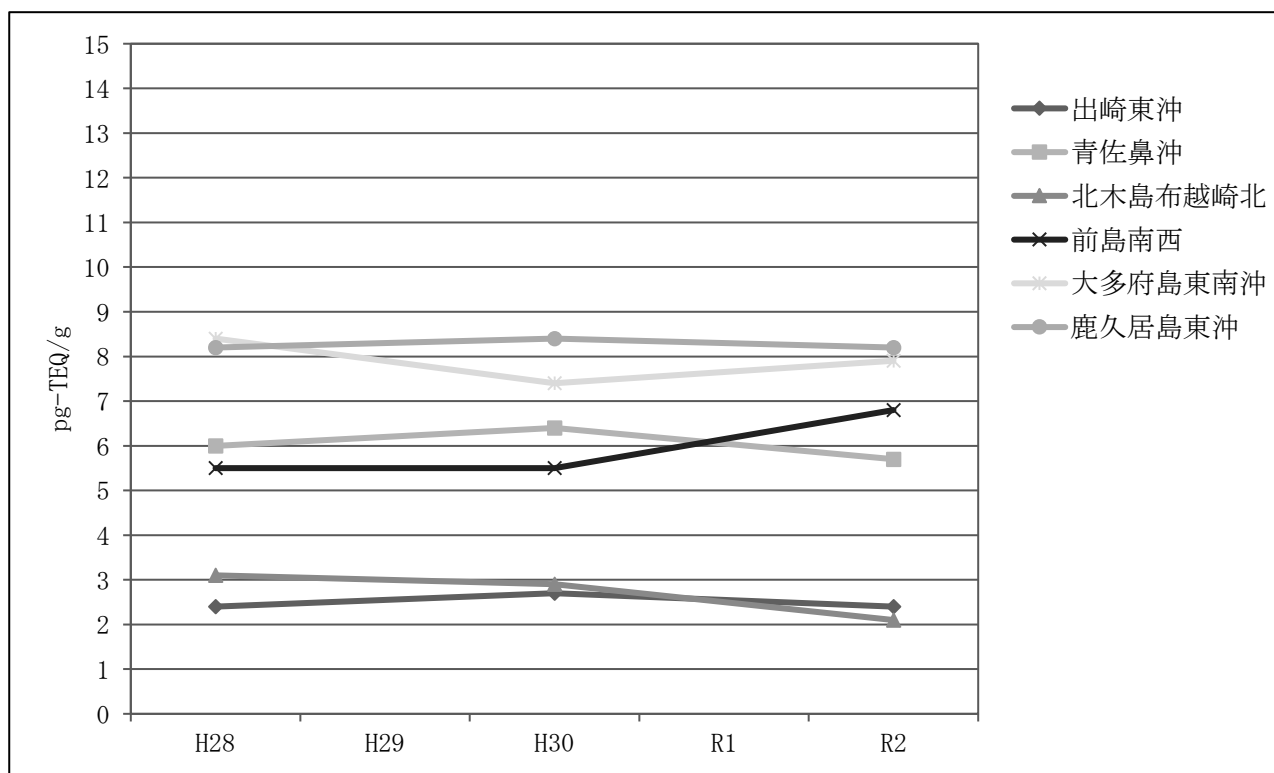
(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(4) 底質 (海域)

(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

5 地下水質（ダイオキシン類）

番号	メッシュ番号	測定地点所在地	試料採取日	測定結果 (pg-TEQ/L)
1	M-21	玉野市宇藤木	R2. 11. 13	0. 043
2	Q-18	瀬戸内市邑久町上山田	R2. 11. 13	0. 056
3	R-14	和気町和気	R2. 11. 13	0. 044
4	C-17	井原市芳井町山村	R2. 10. 16	0. 044
5	K-17	総社市赤浜	R2. 10. 16	0. 067
6	C-15	高梁市川上町高山市	R2. 10. 16	0. 046
7	G-19	矢掛町矢掛	R2. 10. 15	0. 051
8	F-21	里庄町里見	R2. 10. 15	0. 043
9	J-02	真庭市蒜山下長田	R2. 10. 1	0. 042
10	T-10	美作市土居	R2. 10. 12	0. 061
11	P-10	美咲町周佐	R2. 10. 12	0. 043
12	R-08	勝央町上香山	R2. 10. 12	0. 056
13	V-05	西粟倉村影石	R2. 10. 12	0. 044

(備考) 環境基準は 1pg-TEQ/L 以下

6 土壌（ダイオキシン類）

番号	メッシュ番号	測定地点名称	試料採取日	測定結果 (pg-TEQ/g)
1	M-21	常山公園	R2. 10. 29	0. 0060
2	Q-18	牛窓北小学校	R2. 10. 29	0. 013
3	R-14	吉井川河川公園	R2. 10. 29	0. 066
4	C-17	旧井原市立共和小学校	R2. 10. 27	0. 092
5	K-17	総社市立阿曾小学校	R2. 10. 5	0. 16
6	C-13	旧高梁市立湯野小学校	R2. 10. 27	0. 22
7	G-19	矢掛町立山田小学校	R2. 10. 13	0. 11
8	F-21	里庄町立里庄東小学校	R2. 10. 13	0. 020
9	J-02	蒜山高原スポーツ公園	R2. 10. 5	0. 027
10	T-10	美作市立美作土居小学校	R2. 10. 21	0. 017
11	P-10	エイコンパーク内多目的広場	R2. 11. 5	0. 0045
12	R-08	勝央町北部運動公園	R2. 11. 5	0. 0039
13	V-05	天岡運動公園	R2. 10. 21	0. 0032

(備考) 環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下

事業者によるダイオキシン類測定結果の概要（R3. 3. 31現在）

1 排出ガス

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	107	104	86	16	1	0	1	0～4.5	0.1～10

2 排水

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
				休止中	分析中	指導中	その他		
アセチレン製造施設	1	0	0	0	0	0	0	—	10
廃棄物焼却炉に係る施設	24	0	0	0	0	0	0	—	10
下水道終末処理施設	2	2	2	0	0	0	0	0.000042～0.0027	10
計	27	2	2	0	0	0	0	—	—

3 ばいじん

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	107	86	74	11	0	0	1	0～23	3

4 燃え殻

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	107	102	83	16	1	0	2	0～0.12	3

（備考）

- 「届出施設数」とは、届出のあった令和3年3月31日現在の特定施設の数であり、岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。
- 「報告対象施設数」とは、未設置である施設、稼働後1年に満たないため未測定の施設、汚水の循環使用により排水がない施設等を除いた施設数をいう。
- 「報告施設数」とは、報告対象施設のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに測定結果の報告があった施設数（令和元年度分の遅延報告があった施設を除く。）をいう。
- 「休止中」とは、未報告施設のうち、令和3年3月31日現在稼働していないものをいう。
- 「分析中」とは、未報告施設のうち、試料の採取を行って分析中であるものをいう。
- 「指導中」とは、測定の実施について指導を行っているものをいう。
- 「その他」とは、令和3年3月31日時点で分析は終了していたが、県への報告がなされていなかったものをいう。
- ダイオキシン類対策特別措置法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された特定施設から排出されるばいじん及び燃え殻であって、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものは、処理基準が適用されない。

事業者による測定結果一覧表

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受設 理置 年月 月日	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考	
		市町村名	大字、字、番地					測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (µg-TEQ/L)	排出基準 (µg-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)		
1	玉野市東清部センター	玉野市	緑ヶ原3072-5	1号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.4.3	0.048	5	-	-	R2.4.3	0.42	R2.4.3	0.012			
				2号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.6.19	0.77	5	-	-	R2.6.19	0.81	R2.6.19	0.017			
				1号炉ガス冷却室	既	H12.2.14	焼却炉付ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	
				2号炉ガス冷却室	既	H12.2.14	焼却炉付ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	
2	北興化学工業岡山工場	玉野市	脚上402	灰ピット	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				S-1廃棄物焼却炉	新	H16.11.2	廃棄物焼却炉	R2.5.29	0.0058	5	-	-	R2.5.29	0.83	R2.10.9	0.073			
3	東児が丘マリノシルズゴルフクラブ	玉野市	下山原1345	A焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.11.13	0.17	10	-	-	R2.11.13	0.0019	R2.11.13	0.00094			
				1焼却炉	既	H12.2.4	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中	
4	クリーン欄南	玉野市	日比6-86	下水道終末処理施設	既	H12.10.2	下水処理終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				17セチレン洗浄施設	既	H14.9.11	アセチレン洗浄施設	-	-	-	-	-	R2.7.1	0.0027	10	-	-	-	
5	児島湖流域下水道浄化センター	玉野市	東七区453	1号廃棄物焼却炉	既	H15.10.20	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
6	高圧ガス工業岡山工場	玉野市	田井4-38-6	灰保管場所	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				1号廃棄物焼却炉	新	H15.10.20	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
7	柳藤高土木	玉野市	波川3-16	1焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.8.28	0.13	10	-	-	R2.8.28	13	R2.8.28	0.014			
				2焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.8.28	0.16	10	-	-	-	-	-	-	-	【ばいじんは薬種処理しているため処理基準の適用外】	
8	瀬戸内市クリーンセンターかもめ	瀬戸内市	牛窓町牛窓228	灰ハンカ	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				灰保管場所	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	長船クリーンセンター	瀬戸内市	長船町西須恵160	1焼却炉	既	H12.2.7	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2焼却炉	既	H12.2.7	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
10	長船衛生センター	瀬戸内市	長船町福重589-1	廃プラスチック焼却炉	既	H12.2.7	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				1ガス冷却室	既	H12.2.7	焼却炉付ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
11	株グリーンセンター-加茂川農場	吉備中央町	上田西2394-22	2ガス冷却室	既	H12.2.7	焼却炉付ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				灰ハンカ	既	H12.2.7	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
12	クリーンセンター-備前	備前市	八木山659-4	A-1焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				No.1廃棄物焼却炉	新	H24.10.17	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
13	株岡建設	赤松市	駒田979	No.2廃棄物焼却炉	新	H24.10.17	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.7.8	0.082	10	-	-	R2.7.8	2.7	R2.7.8	0.0046			
14	株福田種鶏場	赤松市	坂辺561	2廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.7.8	0.051	10	-	-	-	-	-	-			
				(株)第1号 廃棄物焼却炉 (No.2)	新	H25.6.7	廃棄物焼却炉	R2.6.12	4.5	5	-	-	R2.6.8	0.48	R2.10.22	0.26	燃え殻はR3.5.28報告		
				廃棄物焼却炉 (No.2)	新	H26.12.19	廃棄物焼却炉	R2.8.5	1.4	5	-	-	-	-	R2.8.5	0.10			

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受設 理置 年月 日	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng- TEQ/m ³)	試験採取 年月日	測定結果 (gF-TEQ/L)	排出基準 (gF-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
15	赤穂市環境センター	赤穂市	津嶋197-1	1号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R2.5.27	0.023	5	-	-	R2.5.27	0.72	R2.5.27	0.0000019		
				2号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R2.5.27	0.031	5	-	-	-	-	-	-	-	-
16	和気町クリーンセンター	和気町	益原1512-3	灰バンカ	新	H27.2.4	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				水分・セメント不溶物バンカ	新	H27.2.4	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	和気赤松1号処理施設一部事務組合 和気赤松衛生センター	和気町	本2	処理物バンカ	新	H27.2.4	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				廃棄物焼却炉	新	H29.5.1	焼却灰の貯留施設	R2.9.4	0.26	5	-	-	R2.9.4	1.4	R2.9.2	0.12	-	-
18	(有)新田興業	和気町	益原1350-44	13号廃棄物焼却炉	新	H13.6.25	廃棄物焼却炉	R3.2.3	0.017	5	-	-	-	-	-	-	-	
				廃棄物焼却炉	新	H17.1.14	廃棄物焼却炉	R3.3.22	0.13	5	-	-	R3.3.22	0.17	R3.3.22	0.06	-	-
19	(株)森野製菓	和気町	父井原1789	廃棄物焼却炉	新	H25.5.30	廃棄物焼却炉	R2.6.5	2.4	5	-	-	-	-	-	-	-	新設(R2.12.17設置届受理)
				第5号廃棄物焼却炉	新	H19.4.23	廃棄物焼却炉	R2.11.3	0.11	1	-	-	R2.12.7	0	R2.12.7	0	-	-
20	(有)吉田実業	総社市	下林1042-3	廃棄物焼却炉	既	H13.12.17	廃棄物焼却炉	R2.10.31	0.012	10	-	-	-	-	-	-	-	
				廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	(有)石崎建材	井原市	高屋町5丁目1-3,1-4	A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	休止中
				A-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
22	岡山県井原地区構構施設組合 井原クリーンセンター	井原市	木之子町2192-1	1号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.8.27	0.35	5	-	-	-	-	-	-	-	(排出がないため測定不可)
				2号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.9.10	0.48	5	-	-	R2.9.16	2.4	-	-	-	-
23	(有)山善組	井原市	木之子町4060-9	廃棄物焼却炉	既	H12.2.15	廃棄物焼却炉	(R2.3.31)	(2.6)	10	-	-	-	-	-	-	-	休止(R2.7.20廃止届受理) 令和元年年度事業報告分が R2.4.24に報告あり
24	クロキ樹	井原市	西江原町5560	KH-1廃棄物焼却炉	既	H15.1.17	廃棄物焼却炉	R2.11.20	0.63	10	-	-	-	-	-	-	-	(休止)
				焼却炉	既	H14.2.20	廃棄物焼却炉	R2.8.31	0.33	5	-	-	R2.11.20	0.18	R2.11.20	0	-	-
25	岡山県井笠家高保健衛生所	矢掛町	遠海345	焼却炉	新	H14.7.29	廃棄物焼却炉	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	(排出量少量のため測定不可)
				金光町産業用炭化施設	新	H12.10.12	廃棄物焼却炉	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
26	浅口市植木の里エコセンター	浅口市	金光町大谷1431-7	1号焼却炉	新	H12.10.12	廃棄物焼却炉	R2.10.16	0.13	5	-	-	-	-	-	-	-	休止中
				2号焼却炉	新	H13.3.29	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
27	鳴本石材株式会社	笠岡市	茂平2918-23	廃棄物焼却炉	既	H13.3.29	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	(休止→休止)
28	エフビコアルファイト様	笠岡市	茂平2918-12	A炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.7.21	0.13	1	-	-	-	-	-	-	-	休止(R2.12.8廃止届受理)
				B炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.12.19	0.056	1	-	-	R2.11.16	0.32	R2.11.16	0.0033	-	-
29	岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場	里庄町	新庄3655	1号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.6.24	0.10	1	-	-	-	-	-	-	-	2回目測定
				2号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.1.12	0.12	1	-	-	R2.6.24	0.26	-	-	-	-
30	岡山県高梁高保健衛生所	高梁市	高倉町田井860	1号廃棄物焼却炉	既	H12.1.28	廃棄物焼却炉	R2.8.26	0.11	10	-	-	-	-	-	-	-	休止(R2.12.8廃止届受理)
				A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	R2.8.25	0.38	10	-	-	R2.11.16	0.32	R2.11.16	0.0033	-	-
31	高梁地域事務組合クリーンセンター	高梁市	段町748	A-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	R2.8.18	0.043	10	-	-	-	-	-	-	-	2回目測定
				灰バンカ	既	H26.12.25	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受設 理置 年月 日	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		大字、字、番地	市町村名					試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng- TEQ/m ³)	試料採取 年月日	測定結果 (g-TEQ/L)	排出基準 (g-TEQ/L)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
33	株ウエルファームフーズ吉家A農場	備中町西山2545-2	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.6.9	廃棄物焼却炉	R2.7.14	0.14	5	-	-	R2.7.14	0.024	R2.7.14	0		
34	株ウエルファームフーズ吉家B農場	備中町西山2540-2	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R2.10.27	0.10	5	-	-	R2.10.27	0.024	R2.10.27	0		
35	株ウエルファームフーズ吉家B第二農場	備中町西山2530-2	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R2.10.28	0.28	5	-	-	R2.10.28	0.031	R2.10.28	0		
36	株ウエルファームフーズ吉家C農場	備中町西山2530-1	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R2.10.6	0.071	5	-	-	R2.10.6	0.014	R2.10.6	0		
37	株ウエルファームフーズ吉家D農場	備中町西山2416	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.10.11	廃棄物焼却炉	R2.4.23	0.34	5	-	-	R2.4.23	0.050	R2.4.23	0		
38	株ウエルファームフーズ吉家E農場	備中町西山2415	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	既	H12.3.1	廃棄物焼却炉	R2.7.15	0.48	10	-	-	R2.7.15	0.0013	R2.7.15	0		
39	株ウエルファームフーズ大蔵A農場	備中町西山3053-1	高梁市	No.2廃棄物焼却炉	既	H12.12.28	廃棄物焼却炉	R2.7.16	0.17	10	-	-	R2.7.16	0.00016	R2.7.16	0		
40	株ウエルファームフーズ大蔵B農場	備中町西山3304-1	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.6.9	廃棄物焼却炉	R2.4.22	0.020	5	-	-	R2.4.22	0.033	R2.4.22	0		
41	株ウエルファームフーズ大蔵C農場	備中町西山3321-1	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.3.23	廃棄物焼却炉	R2.6.17	1.3	5	-	-	R2.6.17	0.0041	R2.6.17	0		
42	株ウエルファームフーズ高丸A農場	備中町西山1900	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.1.18	廃棄物焼却炉	R2.12.17	0.082	5	-	-	R2.12.17	0.082	R2.12.17	0		
43	株ウエルファームフーズ高丸B農場	備中町西山1900-32	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.8.7	廃棄物焼却炉	R2.10.7	0.046	5	-	-	R2.10.7	0.022	R2.10.7	0		
44	株ウエルファームフーズ高丸C農場	備中町西山1900-32	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.12.14	廃棄物焼却炉	R2.4.24	0.69	5	-	-	R2.4.24	0.10	R2.4.24	0		
45	ピカアジエネチクス練岡山農場(肥育場)	備中町西油野3076-2	高梁市	209-4023廃棄物焼却炉	新	H15.2.26	廃棄物焼却炉	R2.11.26	0.14	5	-	-	R2.11.26	0.023	R2.11.26	0	(分析中)	
46	株グリーンポータル高山農場	川上町高山821-2	高梁市	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R2.10.21	0.50	5	-	-	R2.10.21	(集じん機なし)	R2.10.21	0		
47	高梁川ダム統合管理事務所(千屋ダム)	菅生7943-8	新見市	1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.10.21	0.19	5	-	-	R2.10.21	(集じん機なし)	R2.10.21	0		
48	株ウエルファームフーズ東山農場	大佐田治部4769-8	新見市	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.8.14	廃棄物焼却炉	R2.12.25	0.19	5	-	-	R2.12.25	(休止中)	R2.12.25	0	(休止中)	
49	新見市廃棄物処理センター新見市衛生センター	金谷252	新見市	2廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉		(休止中)	10	-	-		(休止中)			(休止中)	
50	株ウエルファームフーズ足見A農場	土橋37	新見市	No.1廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R2.6.18	0.27	5	-	-	R2.6.18	0.00034	R2.6.18	0		
51	株ウエルファームフーズ足見B農場	足見2176-1	新見市	No.2廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R2.6.19	0.15	5	-	-	R2.6.19	0.00034	R2.6.19	0		
52	株ウエルファームフーズ足見D農場	足見2176-1	新見市	No.3廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R2.7.17	1.4	5	-	-	R2.7.17	0.029	R2.7.17	0.0000003		
53	株ウエルファームフーズ豊永A農場	豊永赤馬3240-1	新見市	No.1廃棄物焼却炉	新	H25.10.2	廃棄物焼却炉	R2.10.30	0.29	5	-	-	R2.10.30	0.0030	R2.10.30	0		
54	株ウエルファームフーズ菅西農場	菅西町大野部1293	新見市	No.1廃棄物焼却炉	新	H25.10.2	廃棄物焼却炉	R2.10.29	0.15	5	-	-	R2.10.29	0.00017	R2.10.29	0		
55	株ウエルファームフーズ足立第一農場	足立字田曹2157	新見市	No.1廃棄物焼却炉	新	H21.9.25	廃棄物焼却炉	R2.10.8	0.20	5	-	-	R2.10.8	0.00041	R2.10.8	0		
56	株ウエルファームフーズ足立第二農場	足立字田曹2187	新見市	No.2廃棄物焼却炉	新	H21.9.25	廃棄物焼却炉	R2.10.9	0.032	5	-	-	R2.10.9	0.0014	R2.10.9	0		
57	株ウエルファームフーズ足立第三農場	足立字小木戸2388	新見市	No.1廃棄物焼却炉	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R2.6.16	0.97	5	-	-	R2.6.16	0.071	R2.6.16	0		
				No.1廃棄物焼却炉	新	R1.7.24	廃棄物焼却炉	R2.4.25	1.1	5	-	-	R2.4.25	0.061	R2.4.25	0.00003		
				No.1廃棄物焼却炉	新	R1.10.8	廃棄物焼却炉	R2.11.27	0.63	5	-	-	R2.11.27	1.2	R2.11.27	0		
				No.2廃棄物焼却炉	新	R2.4.13	廃棄物焼却炉	-	-	5	-	-	-	-	-	-	新設(R2.4.13設置届受理)	
				No.1廃棄物焼却炉	新	R2.12.28	廃棄物焼却炉	-	-	5	-	-	-	-	-	-	新設(R2.12.28設置届受理)	

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受 設 理 置 年 等 月 日 出	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考	
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (gφ-TEQ/L)	排出基準 (gφ-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)		
58	新見市薬物処理センター	新見市	金谷253	1-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R2.8.12	0.24	5	-	-	-	R2.8.12	23	R2.8.12	0	ばいじんは薬料処理しているため処理基準の適用外	
59	山陽環境開発(株)土橋クリーンセンター	新見市	土橋55-1	1-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R2.8.13	0.42	5	-	-	-	-	-	-	-	-	【2炉混合調査】
60	株グリーンポートリー-晋多第四農場	新見市	晋多町大野294	灰バンカ	既	H26.7.7	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	株グリーンポートリー-晋多第五農場	新見市	晋多町田沼1623-6	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R2.9.10	3.0	10	-	-	-	R2.12.8	0	R2.12.8	0	(集じん機なし)	
62	東洋緑地株式会社事業所	津山市	線部1207	No.1廃棄物焼却炉	既	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R2.9.29	0.029	5	-	-	-	R2.9.29	0	R2.9.29	0	(休止中)	
63	岡山県津山香草保健衛生所	津山市	草加部547-8	A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.11.28	0.64	10	-	-	-	R2.11.30	0.81	R2.11.30	0.023	(休止中)	
64	エバラ食品工業株津山工場	津山市	桑下1680	A-1廃ガススクラパー	既	H12.2.14	焼却炉内ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65	株久米カントリークラブ	津山市	桑下1680	1廃棄物焼却炉	既	H12.2.8	廃棄物焼却炉	R2.11.13	0	10	-	-	-	R2.11.16	0	R2.11.16	0	(集じん機なし)	
66	津山市食肉処理センター	津山市	国分寺9-1	A-2廃棄物焼却炉	既	H22.6.10	廃棄物焼却炉	R2.9.28	0.48	5	-	-	-	R2.9.29	0	R2.9.29	0	(集じん機なし)	
67	株関西ポートリー-第三成鶏農場	津山市	宮部下256-1	1号炉廃棄物焼却炉	新	H17.7.20	廃棄物焼却炉	R2.8.31	0.24	10	-	-	-	R2.8.31	0.14	R2.8.31	0.0011	-	
68	津山浄化センター	津山市	川崎347	No.1下水道汚染処理施設	新	H24.10.22	No.1下水道汚染処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1回目測定
69	株グリーンポートリー-福田農場	津山市	福田217-6	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.11.12	廃棄物焼却炉	R2.9.25	0.091	5	-	-	-	R2.9.25	0	R2.9.25	0	(集じん機なし)	
70	津山圏域クリーンセンター	津山市	箱敷1446	No.2廃棄物焼却炉	新	H26.1.21	廃棄物焼却炉	R2.9.25	0.13	5	-	-	-	R2.9.25	0.0054	R2.9.25	0.0054	(集じん機なし)	
71	岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	久米南町	上神目313-6	1号焼却炉	新	H26.1.21	廃棄物焼却炉	R2.5.19	0.0015	-	-	-	-	R2.8.19	0.14	R2.8.19	0.0012	1回目測定	
72	福原クリーンセンター	美咲町	運石856-1	2号焼却炉	既	H27.3.20	焼却灰の貯留施設	R2.8.19	0.00028	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2回目測定
				灰バンカ	既	H26.1.21	焼却灰の貯留施設	R2.11.17	0.00019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3回目測定
				1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	R3.1.26	0.00049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4回目測定
				A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	R2.5.20	0.0031	-	-	-	-	R2.8.18	0.17	R2.8.18	0.00047	1回目測定	
				1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	R2.8.18	0.0020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回目測定
				1号炉灰バンカ	既	H27.3.20	焼却灰の貯留施設	R2.11.18	0.00044	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3回目測定
				A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	R3.1.27	0.0016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4回目測定
				1号炉洗浄施設	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水水なし)
				1号炉洗浄施設	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	R2.11.27	0.034	10	-	-	-	R2.11.27	2.4	R2.11.27	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)	
				A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(休止中)
				1号炉洗浄施設	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(休止中)
				1号炉洗浄施設	既	H12.2.10	焼却炉内ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(休止中)

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受 理 年 月 日 出	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考			
		市町村名	大字、字、番地					試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試料採取 年月日	測定結果 (g ^g -TEQ/L)	排出基準 (g ^g -TEQ/L)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)				
73	エコーシステム山陽株	美咲町	香ヶ原1125	2号炉(ローリーケルン炉)廃棄物焼却炉	新	H30.7.3	廃棄物焼却炉	R2.6.3	0.0082	0.1	-	-	R2.6.3	0.013	R2.6.3	0.0060	1回目測定				
					新	H30.7.3	廃棄物焼却炉	R3.2.24	0.042	-	-	R3.2.24	0.048	R3.2.24	0.018	2回目測定					
74	南エヴァ環境開発	美咲町	大掛和西1095-4	1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.6.4	0.0088	1	-	-	R2.6.4	0.0068	R2.6.4	0.0020	1回目測定				
					既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.11.17	0.0021	-	-	R2.11.17	0.027	R2.11.17	0.0028	2回目測定					
					新	H22.8.23	廃棄物焼却炉	R2.6.16	0.00000040	1	-	-	R2.6.16	0.020	R2.6.16	0.045	1回目測定				
					既	H12.2.14	焼却炉(廃棄物焼却炉)	R2.12.18	0.00000010	-	-	-	R2.12.18	0.0073	R2.12.18	0.037	2回目測定				
75	岡山県真庭家畜保健衛生所	真庭市	藤山1884-16	NS-26SD焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中			
					新	H14.2.21	廃棄物焼却炉	R2.10.19	3.7	5	-	-	R2.10.19	(集じん機なし)	R2.10.22	0	(休止中)				
					既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.7.16	0.00019	5	-	-	R2.7.16	0.011	R2.7.17	0.014	(集じん機なし)				
					既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R2.7.17	0.000046	5	-	-	R2.7.17	0.011	R2.7.17	0.014	(集じん機なし)				
76	クリーンセンターまにわ	真庭市	横西290	2号炉廃棄物焼却炉	既	H27.3.6	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
					既	H27.3.6	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					既	H12.3.16	廃棄物焼却炉	R2.10.21	0.010	10	-	-	R2.10.21	2.5	R2.10.22	0.0067	(休止中)				
					既	H12.3.16	廃棄物焼却炉	R2.10.22	0.013	10	-	-	R2.10.22	2.5	R2.10.22	0.0067	(休止中)				
77	真庭北部クリーンセンター	真庭市	森山初和692-1	1号炉廃棄物焼却炉	既	H27.6.8	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
					既	H12.2.9	廃棄物焼却炉	R2.7.9	0.076	10	-	-	R2.7.9	1.6	R2.7.9	0.048	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					既	H12.2.9	廃棄物焼却炉	R2.9.29	0.079	10	-	-	R2.9.29	1.6	R2.9.29	0.048	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					既	H27.5.21	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
78	岡山県中部環境施設組合コスクリンセンター	真庭市	雲畑631-3	2号炉廃棄物焼却炉	既	H13.3.30	廃棄物焼却炉	R2.11.11	0.27	5	-	-	R2.11.11	0.24	R2.11.12	0.093	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					既	H12.3.16	廃棄物焼却炉	R2.10.22	0.013	10	-	-	R2.10.22	2.5	R2.10.22	0.0067	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					既	H27.6.8	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					既	H12.2.9	廃棄物焼却炉	R2.7.9	0.076	10	-	-	R2.7.9	1.6	R2.7.9	0.048	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
79	南響名材木店	美作市	江ノ原625-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H13.3.30	廃棄物焼却炉	R2.11.11	0.27	5	-	-	R2.11.11	0.24	R2.11.12	0.093	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H21.10.8	廃棄物焼却炉	R2.6.18	0.20	5	-	-	R2.6.18	0.00060	R2.6.18	0.00060	1回目測定				
					新	H25.6.12	廃棄物焼却炉	R2.10.22	1.2	5	-	-	R2.10.22	0.0013	R2.10.22	0.0015	2回目測定				
					新	H25.6.12	廃棄物焼却炉	R2.6.10	0.025	5	-	-	R2.6.10	0.51	R2.6.11	0.0027	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
80	株白滝有機産業	美作市	白水1303	1酸化施設	新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
					新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	R2.6.11	0.047	5	-	-	R2.6.11	0.51	R2.6.11	0.0027	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
81	美作クリーンセンター	美作市	杉原340	1号炉廃棄物焼却炉	新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
					新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	R2.6.11	0.047	5	-	-	R2.6.11	0.51	R2.6.11	0.0027	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					新	H25.6.12	焼却炉(貯留施設)	R2.6.11	0.047	5	-	-	R2.6.11	0.51	R2.6.11	0.0027	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
82	(株)関西ポートリー管理育成農場	美作市	楳鹿482	1号炉廃棄物焼却炉	新	H28.11.11	廃棄物焼却炉	R2.5.15	0.0026	5	-	-	R2.5.15	0.00064	R2.5.15	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H28.11.11	廃棄物焼却炉	R2.5.15	0.0026	5	-	-	R2.5.15	0.00064	R2.5.15	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H12.2.14	焼却炉	R2.11.6	0.00059	10	-	-	R2.11.6	0.00000042	R2.11.9	0.023	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H19.9.27	焼却炉	R2.12.1	0.21	5	-	-	R2.12.1	0	R2.12.1	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
83	小川香料株式会社	勝央町	太平台1-2	焼却炉	既	H12.2.14	焼却炉	R2.11.6	0.00059	10	-	-	R2.11.6	0.00000042	R2.11.9	0.023	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					既	H12.2.14	焼却炉	R2.11.6	0.00059	10	-	-	R2.11.6	0.00000042	R2.11.9	0.023	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					既	H12.2.14	焼却炉	R2.11.6	0.00059	10	-	-	R2.11.6	0.00000042	R2.11.9	0.023	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					既	H19.9.27	焼却炉	R2.12.1	0.21	5	-	-	R2.12.1	0	R2.12.1	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
84	南丸永エナジーランド	奈義町	楳木351-10	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.9.27	焼却炉	R2.12.1	0.21	5	-	-	R2.12.1	0	R2.12.1	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H19.9.27	焼却炉	R2.12.1	0.21	5	-	-	R2.12.1	0	R2.12.1	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H19.9.27	焼却炉	R2.12.1	0.21	5	-	-	R2.12.1	0	R2.12.1	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				
					新	H19.9.27	焼却炉	R2.12.1	0.21	5	-	-	R2.12.1	0	R2.12.1	0	(汚水の循環使用等により排水水なし)				

(備考)
 令和3年3月31日現在における特定施設の設置状況(令和2年度に廃止された施設を含む)
 一 自主測定 建設の日の翌日
 既: 法の施行日(平成12年1月15日)前に設置された施設
 新: 法の施行日以後に設置された施設

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

1 排出ガスの基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

区 分			既設施設	新設施設
アルミニウム合金製造施設			5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時 以上	1	0.1
		2t/時 ~ 4t/時	5	1
		2t/時 未満	10	5

- (備考) 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。
 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

(単位:pg-TEQ/L)

区 分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
アセチレン洗浄施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

(単位:ng-TEQ/g)

区 分	既設施設の処理基準	新設施設の処理基準
ばいじん・燃え殻	3 ^(*)	3

- (備考) 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
 2 ^(*) セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

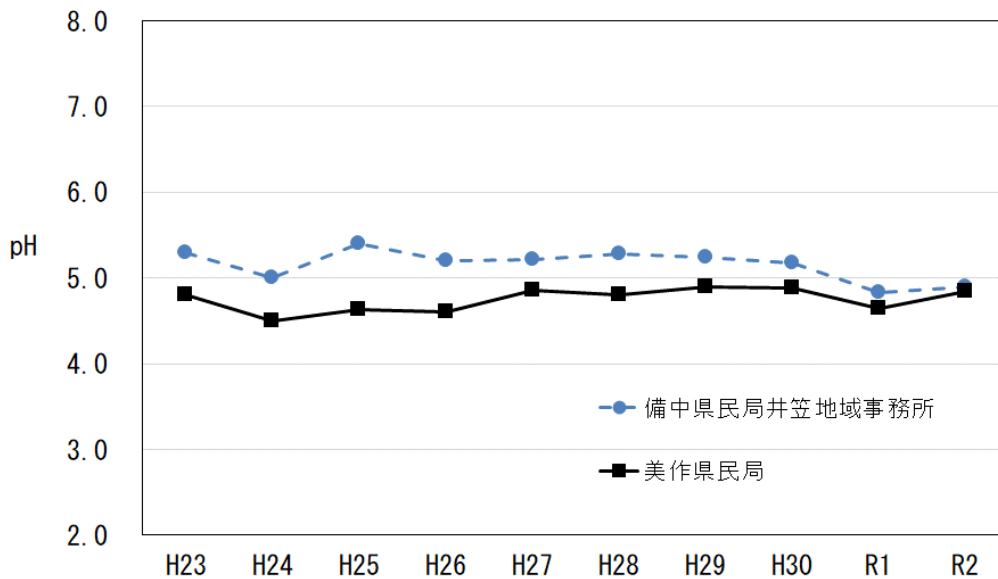
酸性雨調査結果（pH）

酸性雨測定地点	令和2年度 調査結果（※1）	【参考】過去の測定結果（平成2～令和元年度）	
		平均値（※2）	最小～最大
備中県民局井笠地域事務所（笠岡市六番町）	4.9	5.1	4.6～5.7
美作県民局（津山市山下）	4.8	4.8	4.4～5.0

※1 降水量を考慮した水素イオン濃度の加重平均によるpHの値（調査回数：原則2回/月）

※2 過去の測定結果の算術平均値

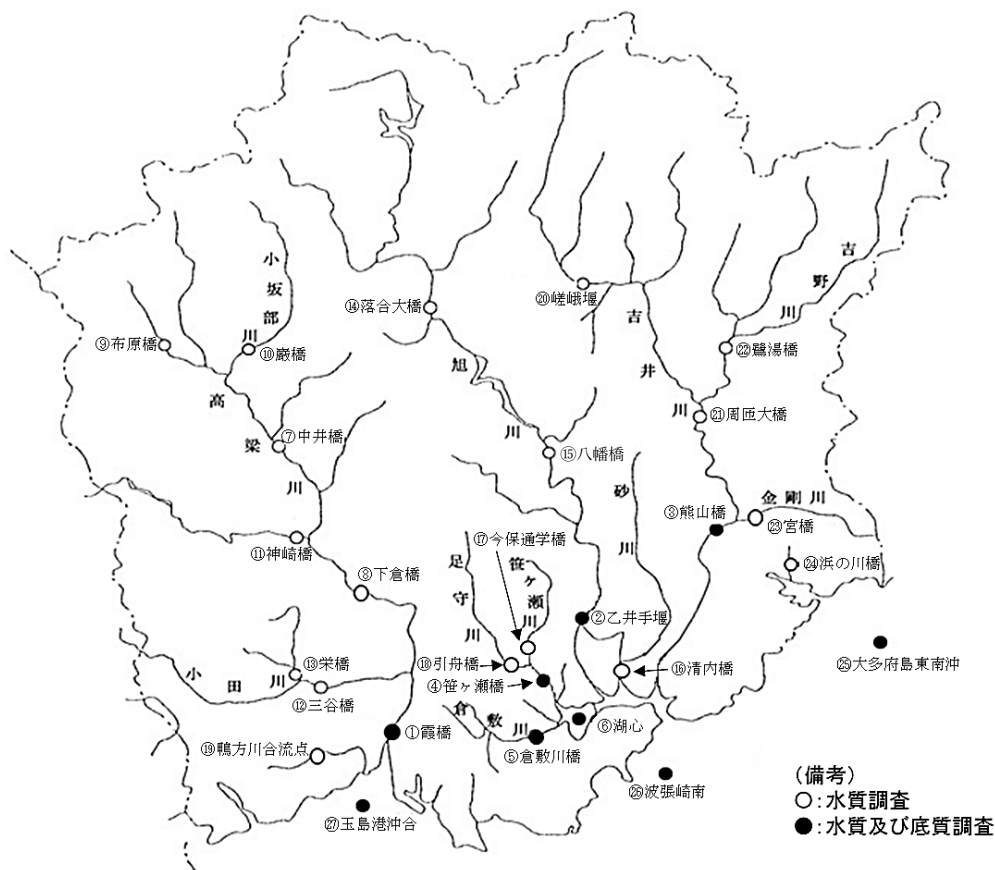
過去10年間の推移



酸性雨調査地点図



化学物質環境モニタリング地点図（令和元～3年度）



固定点（6地点、水質・底質調査を毎年実施）			
<河川>①高梁川：霞橋、②旭川：乙井手堰、③吉井川：熊山橋、④笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋、 ⑤倉敷川：倉敷川橋 <湖沼>⑥児島湖：湖心			
準固定点（21地点、1回／3年水質調査のみ実施。海域は底質調査も実施。）			
	グループ1（R1）	グループ2（R2）	グループ3（R3）
河川	⑦高梁川：中井橋	⑭旭川：落合大橋	⑳吉井川：嵯峨堰
	⑧高梁川：下倉橋	⑮旭川：八幡橋	㉑吉井川：周匝大橋
	⑨西川：布原橋	⑯百間川：清内橋	㉒吉野川：鷺湯橋
	⑩小坂部川：巖橋	⑰笹ヶ瀬川：今保通学橋	㉓金剛川：宮橋
	⑪成羽川：神崎橋	⑱足守川：引舟橋	㉔伊里川：浜の川橋
	⑫小田川：三谷橋	⑲里見川：鴨方川合流点	
	⑬美山川：栄橋		
海域	⑵播磨灘北西部：大多府島 東南沖	⑶児島湾：波張崎南	⑷水島地先海域：玉島港沖 合

化学物質環境モニタリング結果

No	測定対象物質	水質(単位: $\mu\text{g}/\text{L}$)			底質(単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$)						
		令和2年度岡山県		(参考) 全国	令和2年度岡山県		(参考) 全国				
		検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値				
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB) *1*2	1 / 13	0.0001	1,707 /	2,024	0.22	6 / 7	11	1,878 /	1,979	5,600
2	ヘキサクロロシクロヘキサン *1*2	7 / 13	0.0009	813 /	1,087	0.0090	6 / 7	2.6	1,509 /	1,623	60
3	クロルデン *1*2	0 / 13	N.D.	619 /	895	0.0019	5 / 7	0.97	1,261 /	1,375	44
4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2	0 / 13	N.D.	633 /	945	0.0075	6 / 7	0.25	1,072 /	1,186	2,100
5	アルドリン *1*2	0 / 13	N.D.	268 /	569	0.000022	0 / 7	N.D.	904 /	1,120	1.0
6	エンドリン *1*2	0 / 13	N.D.	443 /	726	0.00012	2 / 7	0.24	942 /	1,184	61
7	ディルドリン *1*2	0 / 13	N.D.	477 /	751	0.00094	1 / 7	0.07	1,067 /	1,184	9.1
8	ヘキサクロロベンゼン(HCB) *1*2	0 / 13	N.D.	848 /	1,134	0.0014	0 / 7	N.D.	1,570 /	1,684	65
9	ペンタクロロベンゼン *1	0 / 13	N.D.	432 /	480	0.00036	0 / 7	N.D.	659 /	689	24
10	ベンゾ[a]ピレン *2	1 / 13	0.0010	23 /	1,235	0.07	7 / 7	34	654 /	921	7,400
11	シアナジン *2	12 / 13	0.032	6 /	7	0.0025	0 / 7	N.D.	0 /	0	-
12	エンドスルファン *1*2	0 / 13	N.D.	12 /	144	0.00045	0 / 7	N.D.	75 /	188	0.73
13	アルキルフェノール類(C5~C9)										
	4-tert-オクチルフェノール *2	1 / 13	0.01	540 /	2,694	13	0 / 7	N.D.	176 /	485	350
	ノニルフェノール *2	3 / 13	0.04	897 /	2,840	21	1 / 7	50	299 /	488	12,000
14	ビスフェノールA *2	9 / 13	0.35	1,411 /	2,879	19	2 / 7	8	282 /	488	360
15	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1	11 / 13	0.0022	454 /	461	0.23	1 / 7	0.1	572 /	591	2.2
16	PFOA (ペルフルオロオクタ酸) *1*2	13 / 13	0.0068	461 /	461	0.1	0 / 7	N.D.	575 /	590	1.3
17	ダイアジノン *2	5 / 13	0.014	7 /	10	0.019	1 / 7	0.06	0 /	0	-
18	フェンバレート *2	0 / 13	N.D.	0 /	12	-	0 / 7	N.D.	0 /	27	-
19	リン酸トリフェニル *2	0 / 13	N.D.	3 /	18	0.024	1 / 7	0.8	0 /	0	-
20	1-ナフトール *2	0 / 13	N.D.	28 /	50	0.049	0 / 7	N.D.	1 /	12	0.11

注) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/測定地点数である。

2 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。

3 「全国」とは、平成10年度から令和元年度までに行われた環境省及び国土交通省の測定結果である。

測定結果が異性体ごとに区分されている場合は、各異性体の濃度の合計を表示している。
 類でまとめている項目については、検出数が最も多い物質の検出数、最も濃度が高い物質の検出濃度を表示している。

4 シアナジンについては比較データが少なく、全国測定結果を超えているが、他道府県が独自に測定した結果と比較すると低い値である。

5 *1 残留性有機汚染物質 (ストックホルム条約の対象物質)、*2 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和2年度 調査地点		濃度（本/L）	
		夏期	冬期
①	美作県民局別館（津山市山下）	0.23	0.11
	美作県民局第二庁舎（津山市椿高下）	0.13	0.30
②	玉野レクレセンター（玉野市玉）	0.20	0.11
	和田公園（玉野市和田）	0.14	0.087
③	備中県民局井笠地域事務所（笠岡市六番町）	0.20	0.18
	大磯自動車排出ガス測定局（笠岡市笠岡）	0.17	0.17
④	備中県民局新見地域事務所（新見市高尾）	0.11	0.12
	新見市役所（新見市新見）	0.18	0.12
⑤	備前市役所（備前市東片上）	0.19	0.16
	備前市立市民センター（備前市西片上）	0.16	0.10
⑥	長津自動車排出ガス測定局（早島町早島）	0.10	0.20
	早島町役場（早島町前潟）	0.12	0.11
⑦	生物科学研究所（吉備中央町吉川）	0.070	0.12
	吉備高原浄化センター（吉備中央町吉川）	0.12	0.18

※ 総繊維数とは、アスベスト繊維そのものではなく、全ての繊維状物質を測定した結果である。

大気中アスベスト濃度測定地点図



(参考) 岡山市関係資料

令和 2 年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 調査内容

(1) 調査地点

- ア 南輝小学校（岡山市南区南輝三丁目 6-9）
- イ 陵南小学校（岡山市北区東花尻 241-1）

(2) 調査項目等

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（平成 13 年 5 月 21 日環境省策定、平成 28 年 9 月 26 日最終改正。以下「処理基準」という。）及び「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 12 日環境庁（当時）策定、平成 31 年 3 月最終改正）に準拠し、「優先取組物質」23 物質のうち、調査地点ア及びイでは処理基準に従いダイオキシン類を除く 22 物質について毎月 1 回、24 時間の連続サンプリング調査を実施した。

なお、22 物質中「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」については「クロム及びその化合物」の全量を測定している。

ア 環境基準が設定されている物質（4 物質）

- ジクロロメタン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- ベンゼン

イ 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値) が設定されている物質（11 物質）

- アクリロニトリル
- アセトアルデヒド
- 塩化ビニルモノマー
- 塩化メチル
- クロロホルム
- 1, 2-ジクロロエタン
- 水銀及びその化合物
- ニッケル化合物
- ヒ素及びその化合物
- 1, 3-ブタジエン
- マンガン及びその化合物（平成 26 年 4 月指針値設定）

ウ その他の有害大気汚染物質（6 物質）

- クロム及びその化合物
- 酸化エチレン
- トルエン
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾ [a] ピレン
- ホルムアルデヒド

(3) 調査期間

令和 2 年 4 月 ～ 令和 3 年 3 月

2 調査結果

環境基準及び指針値が設定されている物質の年平均値は、いずれも環境基準及び指針値を下回っていた。

「優先取組物質」（ダイオキシン類を除く）及び「水銀及びその化合物」の年平均値

※単位[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

物質名	南輝小学校	陵南小学校	環境基準等
アクリロニトリル	0.028	0.012	<u>2以下</u>
アセトアルデヒド	1.9	1.6	<u>120以下</u>
塩化ビニルモノマー	0.018	0.01	<u>10以下</u>
塩化メチル	1.5	1.5	<u>94以下</u>
クロム及びその化合物	0.0039	0.0033	—
クロロホルム	0.19	0.18	<u>18以下</u>
酸化エチレン	0.025	0.023	—
1, 2-ジクロロエタン	0.13	0.13	<u>1.6以下</u>
ジクロロメタン	0.70	0.74	150以下
水銀及びその化合物	0.0021	0.0021	<u>0.04以下</u>
テトラクロロエチレン	0.031	0.029	200以下
トリクロロエチレン	0.15	0.046	130以下
トルエン	4.0	4.6	—
ニッケル化合物	0.0028	0.0022	<u>0.025以下</u>
ヒ素及びその化合物	0.0038	0.0022	<u>0.006以下</u>
1, 3-ブタジエン	0.067	0.050	<u>2.5以下</u>
ベリリウム及びその化合物	0.000025	0.000027	—
ベンゼン	1.1	0.82	3以下
ベンゾ [a] ピレン	0.00065	0.00033	—
ホルムアルデヒド	2.1	1.8	—
マンガン及びその化合物	0.039	0.044	<u>0.14以下</u>

注1 優先取組物質とは「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」248物質のうちで、健康リスクがある程度高いと考えられる22物質です。(水銀及びその化合物を除く表中21物質とダイオキシン類)

注2 年平均値は検出下限値以上の値は実測濃度の値を用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2の値を用い、算術平均により求めた。

注3 下線 は指針値を示す。

注4 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については形態別分析方法が確立されていないことから「クロム及びその化合物」として測定している。

令和2年度 ダイオキシン類環境調査結果について (大気)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、環境中大気のダイオキシン類調査を市内3地点で年4回(各季節毎)実施し、環境基準の達成状況を把握した。

1 調査地点

- (1) 南輝小学校 岡山市南区南輝三丁目6-9
- (2) 陵南小学校 岡山市北区東花尻241-1
- (3) 岡山市東区役所瀬戸支所 岡山市東区瀬戸町瀬戸45^{※1}

※南輝小学校については、調査地点を平成20年8月から大気測定局から校舎屋上に、陵南小学校については、平成20年11月から大気測定局から校舎屋上に変更している。

※岡山市東区役所瀬戸支所については、合併する平成18年度以前は岡山県が調査している。

※1 冬期については、岡山市立瀬戸公民館(岡山市東区瀬戸町瀬戸54-1)で実施した。

2 調査期間

- (1) 春期：令和2年5月14日(木)～5月21日(木)
- (2) 夏期：令和2年8月12日(水)～8月19日(水)
- (3) 秋期：令和2年10月21日(水)～10月29日(水)
- (4) 冬期：令和3年1月20日(水)～1月27日(水)

3 調査方法

次の法令等に準拠して実施した。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則
- ・ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成20年3月 環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課)

4 調査機関

エヌエス環境株式会社

5 調査結果

調査結果を表1及び図1に示した。

南輝小学校と岡山市東区役所瀬戸支所が全国621地点の年平均値(R1)を上回っていた。陵南小学校については、全国年平均値(R1)を下回っていた。なお、市内全調査地点で環境基準を下回っていた。

表1 令和2年度環境大気中のダイオキシン類調査結果

調査地点	単位	環境基準	調査結果					全国(R1)調査地点621
			R2.5	R2.8	R2.10	R3.1	平均値	
南輝小学校	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.019	0.020	0.022	0.021	0.021	(0.0025~0.24)
陵南小学校	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.016	0.014	0.0057	0.022	0.014	
岡山市東区役所瀬戸支所	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.021	0.022	0.0072	0.028	0.020	

※平均値：測定値の算術平均値

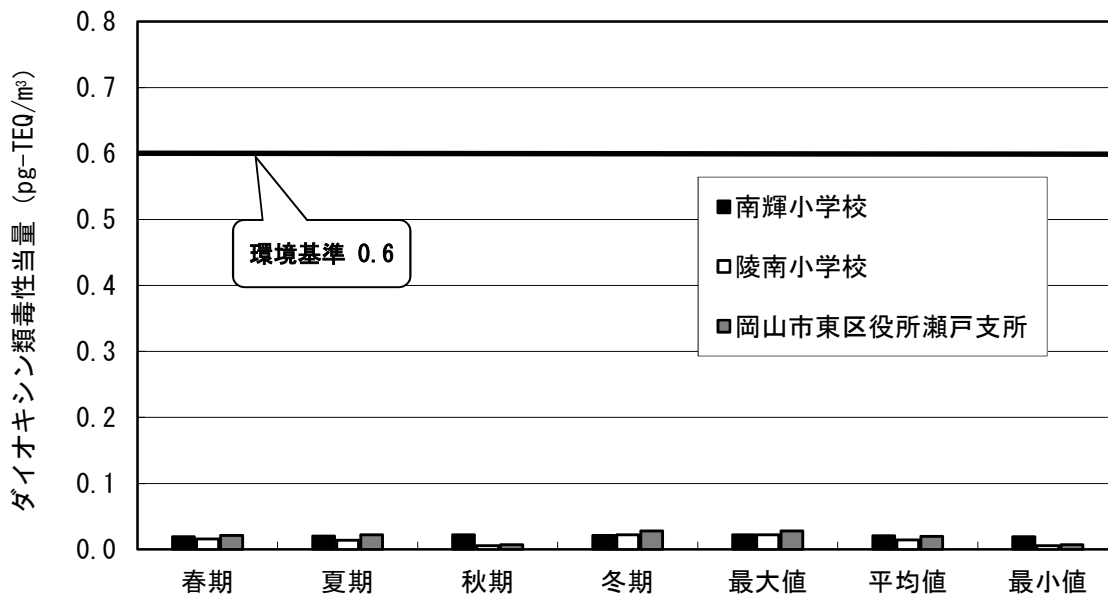


図1 令和元年度環境中大気中のダイオキシン類調査結果

(1) 各調査月の経年推移

各調査月の年度毎の推移を図2～図5に示した。

H18年度頃までは、秋期の調査結果（図4）が他の調査月と比較して高い濃度を示す場合が多かった。また、H20～22年度は冬期が比較的高い濃度を示していた。

R2年度は、陵南小学校が他の2調査地点よりも濃度が低かった。R2年度の各調査月毎の値については、特段高い濃度は見受けられなかった。

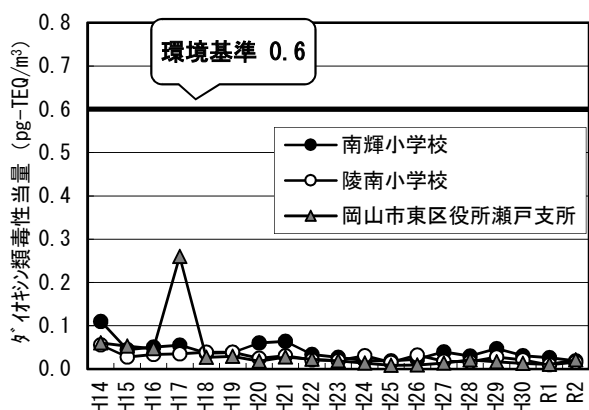


図2 春期 年度ごとの推移

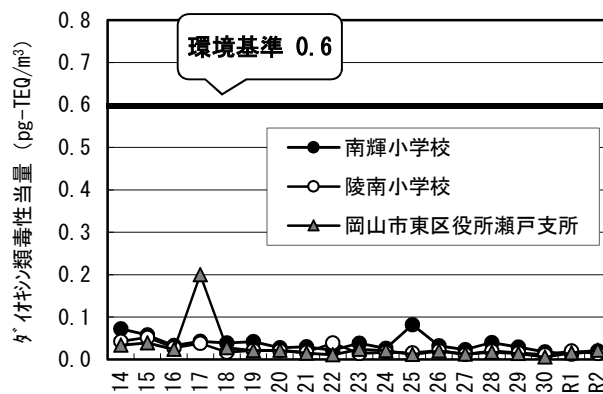


図3 夏期 年度ごとの推移

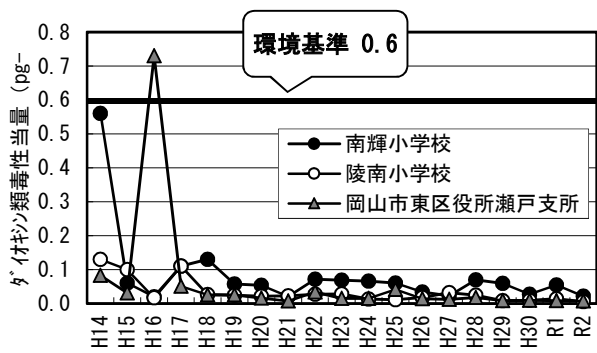


図4 秋期 年度ごとの推移

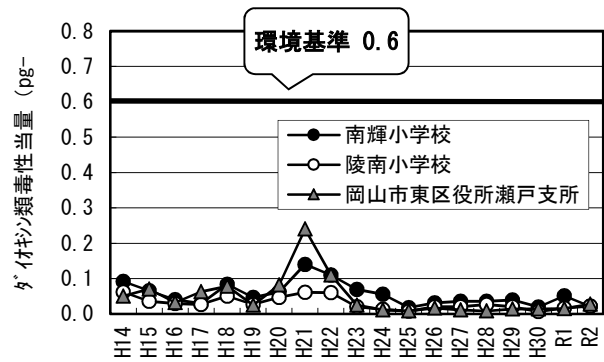


図5 冬期 年度ごとの推移

(2) 年間平均値の経年推移

年間平均値の年度毎の推移を図6に示した。

市内全調査地点で環境基準を下回っており、ここ数年は低い値で推移している。

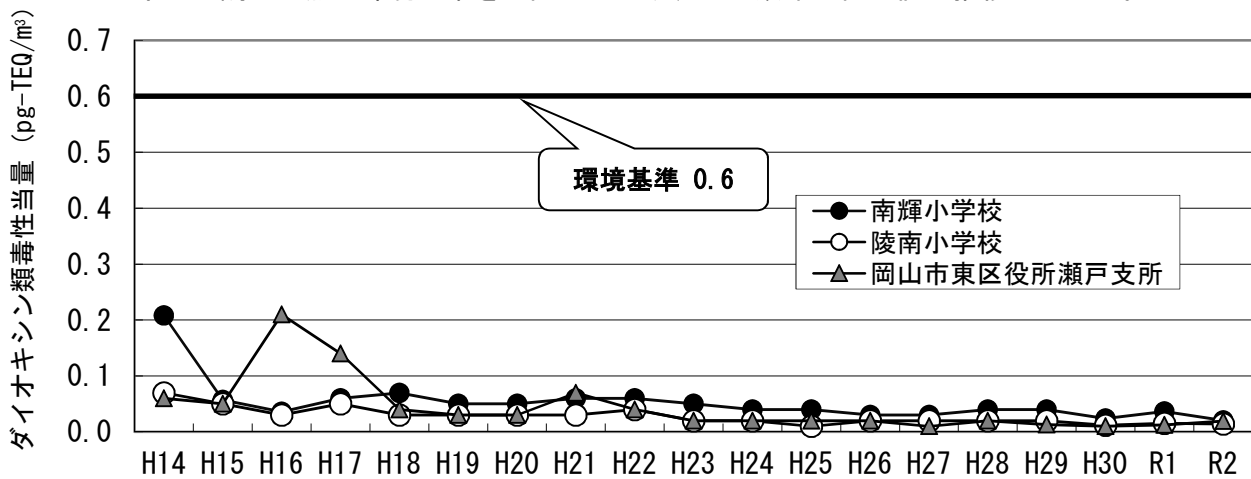


図6 年間平均値の経年推移

令和2年度 ダイオキシン類環境調査結果について (水質・土壌)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、令和2年度に岡山市が実施した公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類環境調査結果の概要は次のとおりでした。

1. 調査時期

- (1) 公共用水域水質・底質 年1回(令和2年4月、5月)
- (2) 地下水 年1回(令和2年5月)
- (3) 土壌 年1回(令和2年8月)

2. 調査地点(図1)

- (1) 公共用水域水質・底質
河川(7地点)、湖沼(2地点)、海域(3地点) 計12地点
- (2) 地下水 6地点
- (3) 土壌 10地点

3. 調査項目

ダイオキシン類

- ① ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)

4. 調査結果の概要

(1) 公共用水域水質(環境基準値:1 pg-TEQ/L)

ア. 河川

5月実施分の河川7地点の結果は0.092~0.86pg-TEQ/Lの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の2地点の結果はそれぞれ0.38、0.28 pg-TEQ/Lであり、どちらも環境基準値を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾3地点の結果は0.076~0.089 pg-TEQ/Lの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

湖沼、海域の地点において、ここ5年間の結果は環境基準値を下回る値で推移している。

(2) 公共用水域底質(環境基準値:150 pg-TEQ/g)

ア. 河川

河川7地点の結果は0.21~10 pg-TEQ/gの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の2地点の結果はそれぞれ0.65、5.6 pg-TEQ/gであり、どちらも環境基準値を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾 3 地点の結果は 2.1～7.8 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

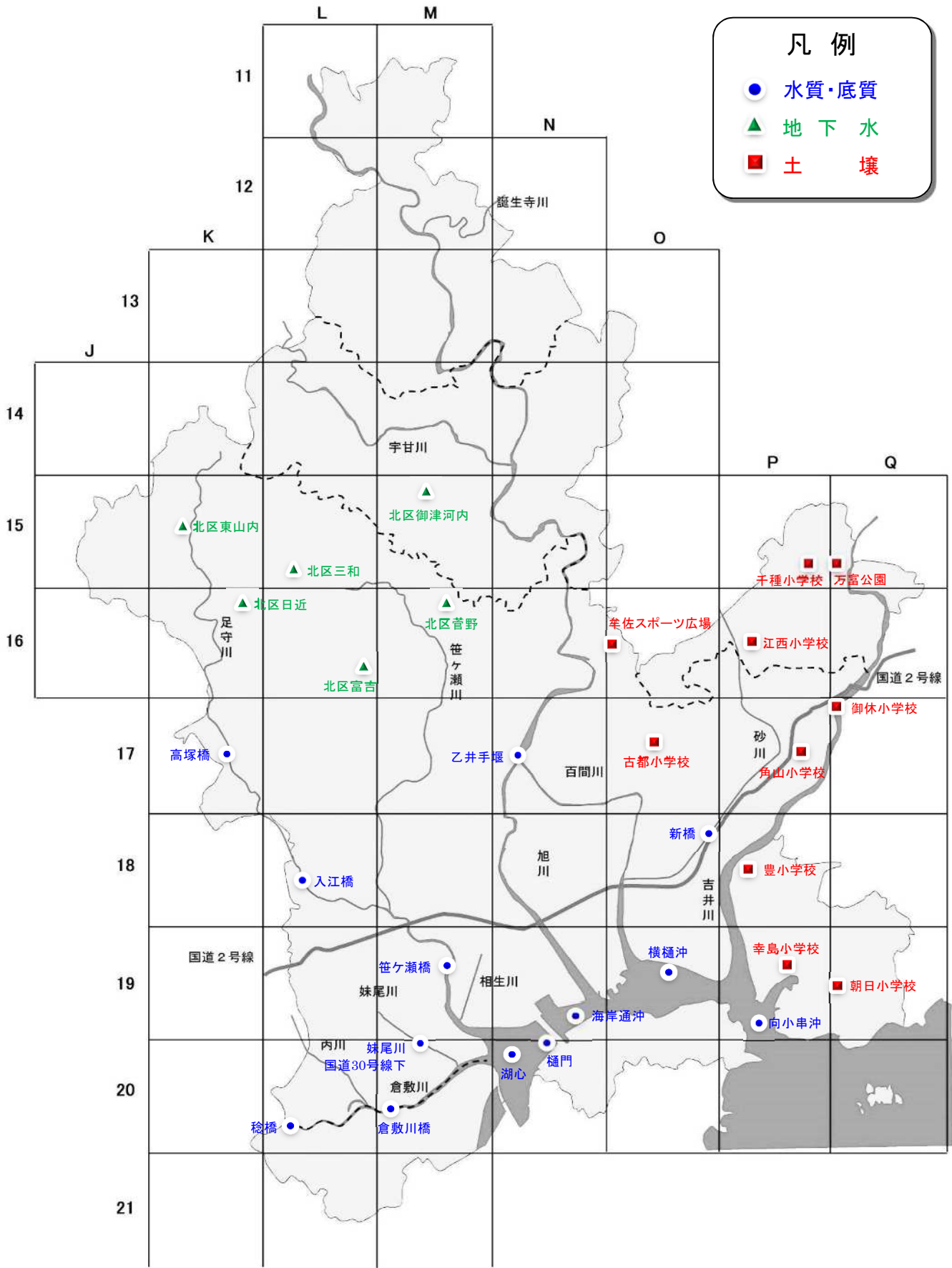
いずれの地点においても、ここ 5 年間の結果は環境基準値を下回る値で推移している。

(3) 地下水質（環境基準値：1 pg-TEQ/L）

市内 6 地点の結果は 0.050～0.11 pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

(4) 土壌（環境基準値：1,000pg-TEQ/g）

市内 10 地点の結果は 0.018～2.6 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。



調査主体

乙井手堰(水質・底質)：国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
上記以外：岡山市環境局環境部環境保全課

令和2年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視測定計画		
図面名 測定地点位置図		
図面番号	1 / 1	縮尺 S=FREE
		令和2年4月

(参考) 各地点ごとの調査結果

○公共用水域 (水質・底質) 各12地点

	水域名		番号	調査地点	水質		底質
					DXNs	SS	DXNs
					pg-TEQ/L	mg/L	pg-TEQ/g
河川	笹ヶ瀬川水域	足守川上流	1	高塚橋	0.092	3	0.21
		足守川下流	2	入江橋	0.12	2	0.54
		笹ヶ瀬川	3	笹ヶ瀬橋	0.21	10	3.6
	倉敷川水域	倉敷川	4	稔橋	0.56	28	7.1
			5	倉敷川橋	0.56	26	10
		妹尾川	6	妹尾川国道30号線下	0.86	35	6.3
	百間川水域	砂川	7	新橋	0.32	9	1.5
湖沼	児島湖水域	児島湖	8	湖心	0.38	17	0.65
			9	樋門	0.28	15	5.6
海域	児島湾水域	児島湾 (甲)	10	海岸通沖	0.076	1	7.8
		児島湾 (乙)	11	横樋沖	0.089	3	6.7
			12	向小串沖	0.076	2	2.1

環境基準値 : (水質) 1 pg-TEQ/L (底質) 150 pg-TEQ/g

採取年月日 : 令和2年4月6, 8, 9日, 令和2年5月15日

○地下水 6地点

単位: pg-TEQ/L

メッシュNo.	番号	調査地点	種別	調査結果
K-15	1	北区東山内地内	民家井戸	0.051
K-16	2	北区日近地内	民家井戸	0.063
L-15	3	北区三和地内	民家井戸	0.050
L-16	4	北区富吉地内	民家井戸	0.052
M-15	5	北区御津河内地内	民家井戸	0.11
M-16	6	北区菅野地内	民家井戸	0.059

環境基準値 : 1 pg-TEQ/L

採取年月日 : 令和2年5月25日

○土壌 10地点

単位: pg-TEQ/g

メッシュNo.	番号	調査地点	調査結果
O-16	1	牟佐スポーツ広場	0.020
O-17	2	古都小学校	0.53
P-15	3	千種小学校	0.029
P-16	4	江西小学校	0.018
P-17	5	角山小学校	0.057
P-18	6	豊小学校	0.057
P-19	7	幸島小学校	0.54
Q-15	8	万富公園	2.0
Q-17	9	御休小学校	2.6
Q-19	10	朝日小学校	0.066

環境基準値 : 1,000 pg-TEQ/g

採取年月日 : 令和2年8月6, 7日

分析機関: 株式会社 日本総合科学、株式会社 静環検査センター

(参考) 全国の調査結果との比較表

調査対象	区分	調査機関	測定地点数	調査結果			環境基準
				最小値	最大値	平均値	
公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	河川	岡山市	7	0.092	0.86	0.39	1
		環境省	1,088	0.010	3.5	0.21	
	湖沼	岡山市	2	0.28	0.38	0.33	
		環境省	87	0.011	1.9	0.16	
	海域	岡山市	3	0.076	0.089	0.080	
		環境省	236	0.014	0.44	0.068	
公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	河川	岡山市	7	0.21	10	4.2	150
		環境省	901	0.014	520	5.8	
	湖沼	岡山市	2	0.65	5.6	3.1	
		環境省	79	0.21	48	8.5	
	海域	岡山市	3	2.1	7.8	5.5	
		環境省	199	0.12	89	7.8	
地下水質 (pg-TEQ/L)		岡山市	6	0.050	0.11	0.064	1
		環境省	498	0.0085	0.31	0.047	
土 壤 (pg-TEQ/g)	一般環境	岡山市	10	0.018	2.6	0.59	1,000
		環境省	547	0	77	1.8	

注) 下段 : 令和元年度ダイオキシン類に係る環境調査結果 (環境省 令和3年3月)

令和2年度 事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、排出ガス、排出水等について、ダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市では、令和2年度の事業者によるダイオキシン類自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。なお、今回公表するデータは、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に試料採取等が行われたものです。従って、今回測定結果が空欄となっている事業場が必ずしもダイオキシン類の自主測定を実施していない訳ではないことを申し添えます。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値※ (ng-TEQ/Nm ³)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	31	30	0	12	0	1	0 ~ 4.9	0.1 ~ 10

(2) 排出水

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値 (ng-TEQ/l)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉に係る施設	9	1	1	0	8	0	0	0.81	10

(3) ばいじん

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	22	21	0	21	0	1	0 ~ 4.6	—

(4) 焼却灰その他の燃え殻

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	26	24	0	17	0	2	0 ~ 1.4	—

- (備考) 1 「届出施設数」とは、届出のあった令和2年3月31日現在の特定施設の施設数を示す。(令和2年3月31日以前に廃止届出のあった特定施設は除く。)
- 2 「報告対象施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設等を除いた施設数を示す。
- 3 「報告施設数」とは、令和2年度のダイオキシン類の自主測定結果の報告があった施設数を示す。
- 4 「廃止施設数」とは、令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に廃止届出が提出された施設数を示す。
- 5 「報告対象外施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設、流動床炉等構造上やむを得ない等のため測定不能であった施設数を示す。
- 6 「未報告施設数」とは、令和2年度のダイオキシン類の自主検査測定結果の報告がなかった施設数を示す。また、未報告の内訳として平成31年度中は稼動していたが、令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に廃止してダイオキシン類の自主測定ができなくなった廃止施設及び測定の実施について指導を要する施設数を示す。
- 7 測定結果の単位等は次のとおり
- | | |
|------------|--|
| pg (ピコグラム) | : 一兆分の1グラム |
| ng (ナノグラム) | : 十億分の1グラム |
| TEQ (毒性等量) | : ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD (テトラクロロジベンゾパラジオキシン) に換算して合計したもの。 |
- 8 排出基準値(※)の詳細は次頁に示した。

2 測定結果の評価

(1) 大気基準適用施設 (排出ガス)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

(2) 水質基準対象施設 (排水)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

3 今後の対応等

今後も引き続き、事業者に対して排出基準値が遵守されるよう、法に基づき、自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行います。

なお、未報告施設のうち要指導施設については、分析を実施しその結果を速やかに報告するよう指導しています。

4 その他

事業者による自主測定結果の一覧表は、別紙のとおりです。

自主測定結果一覧表については、環境保全課において閲覧に供するとともに、環境保全課のホームページに掲載いたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値

1 排出ガスに係る排出基準値

単位：ng-TEQ/Nm³

特定施設の種 類	焼 却 能 力	基準値	
		既 存 施 設	新 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	4t/時 以上	1	0.1
	2t/時～4t/時	5	1
	2t/時 未 満	10	5

- (備考) ・ 「既存施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）より前に設置の工事が着手された施設を示す。
 ・ 「新設施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）以降に設置の工事が着手された施設を示す。

2 排水に係る排出基準値

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種 類	排 出 基 準 値
廃棄物焼却炉に係る施設	10

3 ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に係る処理基準値

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種 類	区 分	判 定 基 準 値	
		既 存 施 設	新 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	ば い じ ん	(3)	3
	焼却灰その他の燃え殻	(3)	3

- (備考) ・ ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類についての排出基準値は定められておらず、埋立処分等を行う場合に、処理基準値が適用になる。
 ・ 既存施設において、セメント固化、薬剤処理または酸抽出を行っているものについては、処理基準値は適用されない。

令和2年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果一覧表

岡山市環境保全課

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		既設:0 新設:1	施設番号、名称	特定施設の種類	排出ガス				排出水				ばいじん			焼却灰その他の燃え殻			備考
		区名	大字、字、番地				試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	排出基準 (pg-TEQ/l)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
1	矢吹海運(南) 無公害2号	南区	箕島2849	0	No.2	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
2	岡山市東部クリーンセンター	東区	西大寺新地450他	0	F1-1271-1	廃棄物焼却炉	R2.7.30	R2.9.18	0.0055	0.1	-	-	-	-	R2.10.30 R2.10.29 ~31			2.7 3.5*4	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)	*1: 溶融飛灰 *2: 溶融スラグ *3: 溶融メタル *4: 焼却灰灰化灰	
				0	F1-1271-2	廃棄物焼却炉	R2.12.11	R3.1.22	0.0000021	0.1	-	-	-	-							
				0	F1-1271-3	廃棄物焼却炉	R2.7.9	R2.9.1	0.00013	0.1	-	-	-	-	R3.7.30	R2.11.17 R2.12.1		0.060*1 0*2 0.083*3			
3	岡山大建工業株	南区	海岸通2-5-8	0	AT-280	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
4	岡山市当新田環境センター	南区	当新田486-1	0	1(A系)	廃棄物焼却炉	R2.6.1	R2.7.14	0.016	1	-	-	-	-	R2.6.2	R2.7.14	1.9	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)	*1: A系ばいじん *2: B系ばいじん		
				0	2(B系)	廃棄物焼却炉	R2.6.2	R2.7.14	0.023	1	-	-	-	-	R2.6.2	R2.7.14	4.6				
5	南山陽テクノ	南区	箕島2824-1他	0	No.1	廃棄物焼却炉	R2.11.4	R2.12.8	4.9	10	-	-	-	-	R2.10.26	R2.12.8	0.013	R2.10.29	R2.12.1	0.011	
				0	No.2	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
				1	No.4	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-		
6	株式会社 東岡山事業場	東区	古都宿1303-15	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
7	岡山化学工業株 岡山工場	東区	大島58	0		廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
8	泉建設株	南区	飽浦526	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
9	岡山市神崎衛生施設組合	東区	神崎町2676	0	H-1	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
10	大新物産株	北区	長野1109-1	0	1号機	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
				0	2号機	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
				1	T-1507A-No.1	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-		
11	衛生センター	南区	当新田442-3	0	1	廃棄物焼却炉	R2.5.25	R2.6.1	0.92	10	-	-	-	-	(集じん機なし)	R2.5.26	R2.6.16	1.1	*共通煙道(同時稼働) *複数施設の焼却灰の混合物の測定		
				0	2	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
				0	3	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
				0	4	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
				0	5	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
				0	6	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
				0	7	廃棄物焼却炉				10	-	-	-	-							
				0	A廃ガス処理装置	廃ガス洗浄施設				-	-	-	-	R2.5.25						R2.6.12	0.81
12	株式会社 岡山製紙	南区	浜野1-4-34	0	No.3*1号	廃棄物焼却炉	R2.7.3	R2.7.27	0.22	10	-	-	-	-	R2.10.2	R2.11.4	2.9	R2.10.2	R2.11.4	0.0092	
				0	灰の貯留施設	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-		
13	岡山市岡南環境センター	南区	豊成1-4-1	0	2号炉	廃棄物焼却炉	R2.4.24	R2.6.26	0.0063	1	-	-	-	-	R2.4.24	R2.6.26	0.61	R2.4.24	R2.6.26	0.0090	
				0	3号炉	廃棄物焼却炉	R2.4.24	R2.6.26	0.0074	1	-	-	-	-							
				0	灰溜場	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の下水道への放流のため排水なし)										-
14	株式会社 美頭興産	北区	高松宿969	0	No.1	廃棄物焼却炉	R3.4.2	R3.5.11	0.011	10	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)						
15	南片岡久工務店	南区	宮浦641	0	2号焼却炉装置	廃棄物焼却炉	(休止中)				(採取できない構造になっている)				(休止中)						
				0	洗煙塔	廃ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-		
16	株式会社 岡山事業所	南区	海岸通1-2-1	0	廃油焼却炉	廃棄物焼却炉	R3.1.28	R3.3.1	0.000054	5	-	-	-	-	R3.1.28	R3.3.1	0	R3.1.28	R3.3.1	0.0000062	
17	カスタマー建材工業株	東区	東平島12-1	0	A-1	廃棄物焼却炉	R2.12.14	R3.1.5	0.82	10	-	-	-	-	R2.12.14	R23.1.5	0	R2.12.14	R3.1.5	0.11	
18	サンビルド株	北区	掛畑1596-1	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
				0	灰の貯留施設	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-		
				1	S-4	湿式集じん施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
19	安田産業株 飽浦工場	南区	飽浦675-3	0	廃棄物焼却炉1号	廃棄物焼却炉	R2.9.9	R2.10.2	0.50	10	-	-	-	-	R2.9.9	R2.10.2	1.0	R2.9.9	R2.10.2	0.0052	
				1	s-1	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-		
20	岡山県営食肉地方卸売市場	中区	桜橋1-2-43	1	1	廃棄物焼却炉	R2.7.15	R2.8.5	0.047	5	-	-	-	-	R2.7.15	R2.8.5	0	R2.7.15	R2.8.5	0	
21	衛生センター リサイクル処理センター	南区	築港元町4	1	No.1	廃棄物焼却炉	R2.6.16	R2.7.10	2.5	5	-	-	-	-	R2.6.16	R2.7.3	0.40	R2.6.16	R2.7.6	1.4	
				1	No.2	廃棄物焼却炉	R2.10.12	R2.11.4	3.6	5	-	-	-	-	R2.5.11	R2.5.28	0.42	R2.5.11	R2.5.28	1.1	
				1	No.3	廃棄物焼却炉					5	-	-	-	-						
22	山佐産業株 九幡事業所	東区	九幡569-1	1	No.1	廃棄物焼却炉	R3.2.9	R3.2.24	0.31	5	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R3.2.9	R3.2.24	0	
23	エコシステム岡山株	南区	海岸通1-3-1	1		廃棄物焼却炉	R2.5.8	R2.6.5	0.00057	0.1	-	-	-	-	R2.5.8	R2.6.5	0.45	R2.5.8	R2.6.5	0.0000017	
				1	5	廃ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-		
24	マルケー自動車整備株	南区	古新田989-4	1	A-1	廃棄物焼却炉	R2.10.15	R2.11.9	0.040	5	-	-	-	-	(集じん機なし)			R2.10.29	R2.12.2	0.44	
25	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	北区	御津鹿瀬650	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						
26	岡山家畜保健衛生所	北区	御津河内2770-1	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	R2.10.29	R2.12.1	0.76	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R2.11.2	R2.12.8	0.0000059	
27	明和建設株 肩背工場	東区	瀬戸町 肩背若林2478-1	0	肩背工場	廃棄物焼却炉	R2.9.29	R2.10.27	0.40	10	-	-	-	-	R2.10.3	R2.10.9	0.065	R2.10.6	R2.11.10	0.016	
28	山佐産業株 金岡事業所	東区	金岡東町3丁目5-70	1	No.1	廃棄物焼却炉	R3.3.3	R3.2.18	0	5	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R3.2.2	R3.2.18	0	
29	南ジータック	東区	金田1196-8	1	1	廃棄物焼却炉	(休止中)				(休止中)				(休止中)						

令和2年7月16日現在

(備考) - : 自主測定義務のないもの
空欄 : 自主測定を実施しない又は結果を報告しないもの

【岡山市】酸性雨調査結果（pH）

測定地点	令和2年度 調査結果	【参考】過去の測定結果（平成23～令和元年度）	
		平均値	最小～最大
三野浄水場（岡山市北区三野）	4.7	4.8	4.6～5.1

調査地点図



(注) このページは、岡山市から提供されたデータを基に県で作成した。

令和2年度 外因性内分泌かく乱化学物質等調査結果について（報告）

1 目的

外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等による環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要な課題の一つとなっている。

岡山市では、水環境における外因性内分泌かく乱化学物質等の存在状況を把握し今後の適切な対応策の検討に資することを目的として、平成11年度から河川の水質調査を行っている。また、平成22年度からは残留性有機汚染物質を加えるなどして継続調査を実施している。

2 調査（試料採取）年月日

令和2年5月26日 火曜日

3 調査機関

中外テクノス株式会社

4 調査対象河川及び地点

表1に調査対象とした河川及び地点を示した。足守川、笹ヶ瀬川、妹尾川、砂川、庄内川及び日近川の6河川計7地点で調査を実施した。※ 別紙図面参照

表1 調査対象河川及び地点

分類	水域	河川名	調査地点名	調査物質群
児島湖流域内	倉敷川水域	妹尾川	国道30号線下	7物質群 (表2のNo. 1~7)
		足守川	入江橋	
	笹ヶ瀬川水域	日近川	新日近橋	
		足守川	高塚橋	
児島湖流域外	旭川水域	笹ヶ瀬川	比丘尼橋	5物質群 (表2のNo. 3~7)
		砂川	新橋	
		庄内川	深町橋	

5 調査物質群

調査物質群は内分泌かく乱作用が疑われている物質及び残留性有機汚染物質のうち表2に示す7物質群とした。

表2 調査対象物質（群）

区分	No.	調 査 項 目		用 途 等
継 続 調 査	1	ポリ塩化ビフェニール類（PCB）（1～10塩化物）		熱媒体，ノンカーボン紙，電気製品
	2	ビスフェノールA		樹脂の原料
	3	[PFOS及びその関連物質]	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（PFOS）	撥水撥油剤，調理器具のコーティング剤等
	4		ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	撥水撥油剤（PFOS関連物質）
復 活 継 続 調 査	5	N,N-ジメチルホルムアミド		合成皮革，合成繊維製造用溶剤
	6	エストロン		女性ホルモンの代謝物質
	7	ノニルフェノール		界面活性剤の原料／分解生成物

6 調査結果

(1) 令和2年度継続調査結果

表3に示す継続調査を実施した4物質群全ての物質が検出された。

表3 継続調査結果

物 質 名	単 位	岡山市調査結果		【 参 考 】			
		検出頻度 (調査年度)	濃度範囲 [中央値] (定量下限値)	岡山県調査結果		環境省全国調査	
				検出頻度 (調査年度)	濃度範囲 [中央値] (検出下限値)	検出頻度 (調査年度)	濃度範囲 [中央値] (検出下限値)
PCB	ng/L	3/3 (R2)	0.08～0.55 [0.20] (0.01)	0/14 (R1)	ND [ND] (0.0001)	48/48 (R1)	0.0066～3.4 [0.090] (0.0047)
ビスフェノールA	μg/L	2/3 (R2)	ND～0.03 [0.02] (0.01)	4/14 (R1)	ND～0.140 [0.045] (0.01)	9/10 (H18)	ND～1.0 [0.0076] (0.0024)
PFOS及びその塩	μg/L	7/7 (R2)	0.001～0.004 [0.002] (0.001)	12/14 (R1)	ND～0.0064 [0.0004] (0.0001)	47/48 (R1)	ND～0.0025 [0.00026] (0.000030)
PFOA	μg/L	7/7 (R2)	0.005～0.073 [0.012] (0.001)	14/14 (R1)	0.0002～0.013 [0.0016] (0.0001)	48/48 (R1)	0.00016～0.011 [0.00090] (0.000040)

(備考) ND：岡山市の調査では定量下限値未満、岡山県，環境省の調査では検出下限値未満を示す。

岡山県の調査期間：令和元年7月18日～8月26日

環境省全国調査：出典元(化学物質環境実態調査－化学物質と環境－)

(2) 各継続調査物質の経年変化

○ PCB

PCBの経年変化を図1に示した。例年と同様に、令和2年度についても妹尾川国道30号線下が他に比べて高い値で推移していた。

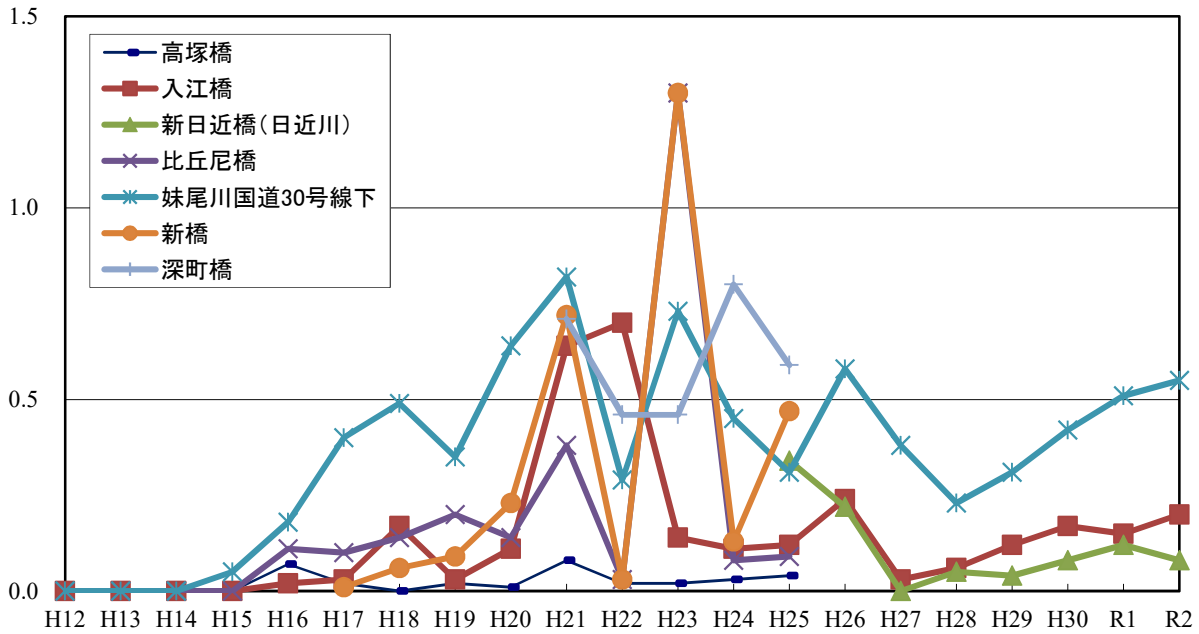


図1 PCB濃度の経年変化 [単位: ng/L]

○ ビスフェノールA

ビスフェノールAの経年変化を図2に示した。例年と同様に、令和2年度についても継続的に妹尾川国道30号線下で検出されている。

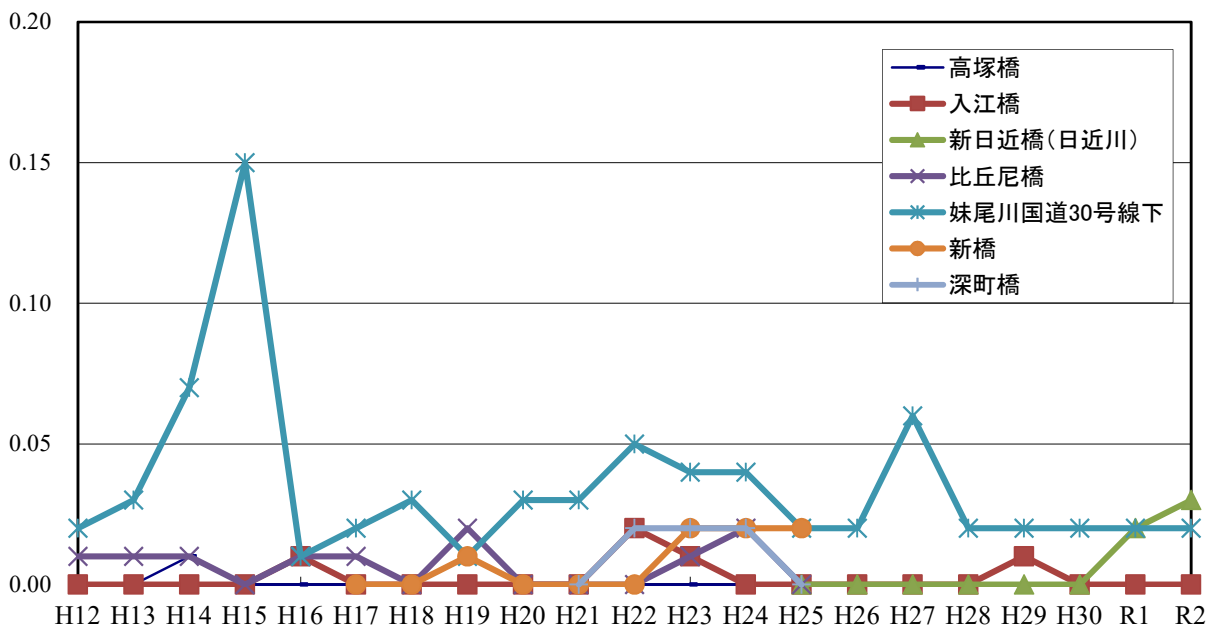


図2 ビスフェノールA濃度の経年変化 [単位: μg/L]

○ ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩

平成22年度より調査対象物質に追加したPFOSの経年変化を図3に示した。例年と比較して特に高い値で検出された項目はなかった。

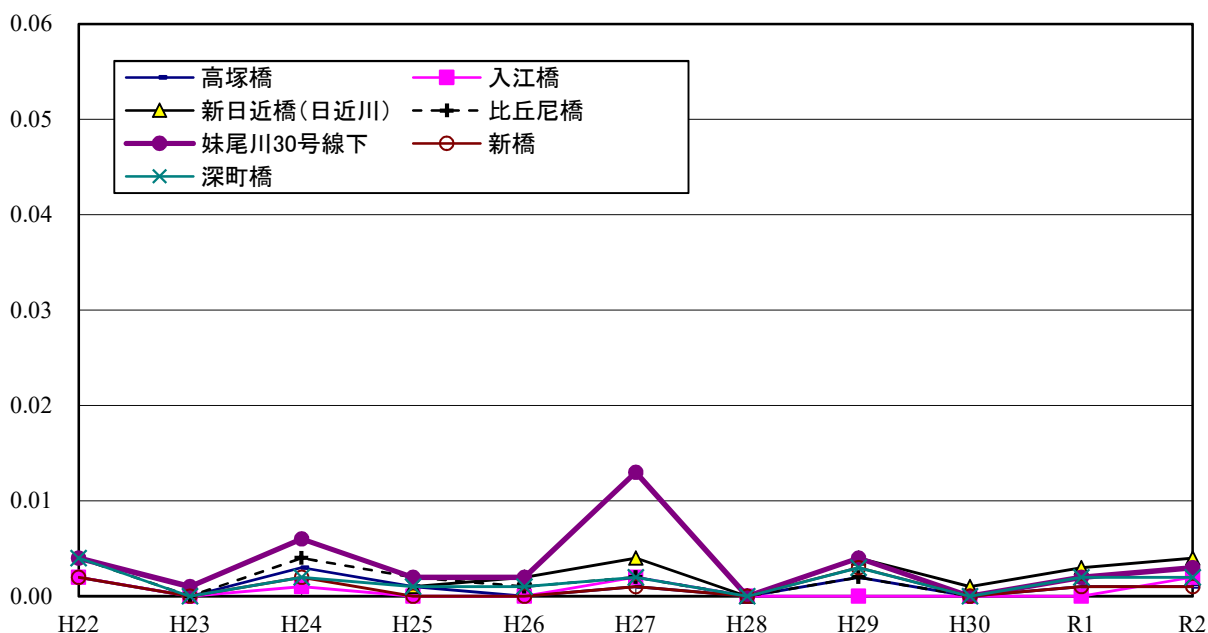


図3 PFOS濃度の経年変化〔単位： $\mu\text{g/L}$ 〕

○ ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)

平成22年度より調査対象物質に追加したPFOAの経年変化を図4に示した。

平成25年度から調査地点に追加した新日近橋（日近川）が、例年と同様に令和2年度についても他に比べて高い値で推移していた。

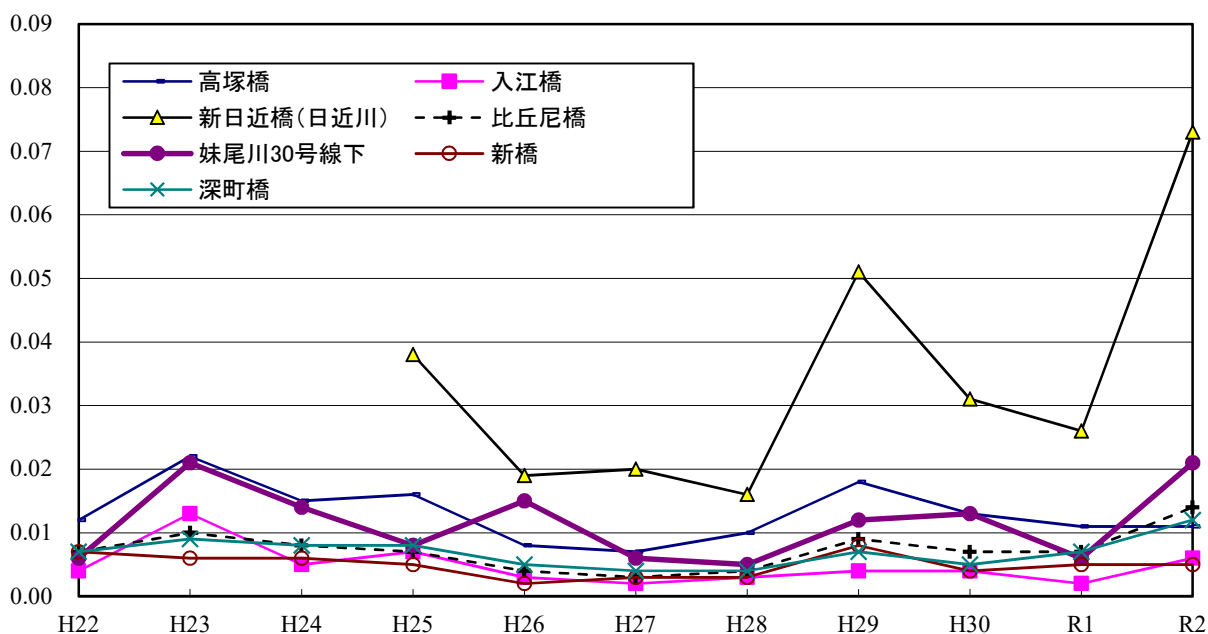


図4 PFOA濃度の経年変化〔単位： $\mu\text{g/L}$ 〕

(3) 復活継続調査結果

平成12年～25年度に調査した3物質群について、復活調査を継続した結果（検出状況）を表4に、復活継続調査対象物質の下限値を表5に示した。エストロンについては全地点で定量下限値未満であった。N,N-ジメチルホルムアミドは全地点、ノニルフェノールは1地点で検出された。

表4 復活調査結果（検出状況）

物質名	単位	岡山市				岡山県
		R2 調査		既実施分		R1 調査
		検出頻度	濃度範囲 [中央値]	調査年度	検出頻度	検出頻度
N,N-ジメチルホルムアミド	μg/L	7/7	0.4~1.1 [0.7]	H22~R1	6/46	—
エストロン	μg/L	0/7	ND [ND]	H23~R1	2/40	—
ノニルフェノール	μg/L	1/7	ND~0.05 [ND]	H12~R1	20/91	0/14

（備考） ND：定量下限値未満を示す。

表5 復活調査対象物質の下限值

物質名	単位	岡山市 (定量下限値)	【参考】岡山県 (検出下限値)
N,N-ジメチルホルムアミド	μg/L	0.2	—
エストロン	μg/L	0.001	—
ノニルフェノール	μg/L	0.05	0.03

- 市 令和2年度 岡山市調査地点：水質のみ
- 県 令和元～3年度 県調査地点：水質・底質
- 県 令和元～3年度 県調査地点：水質・底質
*準固定点(1回/3年 調査地点)



調 査 地 点 位 置 図			
図 面 名	外因性内分泌かく乱化学物質等調査地点		
図面番号	1 / 1	縮 尺	S=FREE
			令和2年5月

(参考) 倉敷市関係資料

令和2年度大気及び水質等測定結果について

倉敷市では、市内の環境の状況を把握するため、大気及び水質等について、継続して測定するとともに、事業者に対する環境汚染物質の排出抑制対策を進めている。令和2年度の環境測定等の結果について、以下のとおり報告する。

1 大気環境

(1) 概要

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、人の健康保護及び生活環境保全を目的として、市内の大気環境の汚染状況を測定した。

ア 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})の6物質

イ 測定方法

市内24か所の大気環境測定局において、測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して1時間ごとの24時間連続測定を実施した。

(2) 結果

ア 対象物質の測定結果

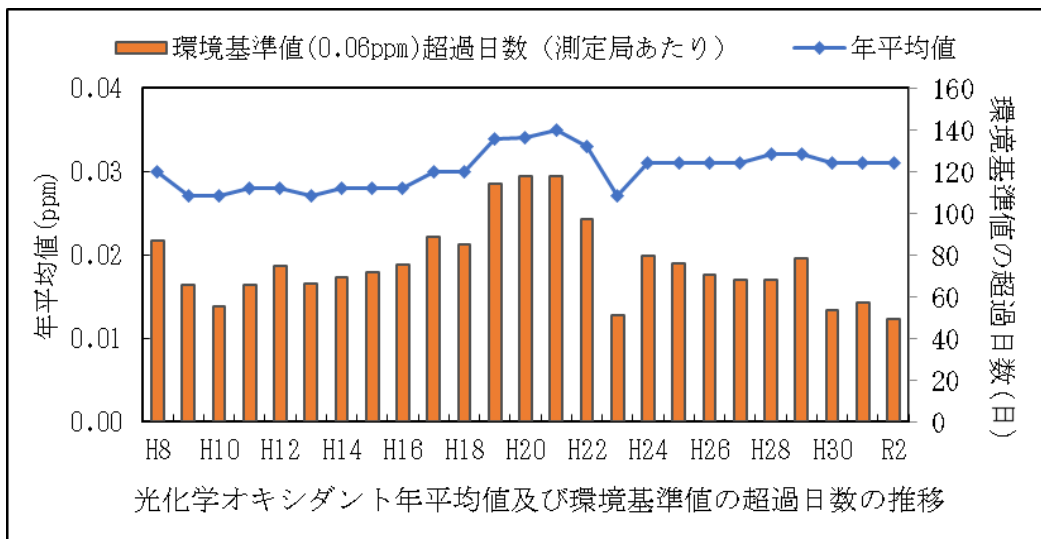
二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

微小粒子状物質については、7局で環境基準を達成した。

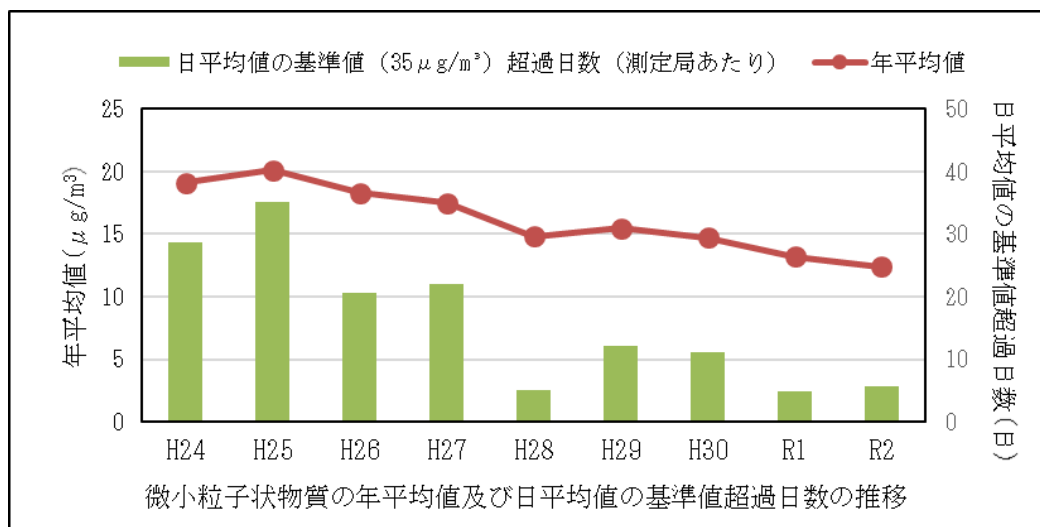
大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄(SO ₂)	19	19	100%
二酸化窒素(NO ₂)	20	20	100%
一酸化炭素(CO)	4	4	100%
光化学オキシダント(Ox)	16	0	0%
浮遊粒子状物質(SPM)	19	19	100%
微小粒子状物質(PM _{2.5})	10	7	70%

イ 光化学オキシダント年平均値及び環境基準値（0.06ppm）超過日数の推移
 光化学オキシダントの年平均値は、近年、概ね横ばいで推移している。



ウ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値及び日平均値の基準値の超過日数並びに環境基準達成率の推移

平成 24 年度から評価を行っており、環境基準達成率は改善傾向にある。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境基準達成率 (達成局数/測定局数)	0% (0/3)	0% (0/6)	0% (0/10)	10% (1/10)	70% (7/10)	30% (3/10)	22% (2/9)
	R1	R2					
環境基準達成率 (達成局数/測定局数)	80% (8/10)	70% (7/10)					

(3) 今後の対応

ア 引き続き大気環境の状況を常時監視し、実態の把握に努める。

イ 光化学オキシダントについて、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類等の削減に取り組むとともに、高濃度の際には、市内協力工場への窒素酸化物の削減要請並びに市民に対する健康被害及び農作物被害防止のための周知を行う。

ウ 微小粒子状物質について、国が示した暫定指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超える予想される日には、健康被害が発生するおそれがあり、岡山県から注意喚起が発令されるため、市民に周知を行う。

2 有害大気汚染物質等

(1) 環境調査

ア 概要

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定により、大気中での濃度が低濃度であっても継続的に摂取された場合において人の健康影響が懸念される有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物について、環境調査を実施した。

イ 対象物質

環境基準設定物質 4 物質，指針値設定物質 11 物質，環境基準等未設定物質 6 物質の合計 21 物質

ウ 調査方法

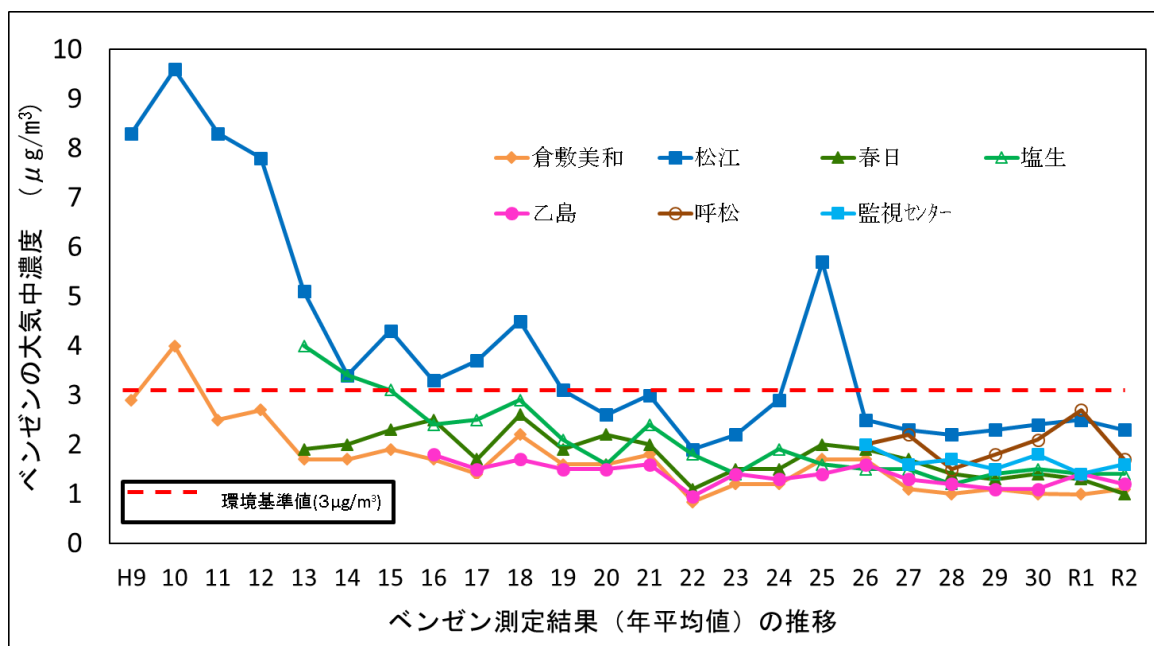
市内 7 地点において，連続 24 時間の測定を毎月実施した。

エ 結果

(ア) 環境基準設定物質

ジクロロメタン，テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン，ベンゼン

全ての地点で環境基準を達成した。



(イ) 指針値設定物質

アクリロニトリル，アセトアルデヒド，塩化ビニルモノマー，塩化メチル，水銀及びその化合物，ニッケル化合物，クロロホルム，1,3-ブタジエン，1,2-ジクロロエタン，ヒ素及びその化合物，マンガン及びその化合物

全ての地点で指針値を下回った。

(ウ) 環境基準等未設定物質

トルエン，ホルムアルデヒド，ベリリウム及びその化合物，クロム及びその化合物，ベンゾ[a]ピレン，酸化エチレン

評価する基準値の設定はないが，例年と比べ大きな変化はなかった。

(2) 事業者によるベンゼン排出抑制対策

ア 概要

岡山県環境への負荷の低減に関する条例において，事業者によるベンゼン等の排出抑制や削減計画等の報告及び市による公表が定められている。

このうち，指定事業所の施設数や施設の種類については，次のとおりである。

イ 指定事業所と施設数

指 定 事 業 所 名	所 在 地	届出施設数
旭化成(株)製造統括本部水島製造所 (B地区)	潮通3丁目13番地	16
旭化成(株)製造統括本部水島製造所 (C地区)	児島塩生2767-11	21
ENEOS(株)水島製油所A工場	水島海岸通4丁目2番地	30
ENEOS(株)水島製油所B工場	潮通2丁目1番地	7
JFEスチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区) JFEケミカル(株)西日本製造所 倉敷工場	水島川崎通1丁目	19
三菱ケミカル(株)岡山事業所	潮通3丁目10番地	22
三菱瓦斯化学(株)水島工場	水島海岸通3丁目10番地	13
合 計		128

条 例 に 定 め ら れ た 施 設 の 種 類	届出施設数
1. ベンゼンの製造施設	12
2. ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	17
3. ベンゼンの貯蔵施設	68
4. ベンゼンの出荷施設	6
5. ベンゼンの蒸留施設	13
6. コークス炉	12
合 計	128

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を定期的を実施し、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

3 降下ばいじん

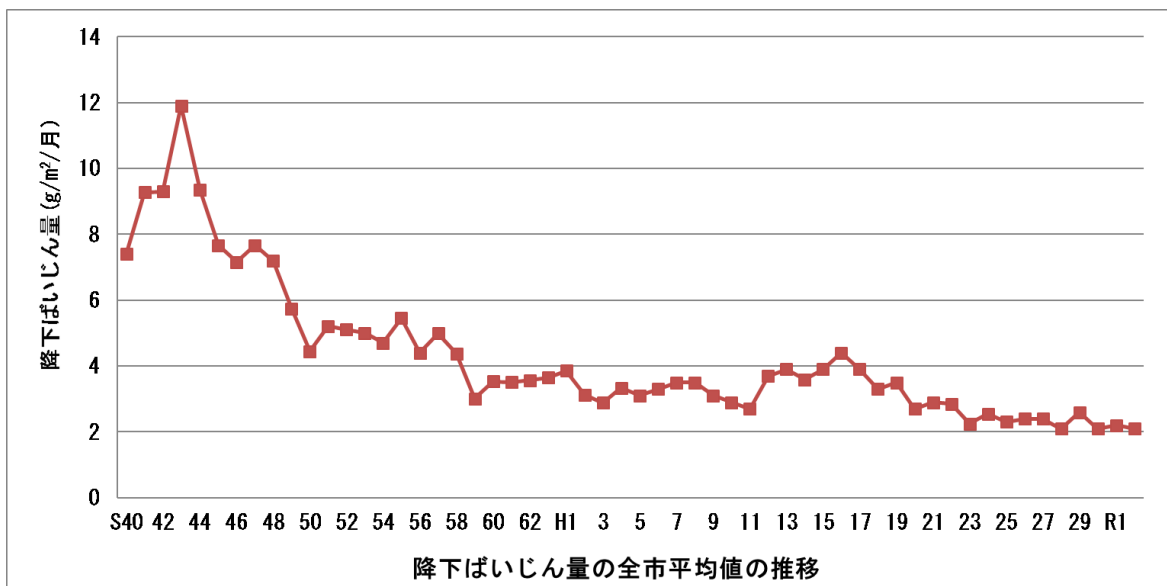
(1) 環境調査

ア 概要

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下したばいじん、粉じん等の総称であり、市内の降下ばいじん状況を把握するために調査を実施した。

イ 結果

降下ばいじん量は、市内平均値が $2.1\text{g}/\text{m}^2/\text{月}$ であり、令和元年度と比べて、 $0.1\text{g}/\text{m}^2/\text{月}$ 減少した。測定開始当初と比べると低減しているが、近年は微減から横ばいの傾向である。



(2) 降下ばいじん抑制対策

ア 概要

大気汚染防止法の一般粉じん発生施設又は岡山県環境への負荷の低減に関する条例の粉じん発生施設の設置事業者を対象に、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を求めるとともに、各事業所への現地調査を計画した。

イ 結果

対象となる全 38 事業場について、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を受けるとともに現地調査を実施し、粉じん飛散防止対策について指導を行った。

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、降下ばいじん量を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

4 公共用水域の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため、調査を実施した。

ア 対象項目

(ア) 健康項目（カドミウム等 27 項目）

(イ) 生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等 13 項目）

(ウ) 要監視項目（クロロホルム等 31 項目）

イ 調査地点

市内の河川 21 地点及び海域 21 地点において、調査を実施した。（河川の調査地点には国土交通省実施の 3 地点を含む。）

(2) 結果

ア 健康項目

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(ア) BOD 及び COD

a 河川の BOD は、環境基準類型があてはめられた 13 地点全てで環境基準に適合していた。（適合率 100%）

b 海域の COD は、全 21 地点のうち、17 地点で環境基準に適合していた。（適合率 81.0%）

(イ) 全窒素及び全りん

a 海域の全窒素を調査している 21 地点のうち、14 地点で環境基準に適合していた。（適合率 66.7%）

b 海域の全りんを調査している 21 地点のうち、4 地点で環境基準に適合していた。（適合率 19.0%）

(ウ) その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、次のとおりであった。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目（水生生物の保全に係る水質環境基準項目）		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
海域	100	100	100

※数値は、(環境基準に適合している地点数)/(総地点数)を百分率で示したもの

※河川については、環境基準のあてはめがなされていない。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目				
	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出 物質 (油分)
河川	89.7	97.4	100	55.6	
海域	96.3	83.0		92.9	100

※数値は、(環境基準に適合している検体数)/(総検体数)を百分率で示したもの

※斜線部については、環境基準の設定がないため測定を行っていない。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等 31 項目のうち、ウランが調査した海域 7 地点のうち全地点で指針値を超過した。また、全マンガンが調査した河川 5 地点のうち 1 地点で指針値を超過した。原因は、共に自然由来と考えられる。

(3) 今後の対応

引き続き、公共用水域の状況を調査し、実態の把握に努める。

5 地下水の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により、地下水の水質の状況を把握するため、調査を実施した。

ア 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（28項目）

イ 調査地点

(ア) 概況調査

次の6地点で調査を実施した。

船穂町船穂、二日市、西阿知町新田、玉島道口、児島由加、真備町妹

(イ) 継続監視調査

過去に汚染が確認された次の2地区（4地点）で調査を実施した。

児島唐琴（2地点）、鳥羽（2地点）

(2) 結果

ア 概況調査

玉島道口で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過した。また、二日市でひ素、ふっ素が環境基準値を超過した。

イ 継続監視調査

児島唐琴2地点でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過し、汚染の継続が確認された。

鳥羽2地点でふっ素が環境基準値を超過し、汚染の継続が確認された。

(3) 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点については、継続監視調査地点として、監視を継続する。

継続監視調査で汚染の継続が確認された地点については、監視を継続する。

なお、環境基準値を超過した地点（井戸）については、飲用しないように助言している。

6 ダイオキシン類

(1) 環境調査

ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定により、大気、水質（河川・海域・地下水）、底質（河川・海域）及び土壌の環境中における汚染状況の調査を把握するため、調査を実施した。

イ 結果

(ア) 大気

調査地点の 2 地点において、ともに環境基準を達成した。

(イ) 公共用水域水質

河川 7 地点及び海域 8 地点において、全ての調査地点で環境基準を達成した。

(ウ) 公共用水域底質

河川 7 地点及び海域 8 地点において、全ての調査地点で環境基準を達成した。

(エ) 地下水

調査地点の 3 地点のうち、継続調査を行っている 1 地点で環境基準値を超過した。

(オ) 土壌

調査地点の 8 地点において、全て環境基準を達成した。

(2) 事業者による測定結果

ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

令和 2 年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果については、全ての施設において排出基準値以下であった。

イ 自主測定結果の報告状況

区 分	施設数	報告対象施設	報告実施施設	未報告施設	報告対象外施設	廃止施設
排出ガス	51	45	45	0	6	0
ばいじん	36	15	15	0	21	0
燃え殻	36	15	15	0	21	0
排出水	25	15	15	0	10	0

ウ 今後の対応

引き続き、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導していく。

**令和2年度大気及び水質等測定結果について
(参考資料)**

令和3年6月21日

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

目 次

1 大気環境

大気環境測定地点図	89
大気の汚染に係る環境基準	90
大気汚染物質ごとの測定結果	91

2 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質等測定地点図	97
有害大気汚染物質等測定結果	98
指定事業所敷地境界線における測定地点図	99
指定事業所におけるベンゼン自主測定結果	100
指定事業所におけるベンゼンの大気排出量	100

3 降下ばいじん

降下ばいじん測定地点図	101
降下ばいじん測定結果	102

4 公共用水域の水質

公共用水域測定地点図	103
健康項目の環境基準値超過状況	104
生活環境項目（BOD 及び COD）の測定結果	105
生活環境項目（全窒素及び全りん）の測定結果	106
その他の生活環境項目の測定結果	107
要監視項目の指針値超過状況	110

5	地下水の水質	
	地下水環境基準項目の環境基準値超過状況	111
	地下水概況調査の測定結果	112
	地下水継続監視調査の測定結果	113
6	ダイオキシン類	
	環境調査測定地点図	114
	環境調査結果の概要	114
	測定地点ごとの測定結果	115
	事業者による測定結果の概要	116
	事業者による測定結果一覧表	117
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）	120
7	酸性雨	
	酸性雨調査結果	121
8	アスベスト	
	一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	122

大気の汚染に係る環境基準

1 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2 評価方法

長期的評価（光化学オキシダント（Ox）を除く。）

年間を通じた測定結果に係る評価。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較するものと、測定結果のうち特定の値（2%除外値等）と環境基準値とを比較するものがある。

短期的評価（二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM2.5）を除く。）

1時間又は1日を通じた測定結果に係る評価。測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準値と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、1時間値の年間最高値を環境基準値と比較して評価している。

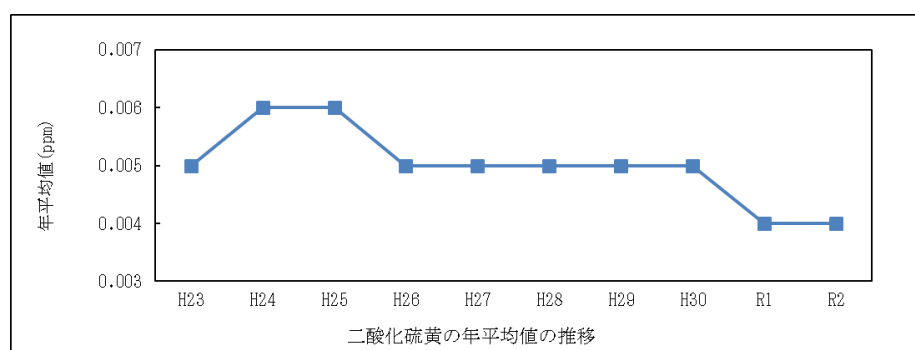
大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄 (SO₂)

(1) 測定を行った一般大気環境測定局（以下「一般局」という。）19局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても環境基準を達成した。なお、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）では当該項目の測定は実施していない。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		達成
(ppm)	有・無		(日)	(%)	(時間)	(%)			
一般局	倉敷美和	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.010	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	春日	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	連島	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.011	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西阿知	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.005	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	船穂	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	郷内	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	茶屋町	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	豊洲	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	広江	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	呼松	0.011	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	宇野津	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	田の口	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局（19局）における年平均値の推移は次のとおりである。

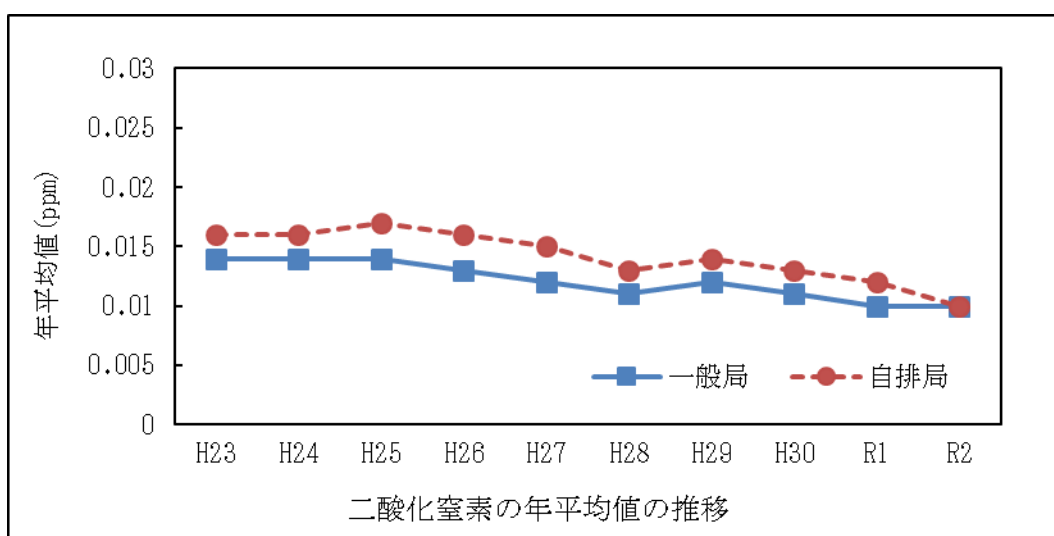


2 二酸化窒素 (NO₂)

(1) 測定した 20 局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	長期的評価		
		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。		
		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	達成
一般局	倉敷美和	0.023	0	○
	監視センター	0.028	0	○
	春日	0.024	0	○
	連島	0.023	0	○
	塩生	0.027	0	○
	松江	0.025	0	○
	福田	0.022	0	○
	西阿知	0.020	0	○
	玉島	0.026	0	○
	船穂	0.019	0	○
	真備	0.017	0	○
	児島	0.020	0	○
	郷内	0.021	0	○
	天城	0.022	0	○
	茶屋町	0.024	0	○
	庄	0.016	0	○
	豊洲	0.023	0	○
自排局	駅前	0.025	0	○
	大高	0.024	0	○
	西坂	0.022	0	○

(2) 一般局 (17 局) 及び自排局 (3 局) における年平均値の推移は次のとおりである。

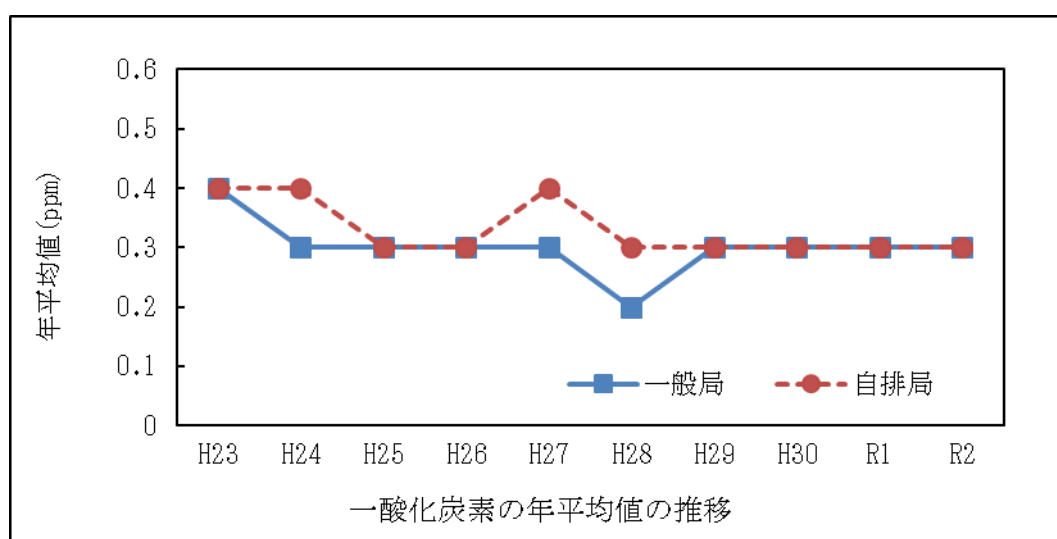


3 一酸化炭素 (CO)

(1) 測定した4局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても、全ての局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		達成
(ppm)	有・無		(回数)	(%)	(日)	(%)			
一般局	倉敷美和	0.8	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	駅前	0.6	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	大高	0.6	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.4	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局（1局）及び自排局（3局）における年平均値の推移は、次のとおりである。



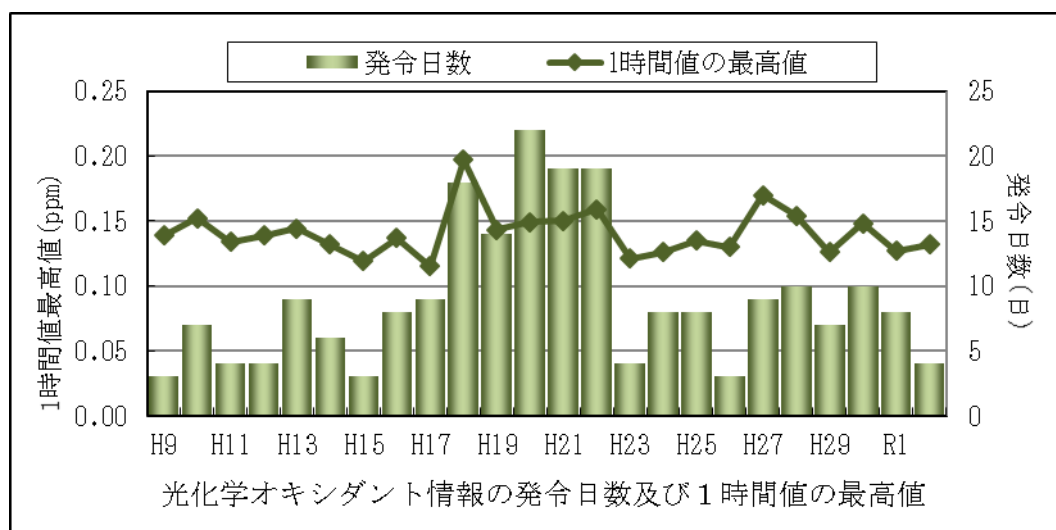
4 光化学オキシダント (Ox)

(1) 測定した 16 局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

測定局の属性	測定局	昼間（6時から20時まで）の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。			昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の平均値 (ppm)
				達成	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		
		(日)	(時間)		(日)	(時間)	
一般局	倉敷美和	47	226	×	1	1	0.032
	監視センター	18	73	×	0	0	0.026
	春日	55	260	×	1	1	0.033
	連島	69	345	×	0	0	0.035
	塩生	54	253	×	0	0	0.033
	松江	19	81	×	0	0	0.028
	福田	43	191	×	1	2	0.032
	西阿知	50	237	×	1	3	0.031
	玉島	52	250	×	0	0	0.029
	船穂	60	294	×	1	2	0.034
	真備	73	350	×	1	2	0.033
	児島	55	280	×	0	0	0.033
	郷内	53	250	×	0	0	0.031
	天城	43	204	×	1	1	0.032
	茶屋町	42	168	×	0	0	0.028
	庄	50	248	×	0	0	0.030

※ 1時間値 0.12ppm 以上が注意報発令の濃度レベルであるため、参考として記載している。

(2) 光化学オキシダント情報の発令日数及び1時間値の最高値の推移は、次のとおりである。

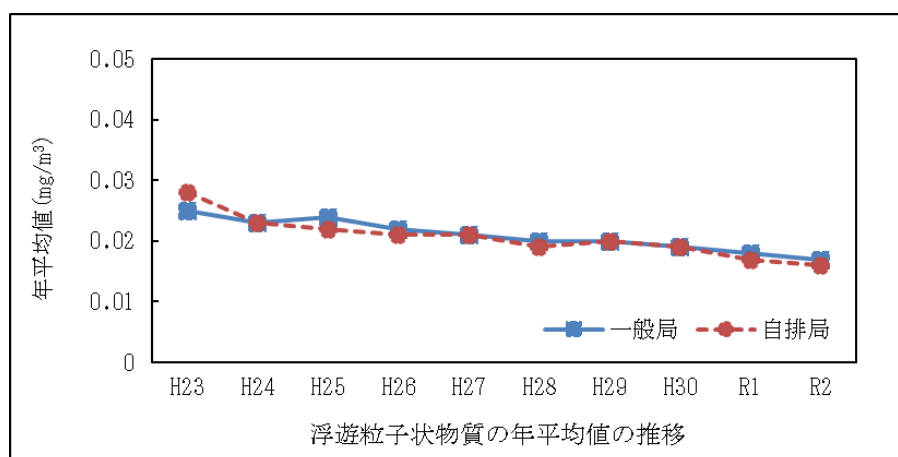


5 浮遊粒子状物質 (SPM)

(1) 測定した 19 局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準を達成しなかった測定局は 2 局であった。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		達成
(mg/m ³)	有・無		(時間)	(%)	(日)	(%)			
一般局	倉敷美和	0.038	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.045	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	春日	0.055	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	連島	0.045	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.039	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.053	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.042	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西阿知	0.042	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.051	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	船穂	0.051	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.041	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	郷内	0.039	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.048	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	茶屋町	0.050	無	○	2	0.00	0	0.00	×
	庄	0.039	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	広江	0.047	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	呼松	0.043	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	大高	0.046	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.046	無	○	1	0.00	0	0.00	×

(2) 一般局 (17 局) 及び自排局 (2 局) における年平均値の推移は次のとおりである。

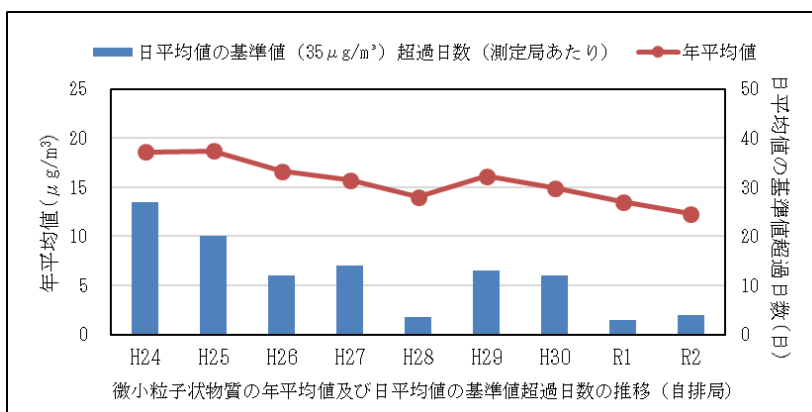
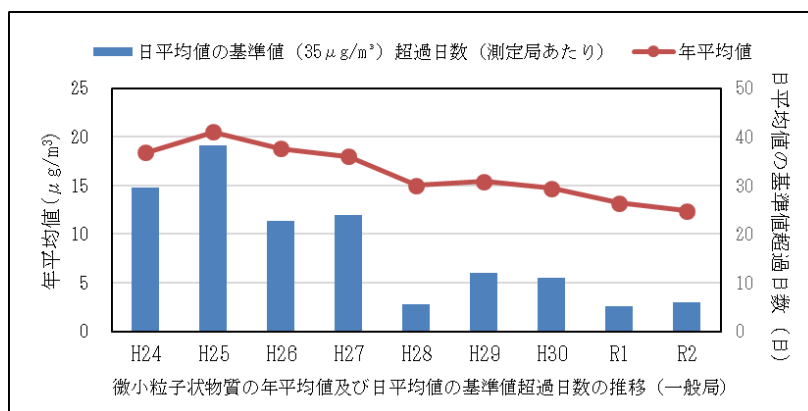


6 微小粒子状物質 (PM2.5)

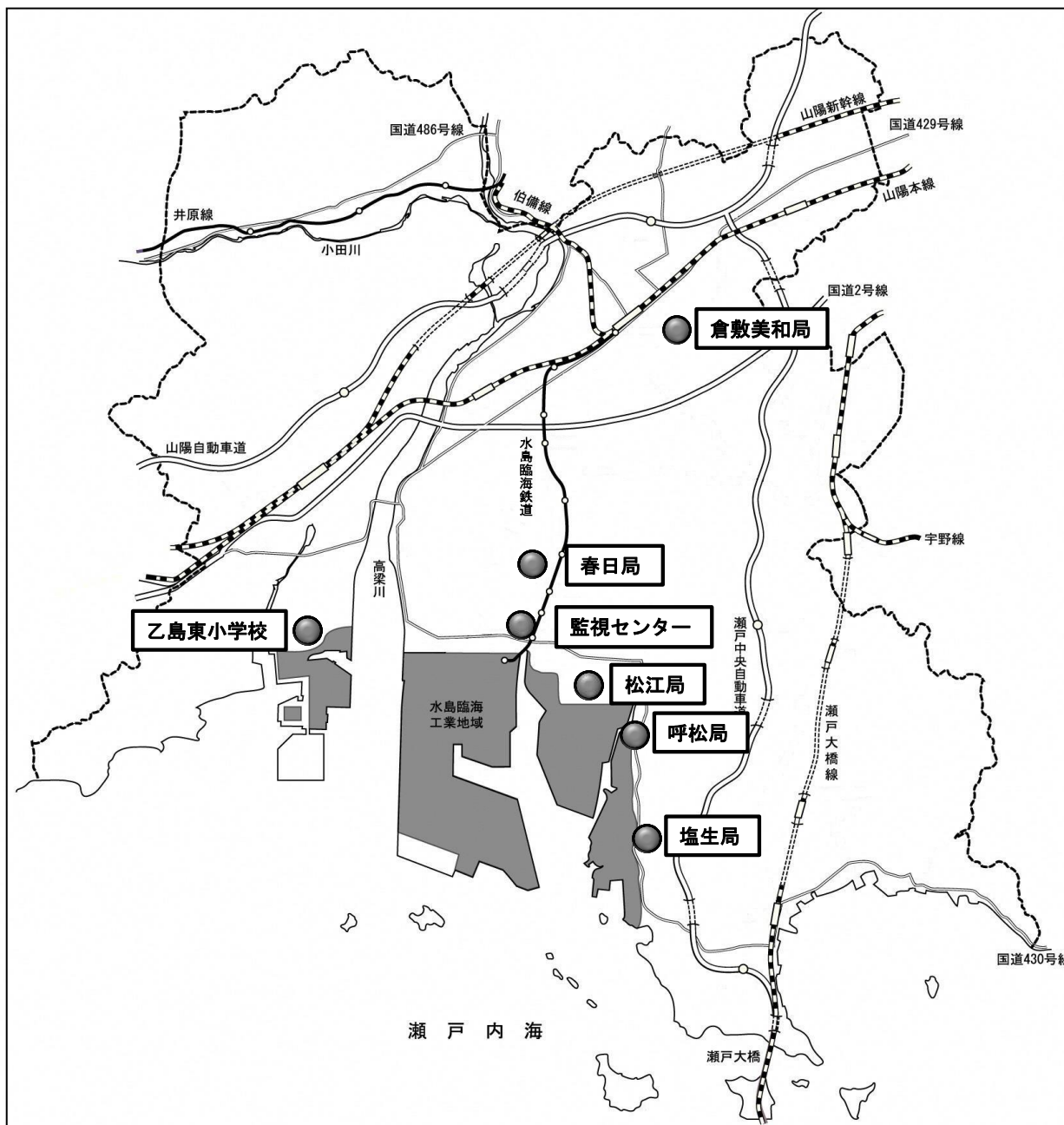
(1) 平成 24 年度から評価を開始しており、令和 2 年度に測定した 10 局について、7 局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合に環境基準達成とする。				日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
		長期基準		短期基準			
		年平均値		日平均値の年間98%値		日 (日)	割合 (%)
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成		
一般局	倉敷美和	12.3	○	32.7	○	5	1.4
	監視センター	12.6	○	33.0	○	5	1.4
	塩生	12.9	○	34.9	○	7	1.9
	松江	14.0	○	35.8	×	8	2.2
	玉島	10.3	○	30.8	○	3	0.8
	真備	11.1	○	26.9	○	2	0.6
	児島	13.1	○	36.1	×	9	2.5
	茶屋町	14.1	○	38.6	×	11	3.4
	庄	11.2	○	31.5	○	4	1.1
自排局	大高	12.3	○	32.2	○	4	1.1

(2) 一般局及び自排局における年平均値及び日平均値の基準値の超過日数の推移は次のとおりである。



有害大気汚染物質等測定地点図



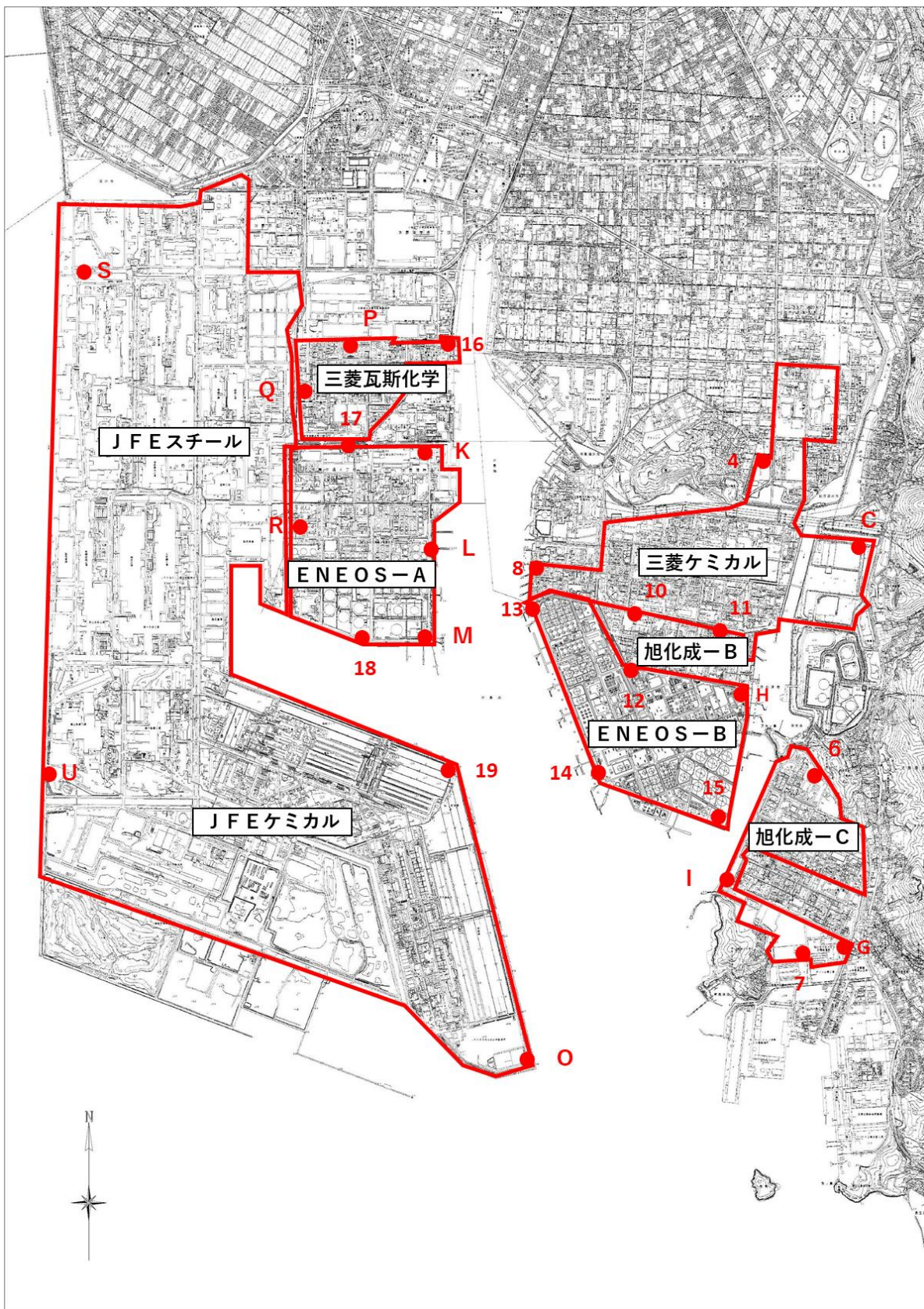
有害大気汚染物質等測定結果

- 1 全ての地点で環境基準を達成した。
- 2 全ての地点で指針値を下回った結果であった。

測定地点		倉敷 美和局	松江局	塩生局	春日局	乙島東 小学校	呼松局	監視 センター	環境基準値 (指針値)
物質名	単位								
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.040	0.34	0.12	0.054	0.047	0.19	0.058	(2以下)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.018	0.041	0.025	0.017	0.029	0.025	0.020	(10以下)
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	1.3	1.3	1.4	1.7	1.3	1.2	(94以下)
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	0.19	0.19	0.20	0.16	0.18	0.17	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.15	0.27	0.16	0.15	0.14	0.19	0.19	(1.6以下)
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.76	0.97	0.78	0.96	1.1	0.73	0.79	150以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.048	0.37	0.12	0.067	0.083	0.30	0.064	200以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.058	1.1	0.23	0.082	0.051	0.67	0.070	130以下
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	4.7	8.6	3.6	7.2	9.2	3.6	5.5	
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.064	0.13	0.080	0.13	0.21	0.099	0.096	(2.5以下)
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	2.3	1.0	1.4	1.2	1.7	1.6	3以下
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.0	2.3						(120以下)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.0	3.1						
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.064	0.096						
ニッケル化合物	ng/m^3	3.2	9.4						(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	1.4	2.7						(6以下)
バリウム及びその化合物	ng/m^3	0.017	0.026						
マンガソ及びその化合物	ng/m^3	56	76						(140以下)
クロム及びその化合物 ※	ng/m^3	3.2	9.0						
水銀及びその化合物	ng/m^3	1.7	2.1						(40以下)
ベンゾ [a] ピレン	ng/m^3	0.44	3.1						

※1 全て年平均値。
 ※2 「クロム及び三価クロム化合物」, 「六価クロム及びその化合物」については, 個別の測定が困難なため, 2項目の合計である「クロム及びその化合物」として測定している。

指定事業所敷地境界線における測定地点図



指定事業所におけるベンゼン自主測定結果

指 定 事 業 所 名	敷地境界地点名	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	10, 11, 12, H	0.5未満 ~ 35.4
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	6, I, 7, G	0.5未満 ~ 2.7
ENEOS(株) 水島製油所A工場	K, L, M, 18, R	0.5未満 ~ 142.2
ENEOS(株) 水島製油所B工場	13, 14, 15, H	0.5未満 ~ 38.2
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	S, U, 19, O	0.5未満 ~ 10.3
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	4, 8, 10, C	0.5未満 ~ 14.1
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	16, 17, P, Q	0.5未満 ~ 23.2

※当該指定事業所の敷地境界で測定された値であり, 周辺指定事業所からの影響も考えられる。

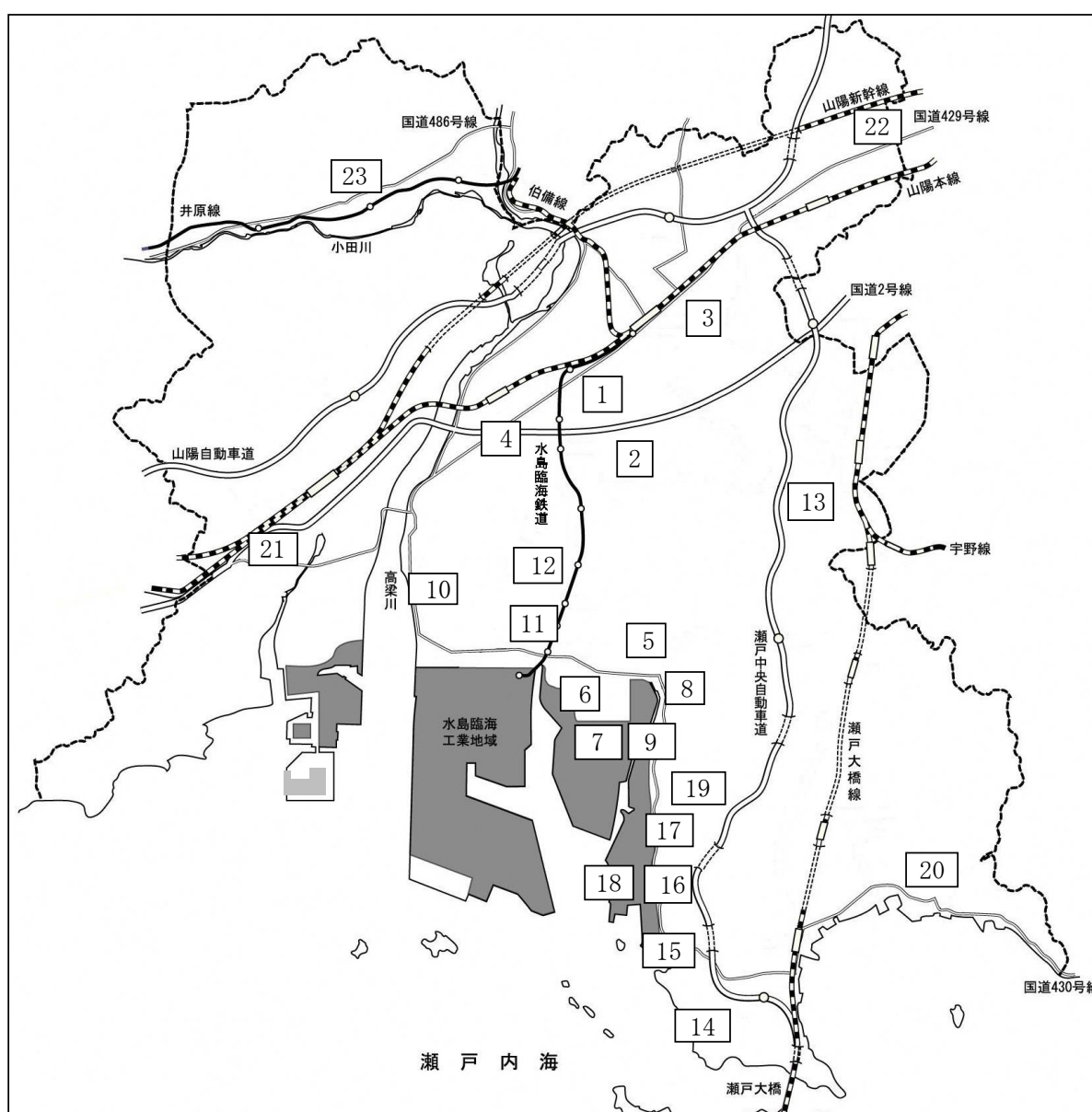
指定事業所におけるベンゼンの大気排出量

指 定 事 業 所 名	令和元年度 排 出 量	令和2年度 排 出 量	増 減 量 (t/年)
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	0.138	0.128 ^(※)	▲0.010
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	0.003	0.004 ^(※)	0.001
ENEOS(株) 水島製油所A工場	0.474	0.487 ^(※)	0.013
ENEOS(株) 水島製油所B工場	0.613	0.458 ^(※)	▲0.155
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	2.48	1.86	▲0.62
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	0.118	0.117	▲0.001
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	0.50	0.47 ^(※)	▲0.03
合 計	4.326	3.524	▲0.802

※令和2年度末時点における推定値。

降下ばいじん測定地点図

No.	地点名	No.	地点名	No.	地点名	No.	地点名
1	大高	7	松江	13	天城	19	宇野津
2	葦高	8	広江	14	大室	20	田の口
3	倉敷美和	9	呼松	15	通生	21	玉島
4	西阿知	10	連島	16	塩生	22	庄
5	福田	11	監視センター	17	宇頭間・金濱	23	真備
6	南畝	12	春日	18	高島		



降下ばいじん測定結果

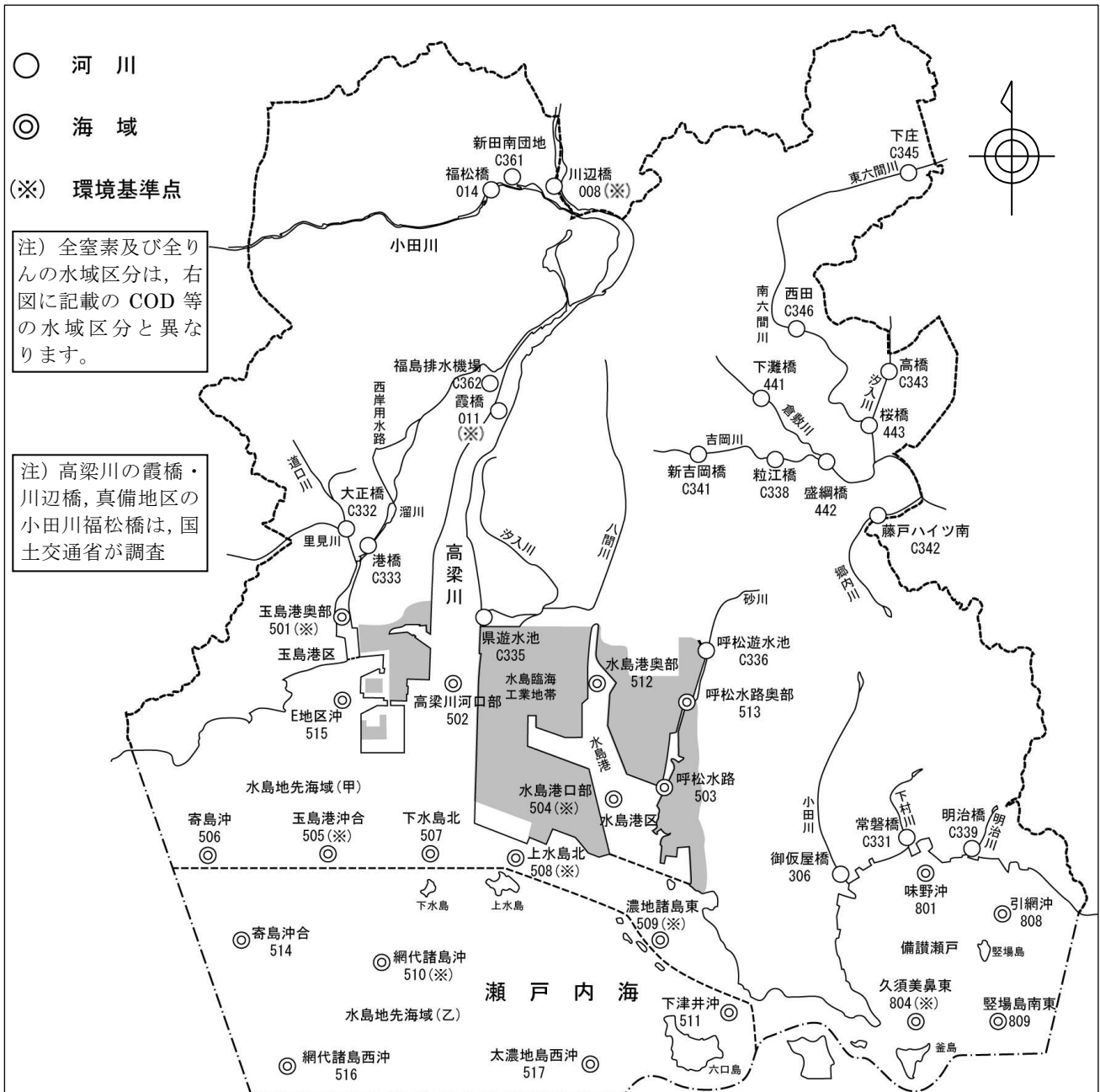
令和2年度の降下ばいじん量について、市内の平均値は2.1g/m²/月であり、令和元年度と比べて、0.1g/m²/月減少した。

令和2年度 降下ばいじん測定結果

【単位：g/m²/月】

地点名	平均値	最大値	最小値	地点名	平均値	最大値	最小値
1 大高	1.4	3.3	0.5	13 天城	1.9	3.9	0.5
2 葦高	1.6	2.4	1.0	14 大室	1.5	3.1	0.7
3 倉敷美和	1.1	2.3	0.4	15 通生	1.8	2.9	1.0
4 西阿知	1.3	2.5	0.5	16 塩生	3.8	7.4	1.7
5 福田	2.7	4.1	0.7	17 宇頭間・金濱	2.9	4.9	1.6
6 南畝	3.6	6.3	1.7	18 高島	3.2	7.9	1.0
7 松江	3.5	5.2	1.9	19 宇野津	2.3	3.5	1.4
8 広江	2.5	3.7	1.1	20 田の口	1.2	2.0	0.5
9 呼松	3.0	4.7	1.5	21 玉島	1.7	2.7	1.1
10 連島	1.3	1.9	1.0	22 庄	1.4	2.6	0.5
11 監視センター	2.2	4.4	1.2	23 真備	1.1	2.2	0.5
12 春日	1.8	3.1	1.0	全市平均	2.1		

公共用水域測定地点図



健康項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	29 (河川15, 海域14)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	〃	0	0.01以下
4	六価クロム	〃	0	0.05以下
5	ひ素	〃	0	0.01以下
6	総水銀	〃	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	27 (河川13, 海域14)	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	29 (河川15, 海域14)	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	〃	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.002以下
11	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.004以下
12	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
16	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
17	テトラクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
19	チウラム	〃	0	0.006以下
20	シマジン	〃	0	0.003以下
21	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
22	ベンゼン	〃	0	0.01以下
23	セレン	〃	0	0.01以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	36 (河川15, 海域21)	0	10以下
25	ふっ素	15 (河川のみ)	0	0.8以下
26	ほう素	〃	0	1以下
27	1,4-ジオキサン	29 (河川15, 海域14)	0	0.05以下

生活環境項目（BOD 及び COD）の測定結果

生活環境項目	環境基本法的生活環境の保全に関する環境基準に指定されている項目
水素イオン濃度（pH），生物化学的酸素要求量（BOD），化学的酸素要求量（COD），浮遊物質量（SS），溶存酸素量（DO），大腸菌群数，ノルマルヘキサン抽出物質（油分），全窒素，全りん，全亜鉛，ノニルフェノール，直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS），底層DO（以上13項目）	

1 河川（21地点）

地点番号	水域名	地点名	BOD：75%値（mg/L）					環境基準値	
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
008	高梁川下流	川辺橋	0.6	0.9	0.7	0.8	0.8	○	3以下
011		霞橋	0.8	1.9	1.2	1.7	1.2	○	
441	倉敷川	下灘橋	2.1	2.0	1.5	1.3	1.5	○	5以下
442		盛綱橋	2.9	2.3	2.0	2.4	2.5	○	
443		桜橋	3.1	3.5	2.8	2.3	3.6	○	
C338		粒江橋	2.5	2.9	2.3	2.3	2.3	○	
C341		新吉岡橋	2.1	2.3	1.3	1.3	1.5	○	
C342		藤戸ハイツ南	2.7	3.9	2.7	3.5	3.2	○	
C343		高橋	1.9	3.0	2.7	1.4	1.6	○	
C345		下庄	3.5	3.2	4.5	3.2	2.7	○	
C346		西田	1.5	2.0	2.6	2.2	1.6	○	
014	小田川下流	福松橋	1.2	1.4	1.3	1.5	2.0	○	3以下
C361	真備地区	新田南団地	2.9	3.3	2.2	2.4	3.6	-	-
306	小田川（児島地区）	御仮屋橋	2.9	4.3	2.2	2.2	2.9	-	-
C332	里見川	大正橋	3.7	4.7	4.2	4.0	4.4	○	8以下
C331	下村川	常磐橋	2.6	2.1	1.4	2.7	2.3	-	-
C333	溜川	港橋	2.3	2.8	2.0	2.0	2.3	-	-
C335	県遊水池	水門内	2.5	3.8	2.2	2.1	2.7	-	-
C336	呼松遊水池	水門内	6.0	5.5	4.2	4.6	4.4	-	-
C339	明治川	明治橋	2.2	2.9	2.4	4.7	9.2	-	-
C362	船穂川	福島排水機場	2.0	2.7	1.4	1.9	1.7	-	-
							環境基準適合率	100%	

2 海域（21地点）

地点番号	水域名	地点名	COD：75%値（mg/L）					環境基準値	
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
503	水島港区	呼松水路	3.8	3.3	2.7	3.0	3.1	○	8以下
504		水島港口部	3.2	2.6	2.6	3.0	2.9	○	
512		水島港奥部	3.2	2.7	2.7	2.8	2.7	○	
513		呼松水路奥部	5.2	3.8	4.1	3.5	4.1	○	
501	玉島港区	玉島港奥部	4.4	3.9	3.8	3.2	4.0	○	8以下
502	水島地先海域（甲）	高梁川河口部	3.5	2.8	2.7	2.4	2.6	○	3以下
505		玉島港沖合	3.1	2.7	2.6	2.7	2.6	○	
506		寄島沖	3.2	2.6	2.7	2.6	2.5	○	
507		下水島北	2.8	2.2	2.5	2.6	2.4	○	
508		上水島北	3.0	2.7	2.6	2.5	2.5	○	
509		濃地諸島東	2.5	2.3	2.3	2.4	2.2	○	
515		E地区沖	3.5	2.8	2.7	2.7	2.9	○	
510	水島地先海域（乙）	網代諸島沖	2.8	2.2	2.4	2.1	2.2	×	2以下
511		下津井沖	2.5	2.4	2.2	2.0	2.0	○	
514		寄島沖合	2.9	2.1	2.3	2.2	2.2	×	
516		網代諸島西沖	3.0	2.1	2.2	2.2	2.3	×	
517	太濃地島西沖	2.9	2.1	2.1	2.2	2.0	○		
801	備讃瀬戸	味野沖	2.5	2.2	2.1	2.3	2.1	×	2以下
804		久須美鼻東	2.4	2.2	2.3	2.1	2.0	○	
808		引網沖	2.6	2.2	2.2	2.1	2.0	○	
809		堅場島南東	2.6	2.0	2.1	2.0	2.0	○	
							環境基準適合率	81.0%	

備考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準があてはめられた地点数）
 ※年間の75%値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

生活環境項目（全窒素及び全りん）の測定結果

1 全窒素

地点番号	水域名	地点名	全窒素：年間平均値(mg/L)					環境基準値	
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
503	水島港区	呼松水路	1.6	1.4	1.0	1.9	1.2	×	0.6以下
504		水島港口部	0.31	0.19	0.23	0.23	0.23	○	
512		水島港奥部	-	-	0.23	0.26	0.28	○	
513		呼松水路奥部	-	-	0.50	0.57	0.76	×	
501	水島地先 海 域	玉島港奥部	0.48	0.51	0.36	0.31	0.41	×	0.3以下
502		高梁川河口部	0.54	0.41	0.29	0.38	0.53	×	
505		玉島港沖合	0.29	0.16	0.20	0.23	0.22	○	
506		寄 島 沖	0.23	0.15	0.19	0.22	0.25	○	
507		下 水 島 北	-	-	0.18	0.31	0.35	×	
508		上 水 島 北	0.31	0.18	0.22	0.22	0.20	○	
509		濃地諸島東	0.24	0.17	0.19	0.20	0.19	○	
515	E 地区 沖	0.31	0.24	0.20	0.28	0.33	×	0.3以下	
510	備讃瀬戸 (口)	網代諸島沖	0.23	0.14	0.18	0.19	0.17		○
511		下 津 井 沖	-	-	0.16	0.21	0.19		○
514		寄 島 沖 合	-	-	0.16	0.27	0.34		×
516		網代諸島西沖	0.20	0.11	0.15	0.22	0.25	○	
517	太濃地島西沖	-	-	0.17	0.19	0.19	○	0.3以下	
801	備讃瀬戸 (イ)	味 野 沖	0.22	0.13	0.17	0.17	0.17		○
804		久須美鼻東	0.23	0.13	0.18	0.17	0.16		○
808		引 網 沖	-	-	0.16	0.17	0.17		○
809		豎場島南東	-	-	0.17	0.18	0.16	○	
					環境基準適合率	66.7%			

2 全りん

地点番号	水域名	地点名	全りん：年間平均値(mg/L)					環境基準値	
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
503	水島港区	呼松水路	0.048	0.057	0.049	0.057	0.057	×	0.05以下
504		水島港口部	0.030	0.030	0.030	0.032	0.033	○	
512		水島港奥部	-	-	0.027	0.035	0.038	○	
513		呼松水路奥部	-	-	0.055	0.069	0.086	×	
501	水島地先 海 域	玉島港奥部	0.058	0.082	0.065	0.064	0.088	×	0.03以下
502		高梁川河口部	0.040	0.046	0.028	0.043	0.045	×	
505		玉島港沖合	0.031	0.028	0.026	0.031	0.036	×	
506		寄 島 沖	0.025	0.026	0.024	0.031	0.035	×	
507		下 水 島 北	-	-	0.022	0.035	0.039	×	
508		上 水 島 北	0.031	0.029	0.028	0.030	0.033	×	
509		濃地諸島東	0.026	0.026	0.027	0.028	0.032	×	
515	E 地区 沖	0.031	0.037	0.027	0.041	0.050	×	0.03以下	
510	備讃瀬戸 (口)	網代諸島沖	0.026	0.026	0.025	0.028	0.033		×
511		下 津 井 沖	-	-	0.021	0.029	0.031		×
514		寄 島 沖 合	-	-	0.020	0.031	0.037		×
516		網代諸島西沖	0.021	0.023	0.023	0.029	0.034	×	
517	太濃地島西沖	-	-	0.023	0.030	0.031	×	0.03以下	
801	備讃瀬戸 (イ)	味 野 沖	0.025	0.025	0.023	0.029	0.031		×
804		久須美鼻東	0.028	0.026	0.027	0.028	0.030		○
808		引 網 沖	-	-	0.024	0.028	0.032		×
809		豎場島南東	-	-	0.025	0.030	0.030	○	
					環境基準適合率	19.0%			

備考

環境基準適合率 = (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数)
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

その他の生活環境項目の測定結果

1 水生生物の保全に係る水質環境基準項目

(1) 全亜鉛

地点 番号	水域名	地点名	全亜鉛：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
501	備讃瀬戸	玉島港奥部	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	○	0.02以下
504		水島港口部	0.006	0.004	0.004	0.004	0.003	○	
505	備讃瀬戸 (イ)	玉島港沖合	0.002	0.003	0.002	0.001	0.002	○	0.01以下
508		上水島北	0.002	0.002	0.002	0.001	0.003	○	
509		濃地諸島東	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	○	
510		網代諸島沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	
804		久須美鼻東	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	○	
							環境基準適合率	100%	

(2) ノニルフェノール

地点 番号	水域名	地点名	ノニルフェノール：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
510	備讃瀬戸 (イ)	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
804		久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	
							環境基準適合率	100%	

(3) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

地点 番号	水域名	地点名	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	○	0.01以下
510	備讃瀬戸 (イ)	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
804		久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0007	○	
							環境基準適合率	100%	

備考

環境基準適合率 = (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数)
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

2 その他の生活環境項目

(1) 河川

地点番号	水域名	地点名	pH				D0(mg/L)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値
008	高梁川下流	川辺橋	7.5-9.1	7.7-8.4	7.8-8.9	6.5-8.5	7.5-12	7.7-12	7.1-13	5以上
011		霞橋								
441	倉敷川	下灘橋	7.3-8.7	7.0-8.8	7.1-8.8	6.5-8.5	2.9-14	4.6-11	3.7-13	5以上
442		盛綱橋								
443		桜橋								
C338		粒江橋								
C341		新吉岡橋								
C342		藤戸 ハイツ南								
C343		高橋								
C345		下庄								
C346		西田								
014	小田川下流	福松橋	7.5-8.6	7.6-8.6	7.7-8.7	6.5-8.5	5.1-11	6.9-14	6.0-13	5以上
C332	里見川	大正橋	7.6-9.1	7.7-9.3	7.4-9.1	6.0-8.5	7.3-15	5.9-14	6.0-13	2以上
環境基準適合率(%)			94.8	95.7	89.7		99.1	98.3	97.4	

地点番号	水域名	地点名	SS(mg/L)				大腸菌群数(MPN/100mL)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値
008	高梁川下流	川辺橋	<1-11	1-8	<1-11	25以下	79-28,000	220-7,900	330-790,000	5,000以下
011		霞橋								
441	倉敷川	下灘橋	1-82	<1-57	2-46	50以下	-	-	-	-
442		盛綱橋								
443		桜橋								
C338		粒江橋								
C341		新吉岡橋								
C342		藤戸 ハイツ南								
C343		高橋								
C345		下庄								
C346		西田								
014	小田川下流	福松橋	1-11	1-7	1-10	25以下	7,000-460,000	3,300-330,000	1,300-170,000	5,000以下
C332	里見川	大正橋	5-27	10-32	7-35	100以下	-	-	-	-
環境基準適合率(%)			99.1	99.1	100.0		55.6	69.4	55.6	

(2) 海域

地点番号	水域名	地点名	pH				D0(mg/L)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値
503	水島港区	呼松水路	7.5-8.6	7.7-8.4	7.5-8.6	7.0-8.3	5.5-11	5.9-10	6.3-10	2以上
504		水島港口部								
512		水島港奥部								
513		呼松水路奥部								
501	玉島港区	玉島港奥部	7.6-8.3	7.9-8.6	7.7-8.7	7.0-8.3	6.2-10	6.5-13	5.7-12	2以上
502	水島地先海域(甲)	高梁川河口部	7.9-8.4	7.9-8.6	7.8-8.6	7.8-8.3	6.3-10	6.6-11	5.7-12	5以上
505		玉島港沖								
506		寄島沖								
507		下水島北								
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	7.9-8.4	8.0-8.5	7.9-8.3	7.8-8.3	6.2-9.8	6.1-10	5.8-10	7.5以上
511		下津井沖								
514		寄島沖合								
516		網代諸島西沖								
517		太濃地島西沖								
801	備讃瀬戸	味野沖	7.9-8.3	8.0-8.3	7.9-8.3	7.8-8.3	6.0-9.8	4.7-10	6.2-10	7.5以上
804		久須美鼻東								
808		引網沖								
809		豎場島南東								
環境基準適合率(%)			96.8	96.0	96.3	 	86.5	86.1	83.0	

地点番号	水域名	地点名	大腸菌群数(MPN/100mL)				ノルマルヘキサン抽出物質(油分)			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値
503	水島港区	呼松水路	-	-	-	-	-	-	-	-
504		水島港口部								
512		水島港奥部								
513		呼松水路奥部								
501	玉島港区	玉島港奥部	-	-	-	-	-	-	-	-
502	水島地先海域(甲)	高梁川河口部	-	-	-	-	ND	ND	ND	検出されないこと
505		玉島港沖								
506		寄島沖								
507		下水島北								
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	<1.8-110	<1.8-920	<1.8-3500	1,000以下	ND	ND	ND	検出されないこと
511		下津井沖								
514		寄島沖合								
516		網代諸島西沖								
517		太濃地島西沖								
801	備讃瀬戸	味野沖	<1.8-70	<1.8-6.8	<1.8-2400	1,000以下	ND	ND	ND	検出されないこと
804		久須美鼻東								
808		引網沖								
809		豎場島南東								
環境基準適合率(%)			100	100	92.9	 	100	100	100	

要監視項目の指針値超過状況

No	項 目	項目別測定地点数	指針値 超過地点数	指針値 (mg/L)	
(人の健康の保護に関する項目)					
1	クロロホルム	28 (河川14, 海域14)	0	0.06 以下	
2	トランス-1,2-ジクロエチレン	〃	0	0.04 以下	
3	1,2-ジクロプロパン	〃	0	0.06 以下	
4	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 以下	
5	イソキサチオン	〃	0	0.008 以下	
6	ダイアジノン	〃	0	0.005 以下	
7	フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 以下	
8	イソプロチオラン	〃	0	0.04 以下	
9	オキシシン銅(有機銅)	〃	0	0.04 以下	
10	クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 以下	
11	プロピザミド	〃	0	0.008 以下	
12	E P N(有機燐)	〃	0	0.006 以下	
13	ジクロロボス(DDVP)	〃	0	0.008 以下	
14	フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 以下	
15	イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 以下	
16	クロルニトロフェン(CNP)	〃	-	-	
17	トルエン	〃	0	0.6 以下	
18	キシレン	〃	0	0.4 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	12 (河川5, 海域7)	0	0.06 以下	
20	ニッケル	〃	-	-	
21	モリブデン	〃	0	0.07 以下	
22	アンチモン	〃	0	0.02 以下	
23	塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 以下	
24	エビクロロヒドリン	〃	0	0.0004 以下	
25	全マンガン	〃	1	0.2 以下	
26	ウラン	〃	7	0.002 以下	
(水生生物の保全に関する項目)					
				生物特A	生物A
1	クロロホルム(再掲)	28 (河川14, 海域14)	0	0.8 以下	0.8 以下
27	フェノール	12 (河川5, 海域7)	0	0.2 以下	2 以下
28	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03 以下	0.3 以下
29	4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004 以下	0.0009 以下
30	アニリン	〃	0	0.1 以下	0.1 以下
31	2,4-ジクロロフェノール	〃	0	0.01 以下	0.02 以下

備 考

ウランの指針値超過がみられた地点は海域のみ全地点。濃度は0.0024~0.0027 mg/Lであった。
 全マンガンの指針値超過が見られた地点は河川のみ1地点。濃度は0.28 mg/Lであった。
 水生生物の保全に関する項目の指針値については、市内の公共用水域で類型指定されている海水域の生物特A及び生物Aの値を記載している。

地下水環境基準項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	6 (概況のみ6)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	〃	0	0.01以下
4	六価クロム	〃	0	0.05以下
5	ヒ素	〃	1	0.01以下
6	総水銀	〃	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	8 (概況6, 継続2)	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.02以下
11	クロロエチレン	〃	0	0.002以下
12	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.04以下
13	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
14	1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
17	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	テトラクロロエチレン	〃	2	0.01以下
19	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
20	チウラム	6 (概況のみ6)	0	0.006以下
21	シマジン	〃	0	0.003以下
22	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
23	ベンゼン	8 (概況6, 継続2)	0	0.01以下
24	セレン	6 (概況のみ6)	0	0.01以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	1	10以下
26	ふっ素	8 (概況6, 継続2)	3	0.8以下
27	ほう素	〃	0	1以下
28	1,4-ジオキサン	〃	0	0.05以下

備 考

概況：地下水概況調査
市内の地下水水質の状況を把握するため毎年6地点以上の井戸で実施している。
継続：地下水継続監視調査
環境基準値を超過した井戸について継続的に実施している。

地下水概況調査の測定結果（試料採取日：令和2年10月27日）

調査項目 (mg/L)	船穂町船穂	二日市	西阿知町新田	玉島道口	児島由加	真備町妹	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05以下
ひ素	<0.005	0.014	0.009	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.22	0.03	<0.03	16	<0.03	1.6	10以下
ふっ素	0.09	0.9	0.41	0.08	<0.08	0.2	0.8以下
ほう素	<0.03	0.75	0.10	<0.03	<0.03	<0.03	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

は環境基準値の超過を示す。

NDは検出されていないことを示す。

地下水継続監視調査の測定結果（試料採取日：令和3年2月4日）

調査項目 (mg/L)	児島唐琴		鳥羽		環境基準値 (mg/L)
	A	B	A	B	
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	-	-	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	-	-	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	-	-	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	-	-	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	-	-	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	-	-	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	-	-	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.0002	-	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.061	0.042	-	-	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	-	-	0.002以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	-	-	0.01以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	-	-	0.002以下
ふっ素	-	-	1.6	2.6	0.8以下

は環境基準値の超過を示す。

測定地点ごとの測定結果

1 大気

(pg-TEQ/m³)

調査地点	(参考)令和元年度	令和2年度	環境基準
	年平均値	年平均値	
松江局	0.034	0.024	0.6 以下
豊洲局	0.040	0.030	

◎ 調査実施日

- ① 春季：令和2年 5月 8日～ 5月 15日
- ② 夏季：令和2年 8月 7日～ 8月 14日
- ③ 秋季：令和2年 11月 13日～ 11月 20日
- ④ 冬季：令和3年 2月 5日～ 2月 12日

2 公共用水域（水質・底質）

(水質：pg-TEQ/L 底質：pg-TEQ/g)

調査地点		(参考)令和元年度		令和2年度		環境基準値
		水質	水質	水質	底質	
河川	高梁川 霞橋※	0.088	0.95	0.11	3.8	(水質) 1以下
	倉敷川 下灘橋	0.13	33	0.13	22	
	倉敷川 盛綱橋	0.18	1.7	0.23	1.9	
	六間川 桜橋	0.18	11	0.30	13	
	県遊水地 水門内	0.14	0.97	0.19	1.0	
	小田川 御仮屋橋	0.67	6.6	0.17	1.7	
	溜川 港橋	0.14	1.1	0.39	2.4	
海域	玉島港区C (501)	0.14	13	0.11	11	(底質) 150以下
	水島港区C (503)	0.12	1.9	0.071	1.8	
	水島港区C (504)	0.054	6.4	0.052	5.6	
	水島地先B (505)	0.060	3.2	0.062	2.1	
	水島地先B (508)	0.077	0.23	0.052	0.26	
	水島地先B (509)	0.054	0.26	0.061	0.23	
	水島地先A (510)	0.049	0.50	0.051	0.66	
児島地先A (804)	0.053	0.17	0.053	0.27		

※高梁川 霞橋の調査は国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所が実施。

◎ 調査実施日

河川：令和2年 9月 29日, 11月 24日

海域：令和2年 10月 29日, 30日

3 地下水

(pg-TEQ/L)

調査地点	地下水質	環境基準値
児島由加 寺社	0.052	1 以下
真備町妹 寺社	0.051	
児島田の口 民家(継続調査)	2.7	

--

は環境基準値の超過を示す。

◎ 調査実施日

令和2年10月27日

4 土壌

(pg-TEQ/g)

調査地点	土壌	環境基準値
万寿幼稚園	0.32	1000 以下
大高幼稚園	0.021	
粒江幼稚園	1.3	
第一福田幼稚園	1.2	
第四福田幼稚園	0.21	
味野幼稚園	0.98	
玉島幼稚園	0.56	
船穂幼稚園	0.0039	

◎ 調査実施日

令和2年11月17日, 18日

事業者による測定結果の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、令和2年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおりまとめた。測定結果は、全ての施設において排出基準値以下であった。

1 自主測定結果の報告状況

区分	施設数	報告対象施設	報告実施施設	未報告施設	報告対象外施設	廃止施設
排出ガス	51	45	45	0	6	0
ばいじん	36	15	15	0	21	0
燃え殻	36	15	15	0	21	0
排出水	25	15	15	0	10	0

2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行っていく。

事業者による測定結果一覧表

整理番号	工場又は事業場の名称	施設番号、名称	排出ガス		排水	ばいじん	燃え殻	
			試料採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	測定結果 (pg-TEQ/l)	測定結果 (ng-TEQ/g)	測定結果 (ng-TEQ/g)	
1	ウッドメイク工業株式会社	A-1	R3.3.2	0.22	—			
2	ENEOS株式会社 水島製油所 B工場	1WD-RK-301	R2.12.16	0.00011	—	0.013	0.0084	
		湿式集じん施設	—	—	0.0025	—	—	
3	株式会社大阪ソーダ 水島工場	F-831	R2.6.23	0.13	—			
		F-801	R2.6.9	0.0029	—			
		急冷塔(C-803)	—	—	0.97	—	—	
		塩酸吸収塔(C-805)	—	—		—	—	
		除害塔(C-806)	—	—		—	—	
		急冷塔(C-832)	—	—		—	—	
		塩酸吸収塔(C-844)	—	—		—	—	
		塩酸回収塔(C-854)	—	—		—	—	
		除害塔(C-848)	—	—		—	—	
4	有限会社クライム 焼却場	廃棄物焼却炉	R2.12.17	0.0054		—		0.033
5	倉敷企業株式会社 黒石事業所	地下式ガス化焼却炉 S型(UG-SS)	(休止)			—		
6	倉敷西部清掃施設組合清掃工場	1号炉	R2.9.17	1.7	—	2.9		
		2号炉	R2.9.17	0.94	—	2.9		
7	倉敷木材乾燥加工センター	A-1 TCS-2型補助バーナー付	R2.12.15	0	—	0		
8	クラモブレカットワークス	A-2 TMS-3型	(休止)		—			
9	株式会社クラレ倉敷事業所(玉島)	A-1廃棄物焼却炉	R2.5.7	0.029	—	0.049	0.0000036	
10	株式会社ケイ・エヌ・ビー児島事業所	A-1 地下式焼却炉GH-15型	R2.11.6	0.12	—	0.11	0.97	
11	JFE環境サービス株式会社 倉敷工場	木質系炭化設備炭化炉	R2.11.24	0.10	—			
		バイオマスボイラ	R3.5.7	0.48	—			
		木質系炭化設備減温塔	—	—	—	—	—	

6 ダイオキシン類

12	JFE条鋼株式会社 水島製造所	2号電気炉	R2.10.3	0.021	—	—	—
			R2.10.3	0.000092	—	—	—
13	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区)	30t電気炉	R2.12.15	0	—	—	—
		No.1焼結炉	(休止)		—	—	—
		No.2焼結炉	R2.10.14	0.034	—	—	—
		No.3焼結炉	R2.10.28	0.091	—	—	—
No.4焼結炉	—	—			—		
14	株式会社スズキフィック	A-1廃棄物焼却炉	R2.6.25	0.00046	—	—	0
15	住友化学株式会社 大分工場岡山プラント	2号CT	R2.7.8	0.00024	—	—	—
		2号CT#5905	—	—	0.0024	—	—
16	総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	1系	R2.11.25	0.062	—	2.4	0.0024
		2系	R2.7.1	0.064	—	2.3	0.0057
		灰の貯留施設	—	—	—	—	—
17	玉島軽金属工業株式会社	1号炉(1Ton炉)	R2.5.20	0.000011	—	—	—
		2号炉(2Ton炉)			—	—	—
		3号炉(4Ton回転炉)			—	—	—
		4号炉(新4Ton回転炉)			—	—	—
18	玉島軽金属工業株式会社乙島工場	3号アルミ溶解炉	R2.5.18	0.0000015	—	—	—
		5号アルミ溶解炉			—	—	—
		6号アルミ溶解炉			—	—	—
		7号アルミ溶解炉			—	—	—
19	株式会社トーヨー商事	廃棄物焼却炉	R2.12.22	9.5	—	0.26	0.88
20	東京製鐵株式会社 岡山工場	直流電気炉	R3.1.11	0.091	—	—	—
			R3.1.11	0.04	—	—	—
21	有限会社ナカイチ	A-1廃棄物焼却炉	R2.10.26	0.38	—	—	0.63
		A-1廃ガス洗浄施設	—	—	—	—	—
22	日本食品化工株式会社 水島工場	No.1ボイラー	R2.10.15	0.0001	—	0	0
			—	—	—	0.0015	—
		廃ガス洗浄施設(排煙脱硫装置)	—	—	0.0015	—	—
23	備南衛生施設組合 清鶴苑	ACE-600廃棄物焼却炉	(休止)		—	—	—

6 ダイオキシン類

24	水島エコワークス株式会社	NO.1	R2.9.18	0	—		
		NO.2			—		
		NO.3			—		
		NO.1	—	—		—	—
		NO.2	—	—		—	—
		NO.3	—	—		—	—
25	水島クリーンセンター	1号焼却炉	R2.11.27	0.011	—	0.37	0
		2号焼却炉			—	0.37	0
26	倉敷市 水島下水処理場	水島下水処理場	—	—	0.00063	—	—
27	倉敷市 水島清掃工場	1号炉	R3.1.6	0.00045	—	—	—
			R2.7.1	0.0000018	—	0.055	0.0000021
		2号炉	R2.7.1	0.0000029	—	0.055	0.0018
			R3.1.6	0.0000026	—	—	—
		焼却灰貯留槽	—	—		—	—
		固化灰貯留槽	—	—		—	—
28	三菱瓦斯化学株式会社 水島工場	B-031	(休止)		—		
		AB-031	R2.6.8	0.002	—		0.016
		YB-682	(休止)		—		
		NB-001	R2.8.12	0.000038	—	0.0021	
		B-031湿式集じん	—	—		—	—
		AB-031湿式集じん	—	—	0.017	—	—
		YB-682湿式集じん	—	—		—	—
		NB-001湿式集じん	—	—	0.017	—	—
29	三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	H-151	R2.9.29	0.00096	—		
		H-101	R2.9.29	0.0012	—		
		F-241	R2.9.30	0.0018	—		
		廃ガス冷却塔	—	—	0.0073	—	—
		湿式電気集塵器	—	—		—	—

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

1 排出ガスの基準

（単位：ng-TEQ/m³N）

区分			既設施設	新設施設
焼結鋼製造用焼結炉			1	0.1
製鋼用電気炉			5	0.5
アルミニウム合金製造施設			5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/時 以上	1	0.1
		2 t/時～4 t/時	5	1
		2 t/時 未満	10	5

（備考）

- 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。
- 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

（単位：pg-TEQ/L）

区分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

（単位：ng-TEQ/g）

区分	既設施設	新設施設
ばいじん・燃え殻	3 ^(*)	3

（備考）

- 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
- 2 ^(*)セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

【倉敷市】酸性雨調査結果（pH）

測定地点	令和2年度 調査結果	【参考】過去の測定結果（平成24～令和元年度）	
		平均値	最小～最大
環境監視センター（倉敷市水島東千鳥町）	5.1	5.2	4.7～5.5

調査地点図



(注) このページは、倉敷市から提供されたデータを基に県で作成した。

【倉敷市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和2年度 調査地点		測定結果（本/L）
1	松江一般環境大気測定局（倉敷市松江）	0.056、0.056（2地点）
2	倉敷市船穂支所（倉敷市船穂町船穂）	0.056、0.056（2地点）

※ 繊維状の物質（総繊維数）を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

※ 不検出とは、0.056（本/L）未満であることを表す。

大気中アスベスト濃度測定地点図



（注）このページは、倉敷市から提供されたデータを基に県で作成した。